

令和5年6月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月9日【先議・委員間討議】)

| | |
|--------------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、経過 | 1 |
| 分科会 | |
| 総務部長予算議案説明 | 2 |
| 予算議案に対する質疑 | 2 |
| 予算議案に対する討論 | 3 |
| 福祉保健部長予算議案説明 | 4 |
| こども政策局長予算議案説明 | 5 |
| 予算議案に対する質疑 | 6 |
| 予算議案に対する討論 | 14 |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 14 |

(第1日目)

| | |
|-----------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 16 |
| 2、出席者 | 16 |
| 3、審査事件 | 16 |
| 4、付託事件 | 16 |
| 5、経過 | |

(総務部)

分科会

| | |
|-----------------------|----|
| 総務部長予算に係る報告議案説明 | 17 |
| 予算に係る報告議案に対する質疑 | 17 |
| 予算に係る報告議案に対する討論 | 20 |

委員会

| | |
|-----------------------|----|
| 総務部長所管事項説明 | 21 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 22 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 23 |

(第2日目)

| | |
|-----------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 53 |
| 2、出席者 | 53 |
| 3、経過 | |

(教育委員会)

分科会

| | |
|------------------------|----|
| 教育長予算議案及び報告議案説明 | 53 |
| 予算議案及び報告議案に対する質疑 | 54 |
| 予算議案及び報告議案に対する討論 | 61 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 委員会 | |
| 教育長所管事項説明 | 6 1 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 6 4 |
| 高校教育課長補足説明 | 6 5 |
| 義務教育課長補足説明 | 6 5 |
| 陳情審査 | 6 8 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 7 4 |

(第3日目)

| | |
|-----------------|-------|
| 1、開催日時・場所 | 1 0 8 |
| 2、出席者 | 1 0 8 |
| 3、経過 | |

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

| | |
|---------------------------|-------|
| 福祉保健部長予算議案及び報告議案説明 | 1 0 8 |
| こども政策局長予算議案及び報告議案説明 | 1 0 9 |
| 予算議案及び報告議案に対する質疑 | 1 1 0 |
| 予算議案及び報告議案に対する討論 | 1 1 2 |

委員会

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 福祉保健部長総括説明 | 1 1 2 |
| こども政策局長所管事項説明 | 1 1 4 |
| 議案に対する質疑 | 1 1 5 |
| 議案に対する討論 | 1 1 5 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 1 1 6 |
| 感染症対策室長補足説明 | 1 1 7 |
| こども未来課長補足説明 | 1 1 8 |
| 陳情審査 | 1 1 9 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 1 2 3 |
| 「生涯を通じた国民皆歯科健診の実施を求める意見書」に係る委員間討議 | 1 5 5 |

| | |
|-------------|-------|
| 委員間討議 | 1 5 6 |
|-------------|-------|

| | |
|----------------|-------|
| ・審査結果報告書 | 1 5 7 |
|----------------|-------|

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(先議) (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料(先議) (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料(先議) (こども政策局)
- ・分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料 (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)

- ・分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)

先議・委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月9日

自 午後 1時28分
至 午後 2時45分
於 委員会室2

感染症対策室長 長谷川麻衣子 君
長寿社会課長 中村 直輝 君
障害福祉課長 佐藤 隆幸 君
こども政策局長 浦 亮治 君
こども未来課長 黒島 孝子 君
こども家庭課長 川村 喜実 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 千住 良治 君
副委員長（副会長） 山下 博史 君
委 員 堀江ひとみ 君
" 浅田ますみ 君
" 深堀ひろし 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 宮本 法広 君
" 白川 鮎美 君
" 富岡 孝介 君
" 湊 亮太 君

3、欠席委員の氏名

委 員 堤 典子 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君
学事振興課長 櫻間 秀道 君

福祉保健部長 寺原 朋裕 君
福祉保健部次長 石田 智久 君
福祉保健部次長 中尾美恵子 君
福祉保健課長 安藝雄一朗 君
医療政策課長 加藤 一征 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第51号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午後 1時28分 開会

【千住委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、堤委員から欠席する旨の届がでておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、深堀委員、富岡委員の2人をお願いいたします。

本日の議題は、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分及び令和5年6月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法についてお諮りいたします。

本日、審査する議案は、12日の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、

付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年6月定例会における本委員会の審査内容等についての委員間討議を行うこととしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

また、今回、総務部長が総務分科会にも出席する必要がありますことから、配付いたしております審査順序のとおり、まず総務部関係の審査を行い、終了後、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査をすることにしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【千住分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

まず、総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」第51号議案をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳出予算といたしまして、合計で2,278万9,000円の増を計上してございます。

この歳出予算の内容について、ご説明申し上げます。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校・各種学校に対しまして、電気・ガス料金にかかる高騰分の一部を支援する経費といたしまして、私立学校助成費2,278万9,000円の増を計上しております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】先議分の委員会横長資料の6ページですが、これをSideBooksで送信します。

それで、この6ページの内容としてはもちろん理解いたしますが、例えば令和5年2月の補正予算の時には寄宿舍の支援で食料費の上昇分の25%を県が算定したという説明がっておりますが、今回の施設に対する助成のいわゆる算定方式とか、そういうのはあるんですか。それを教えてください。

【櫻間学事振興課長】今回の補正予算の算定ですけれども、当課に限らず、エネルギー価格の高騰対策の予算につきましては、令和3年度のエネルギー価格の実績に基づく単価、これに令和3年3月から令和5年3月の物価上昇率を乗じまして、それに利用者数や施設数に応じて積み上げを行いまして、補助率の2分の1をした額が支援額として算定されております。

ちなみに、今回の学事振興課所管の私立学校に対する支援について具体的に申し上げますと、まず、先ほどございましたとおり、私立の小学

校、中学校、高校、専修学校、各種学校、これのうち休校及び生徒数が0人の学校を除き67校が支援の対象となっております。

これらの学校につきまして、令和3年度の電気代・ガス代の実績、これから生徒一人当たりの単価、生徒一人当たりになら電気代・ガス代がかかっているかというのを算出しまして、それが2万1,925円、約2万2,000円となるんですけども、この一人当たりの単価にそれぞれの学校の生徒数、それから物価高騰率というのが11.2%になるんですけども、これを掛けた額、その2分の1が支援額となりまして、対象となる67校分を積み上げますと2,185万円となります。これに事務費93万9,000円を加えた2,278万9,000円が補正予算の額となっております。

【堀江委員】これまで、いわゆる物価高騰対策に対しては、実績に基づいてというやり方でされていて、なかなかその算出が難しいというふうにも聞いておりました。

その中で、今回は、いわゆる生徒一人当たりの単価を出して、それに基づいて人数分を出すということで、何と言ったらいいんでしょう、いわゆる定額単価方式というか、そういうやり方で積算されたと理解していいのかどうか、改めてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】考え方は委員ご指摘のとおりでございます。昨年場合は実績値が出て、その実績値を基に率を掛けてということで支援額を確定しておりますけれども、その場合、申請者側が実績値を申請するために準備をする手間ですとか、あとは申請があった後に県の方で支出までの審査等に要する時間というのが、結構そこが煩雑になっておりました。時間的にもかかっていたということで、申請の手間や申請後できるだけ早く支出をするためにという

ところで、少し手続きを簡素化するという意味で定額方式に変更しております。

【堀江委員】最後にいたしますが、そうしますと、実績に基づいて額を出すということよりも定額で出すということでは、今回先議という形で開会日に判断をするわけです。そうしますと、学校側に届く期間というのは大分縮められると理解していいですか。

【櫻間学事振興課長】そのように考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【深堀委員】今の堀江委員の質疑と少し内容がかぶるんですけども、定額の補助単価を決めて支出をするということですが、期間ですね、令和5年度1年間というふうに見るのか、そのあたりはどうなっていますか。

【櫻間学事振興課長】申請できる期間ということではなくて、補助の対象となる期間ということで考えますと、それは令和5年度にかかる支援ということで期間としては考えております。

【深堀委員】では、令和5年度中のエネルギーの高騰部分に対する補助ということですよ。そうなれば、まだ実績が出てない段階で令和3年と令和5年3月との単価の差額を支給するわけですが、前払いで支援をするという位置づけになるわけですか。令和5年は、毎月毎月、そういった使用料を学校は払っていくわけですね。その前に、事前に令和5年度分だということで支出をするということになるんですか。

【櫻間学事振興課長】現在の高騰している状況を踏まえて、令和5年3月時点の高騰率を使っているんですけども、この状況が続くと、前払いという意識ではなく、高騰している分を、今年度これだけの高騰分を支払うということで、前払いをしているという整理ではありません。

【大田総務部長】予算全体の立てつけでございますけれども、おっしゃるとおり前払いかどうかという概念の差はあれど、年度を見るという意味では前に措置するということにはなりません。これが非常に難しいところは、精算方式にするのとびったり金額が一致するんですけれども、もともとそれに割り落とし率といいますか、完全に100%補助していませんものですから、実際にかかった実費よりいくということはずあり得ないという前提で、それを最後まで追いかけて3月に精算する方式と、やはりこういう形である程度割り切って、その一定額について算出してもう渡しきってしまうという方法、もちろん両方ありますけれども、今回につきましては後者の方をとらせていただいていますので、年間のものを年度当初というか6月あたりにお支払いするという形の整理でございます。

【深堀委員】よくわかりました。事業者といたしますか、学校側にとっては非常にありがたい仕組みであると思いますので、その中で、こういうことはないんでしょうけれども、例えば学校が年度の途中で休学をするとかというケースがゼロではないですよ。そういう時にじゃどうするのかということまで考えておかないといかんと思うんです。可能性としては低いんでしょうけれども、そういう点はもう考えてあると理解しておいていいですか。

【櫻間学事振興課長】現在の時点でそのような想定まではできておりませんので、そこについては対応を適切にできるように、これから制度等整えてまいりたいと思っております。

【千住分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第51号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第51号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

分科会の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時 40分 休憩

午後 1時 41分 再開

【千住分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、再開は1時50分からといたします。

午後 1時 42分 休憩

午後 1時 48分 再開

【千住分科会長】それでは、分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

福祉保健部長より説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部関係の議案に

ついでご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に加え、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で14億1,892万9,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で27億9,659万3,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（入院・外来・検査機関設備整備事業費について）

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による、発熱等の診療・検査、入院に対応する医療機関の拡充を図るための設備整備等の支援に要する経費として、14億1,892万9,000円の増を計上いたしております。

（医療機関、介護事業所等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者に対し、電気代等高騰分の支援を実施するために、福祉保健部合計で13億7,766万4,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を

終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、こども政策局長より説明を求めます。

【浦こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で1,441万7,000円の増となっております。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

（児童福祉施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施することとしており、1、私立幼稚園、認可外保育施設への支援に要する経費として242万1,000円の増、2、児童養護施設等への支援に要する経費として765万8,000円の増を計上いたしております。

（こども食堂への支援について）

物価高騰の影響を受けているこども食堂に対する緊急支援を実施するための経費として、433万8,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明

を終わります。

よろしくご審議を賜わりますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】ご説明ありがとうございました。

それでは、確認の意味も込めて2～3点質問をさせていただきます。

まず、福祉保健部からです。部長説明資料の3ページの医療機関、介護事業所等における物価高騰への支援について、その中でも医療機関等への支援に要する経費9億1,596万2,000円の増についてお尋ねいたします。

別途、概要についてという資料をいただきました。これを基に質問したいんですが、対象施設が、県内に所在する病院、有床診療所、薬局、施術所、助産所など書いてありまして、内容はエネルギー等の物価高騰分の支援で、例えば病院、4床以上の有床診療所では、1床が3万円、掛ける病床数、あるいは有床診療所3床以下であれば10万円、薬局や助産所であれば3万5,000円とありますが、そもそも、この3万円とか10万円とか3万5,000円と出されている高騰分の根拠を教えてくださいませんか。

【加藤医療政策課長】今回の物価高騰支援に対する金額の根拠でございますけれども、昨年度は、電気代に対しまして、前々年度、令和3年度の電気代に対して物価高騰率18.6%を掛けた2分の1というスキームで補助をさせていただきました。

今回につきましては、電気代にガス代の物価高騰率がかなり上がっていましたので、ガス代も含めたところで計上しております。

昨年度、電気代を支給していますので、病院

や薬局等の実績がわかっております。それに対して、今回ピックアップをしてガス代の状況をお聞きし、それに今年度の物価上昇率を掛け合わせて、2分の1を掛けたところで平均的にその金額になったということで計算をしているところでございます。

【宮本委員】ちょっと細かいところになるんですが、そういう積算の仕方ということは確認できましたが、例えば、薬局で言えば大きいところもあり小さいところもあります。この3万5,000円、事業者にとっては非常にありがたいんでしょうけれども、これは一回きりであって、考え方としては令和5年度1年間に対する支援ということによろしいのかということと、大なり小なりあって、多分これはもしかしたら1か月でこれくらい上昇するということもあれば、いろいろあると思うんです。規模とかによらず、一薬局、一助産所当たりということになるんでしょうか。その考え方をもう一回整理させていただければと思います。

【加藤医療政策課長】今回の支援ですけれども、令和5年度の年間分の支援ということで計算しております。

前年度の電気代、そしてガス代の聞き取りをした分に、電気代であれば今年度は高騰率が11.2%、ガス代が結構上がってしまっていて27.7%の上昇率でございます。それを掛け合わせて年間の金額をはじいて、その2分の1ということで、年間分として3万5,000円を計上しました。真ん中ぐらい、上位4分の1、下位4分の1といった形でピックアップをしています。前年度の電気代のみと比べまして、今回はガス代も加味して計上していますので、全体の平均は去年よりも上がっているという状況になります。

ただ、今回は補助金制度ということで、実際

の実績に応じて支給をしたんですけれども、今年度はより簡素化をして、よりスムーズにやりたいということで、定額支給という形に変えさせていただいております。

ですから、高い薬局にとってみたら少し少ないかもしれないというのはあるんですけれども、それは一部と考えております。

【宮本委員】先ほど学事振興課でも堀江委員から質問があったんですが、定額ということと、様々なスキームについては理解をさせていただきました。そうですね、エネルギー等の物価高騰で大きな打撃を受けていらっしゃるの、非常に助かると思っております。

ちなみに、今回の支給日は、できるだけ早い方がいいと考えていますが、どれくらいを想定されているのかをお聞かせいただければと思います。

【宮本委員】今回、補正予算を可決いただけましたら、速やかに手続きをやりたいと思っております。今想定しているのが申請期間を8月21日から9月末までで、申請受付順に、速やかに支給をしていきたいと考えております。

【宮本委員】8月21日から9月末ですね。もうちょっと早いのかと思っていれば遅いですが、7月ぐらいにやったらどうなのかなと思うんですが、それは無理なんでしょうか。

【加藤医療政策課長】可決いただきまして、事務処理として要綱等を制定しますので、なるべく早くやりたいと思っておりますけれども、今、安全を見てこの期間で想定しているのご理解いただければと思います。

【宮本委員】先議の意味がないんじゃないかと思うんですね。あえて開会日に審議をして採決をするということからすれば、速やかにという思いがあれば6月いっぱいにしてもいいんじゃないかなと。

定額でスムーズにできるというスキームを組んでいらっしゃるの、今月とかでもやれるんじゃないかという思いがあるんですが、8月から9月というのは遅いんじゃないかと思いますが、これは6月とかでやれませんか。

【加藤医療政策課長】せっかく先議いただきますので、できるだけ早く取り組みたいと思いません。

【宮本委員】先議なので、私は次の日ぐらいからの想定でいたものですから、先議で議決されれば、翌日とか翌々日ぐらいからの施行になると思っていたので、ちょっとびっくりいたしました。できる限り早く、速やかにしていただくためにもそのスキームを選んでいらっしゃるの、早めに早めに、今月ぐらいにしてくださいように、あえて要望にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

もう一点、福祉保健部でお聞きいたします。3ページの入院・外来・検査機関設備整備事業費として約14億円あるものですから、これの詳細を教えてください。新型コロナウイルス感染症の5類移行による施設設備整備等と書いてありますけれども、こういったこと教えてください。

【長谷川感染症対策室長】この事業につきましては、大きく3つの内容がございます。

一つは発熱患者等の診療やコロナ患者の入院対応を行う医療機関の設備整備に対して支援を行うものです。全体の事業費の95%を占めます13億5,000万円を計上しているところです。

支援対象としましては、HEPAフィルター付きの空気清浄機やパーティション等、それから入院医療機関等では人工呼吸器や簡易陰圧装置等を対象としてございます。

2つ目は、新たに発熱患者等の診療を行う医療機関におけるホームページの改修であったり、医療機器の購入等の初度設備を支援するものになってございます。こちらは約5,000万円を計上しております。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症により、休業または診療縮小しました医療機関が、診療を継続・再開する際の消毒等の必要経費を支援するものになってございます。約1,000万円を計上しているところです。

【宮本委員】5類に移りまして、医療機関等々も混雑している状況ではないかと推察いたしますので、これも速やかに施行していただきたいと考えております。

それともう一点、こども家庭課にこども食堂緊急支援事業費についてお聞きいたします。

これら物価高騰の影響を受けているこども食堂の経費増に対する緊急支援ということになっております。これも別途いただいた資料の中で、補助対象が県内でこども食堂を運営する団体約90か所。それと補助要件の中でこども食堂を5回以上開催という要件があるんですね。これはなぜに5回なのかということ、これをまずお聞かせいただければと思います。

【川村こども家庭課長】まず、5回以上の回数についてですが、今回、対象を今年度の4月から2月まで11か月間ということで想定しております。

こども食堂については、定期的で開催していただき継続的にやるということを前提で考えておりまして、少なくとも2か月に1回は開催していただくということを想定し5回以上としております。

今回、私どもで上げさせていただいている趣旨としましては、こども食堂を新たにやってい

ただきたいと、裾野を広げることも考えておりますので、継続的にやっていただきたいということ踏まえまして今回上げさせていただいております。

【宮本委員】2か月に1回開催ということで5回以上ということ、これが妥当なのかどうかということですね。今、令和5年6月なので、コロナも落ち着いてきて、開催としてはそこまで問題は無いんでしょうが、ちょっとずつ微増してきている段階でもあるので、集まってということが心苦しい事業所の方もいらっしゃると思うので、この要件というのはもうちょっと緩和してもいいんじゃないかと思うんですが、その点について再度ご意見をお聞かせください。

【川村こども家庭課長】要件といたしましては、基本的にはこども食堂として場所の方で開催してもらっているところに対して行うということ、前提として崩せないかなと思っております。

例えば、宅食等があると思うんですけども、それが実際、私どもで確認することができないので、まずはこども食堂として、実際に住民の方にお知らせをして開催できているという事実があるところについて支援をしたいと考えております。

【宮本委員】私の質問がおかしかったら教えてください。令和5年4月から令和6年2月なので、今6月、やるという前提でこれは審査する。事業開始時期は予算承認後速やかに実施なので、どういったらいいんですか。例えばもらったのはいいものの、実際には4回しかやってないというのが出てくるんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

【川村こども家庭課長】事業のスキームとしましては、まず、こども食堂というのは何か月に1回とか、1か月に1回とか、頻度が大体決まっ

ているんじゃないかと思います。それを基に申請を上げていただきますので、そこで5回以上やっているところにつきましては申請を上げていただく。仮に、実際には4回しかできなかったという時には、申請を取り下げてくださいとも出てこようかと思いますが、逆に回数を増やしていただければ、その分に対して実績払いできちんと回数に応じた分を補助したいと考えております。

【宮本委員】わかりました。結構それは大変じゃないですか。これに書いてありますが、31回以上とかありますけれども、ここまでするところがあるかどうかという問題なんでしょうけれども、それに依って支給対象も変わると。例えば年間5回から15回を2万円、16回から30回は4万円とありますが、うちは予定では15回だったけれども20回したよというところは、その後プラスで支給するという認識でいいのか、教えてください。

【川村こども家庭課長】今、委員おっしゃったとおり、まず申請の段階で15回という予定であればそれで申請を上げていただきます。その後、さらに頑張っていたら20回開いた場合には、実績として上げていただければ、そこには4万円ということで支給させていただくことを考えております。

【宮本委員】承知いたしました。そういうことです。

この実績というのは、その都度その都度報告書を出すということですか。ただ計画書だけでいいのか、そこも詳しく教えていただければと思います。

【川村こども家庭課長】まず、申請としましては、月ごとに何回開くということをもとに上げていただきまして、実績につきましても、最終的

に2月まで踏まえて、3月に実際開催した実績を報告書ということで回数を記載していただいて出していただきます。

概算払いということも今検討しておりますので、事前に一部の金額をお支払いしまして、最終的には実績で精算するような形で考えております。

【宮本委員】わかりました。なかなか難しいかなという印象があります。あえてこれは先議でするものなのかなという思いもちょっとありますが、こども食堂をされている方も本当大変な中でしていらっしゃるの、速やかに支給というのはもちろんですが、補助内容からして煩雑な面も出てくるのかなと思いますので、そこは対応を丁寧にしていただくように、これも要望にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【深堀委員】今の宮本委員の質疑の中で、額の算定の仕方で事業の規模の話もされていましてね。そこで、いまひとつ納得できる回答ではなかったと思っています。

今回の、例えば薬局の分もそうですし、今度は介護サービス事業者の通所系や訪問系、特に入所系であれば定員に単価が掛けられるというふうな規模に応じた形になっているし、先ほど学事振興課の学校の分に対しても生徒数、児童数の単価を出して、それに人数を掛けて補助を出すというような、より実績に近い形の算定方法での支給ということが先ほど学事振興課から説明がありました。

そういった考え方に立った時に、今のこども食堂の話も、それは実績に近いところで修正ができるような話が質疑の中であったんですけれども、今回、福祉保健部、そしてこども政策局

で提示されている単価、事業規模を一律にしている部分について、何らかの措置が、事業者にとってできるだけ簡素化した、できるだけ早い給付をするというのは非常にいいことだとは思いますが、でも、これまでもコロナ禍の3年間に中でも、飲食業界に対するいろいろな支給があった時も、一番最初は定額だったんですよ。それがやっぱり事業規模に応じて3段階ぐらいにランクを分けて補助金を出すというふうに移行されたんですよ。

今回も、より実績に近い形で後で補正ができるような仕組みにしてもらえばいいのかなと思うんですけども、そういう考え方には立ってないですか。

【加藤医療政策課長】規模に応じてということであれば、病床を持っている医療機関については1病床当たりの単価でしておりますので、規模に応じたという形になっております。

昨年度、実績に応じた支給をしたのが大分県と長崎県だけでありまして、それ以外は全て定額でやっていたという状況もございました。昨年度、実績報告書を出さないといけないということで、実際申請をされなかった事業者もあったものですから、全ての方に速やかに支給したいということで、全国の流れに沿って定額で支給をするというふうに、今回決定をさせていただきました。

【深堀委員】わかりました。速やかに、できるだけ早く支援するというのはよくわかるし、そのことを決して否定するつもりはありません。

私が言っているのは、例えばこの基準で年度当初スタートして支給する。しかし、この支給を受けた事業者の中で、もうこれよりも大幅に価格が変わるような、実績としてもっとエネルギー上昇率が高いところには、後で年度末ぐら

いに申請をもう一回出させて、例えばこの3万5,000円という薬局であれば、実際には10万円以上の高騰がある事業者に関しては、差額分を後から支給するような補足なりをしてあげれば、年度当初に速やかに支給して、後から実績に応じて補正をかけるという仕組みができれば、公平性がたもてるのかなと私は考えたんですけども、そういった含みを持たせるということはどうですか。

【加藤医療政策課長】現時点では、そういった仕組みを用いるということはお答えはできないんですけども、平均よりも少し上の段階での支給ということでございますので、もちろんそれよりも多く使われる事業者もおれば少ない事業者もいるということになるものですから、そうであれば去年の方式に戻すしかないということになります。去年の方式であれば、なかなか事業者側の手間や、我々の手間等を考えた時に、少し効率化を優先して、スピードを優先して今回の仕組みにしたということをご理解いただければと思っております。

【深堀委員】わかりました。非常に難しい判断だというふうには思うんですけども。

先ほども学事振興課にも言ったんですけども、今の仕組みは、年度当初に支給する、速やかに開始するというところで令和5年度分を前倒しで支給をするということになると思います。

この時に、例えば今、対象になっている事業者の方が年度の途中で事業を停止するとかということだって当然あるわけであって、そういうことを考えていますかということをお話したら、まだそこまでは考えていませんということだったんですけども、福祉保健部、こども政策局の方では、年度途中で事業の休止とか、そういったところに対応できるようなイメージとい

いますか、まだ支給の要領は出していませんから、そこは考えておいた方がいいと思うんですけども、見解を伺います。

【加藤医療政策課長】確かに前年度もありました。前年度は補助金ですので、補助申請を受け付けて、実績報告も出させたんです。その中で、途中で廃業した分は当然廃業した分として精算をしたという仕組みでやっていましたので、今回、要領を考える時に、途中でやめられた方については減額を入れるかどうかというところも含めて横並びで検討していきたいと思います。

【堀江委員】私も、福祉保健部委員会横長資料の7ページで、これもSideBooksで通知をします。

この中で医療機関等物価高騰緊急支援事業費の部分なんですけど、要は電気代が上がった、ガス代が上がった、そのことに対する対応で、全国のある団体の対象施設のアンケートでは、高騰分の3割の支援だと。だから、本来であれば、可能であればもっと支援してほしいという要望があっていると聞いたんですが、説明があった分については、高騰分のどれぐらいの割合の支援と理解をしたらいいのか。答弁があったかもしれないんですけども、聞き取れていないので、それを教えてください。

【加藤医療政策課長】今回の支援につきましては、電気代とガス代の年間分の2分の1ということになります。ですから、事業者にとってみれば電気・ガス以外、食料費ですね、病院だったら給食を出しますから。そういったものも本当は高くなっているんですけども、今回の枠組みの中で、電気とガスまでしか枠が取れなかったというのが実態でございます。

【堀江委員】今、課長は上昇分の電気とガスの2分の1の補助だというふうに認識をという答弁だったと思います。ただ、問題は、これから

また上がるかもしれないということも考えられるのではないかなと思うんです。この上げ幅がここで終わればいいんですが、今後の流れの中では、また秋以降、電気代・ガス代が上がることはないのか。上がるとなれば、今言われた2分の1とここで断定をいたしておりますけれども、そうならないのではないかなということはどうなんでしょうか。

【加藤医療政策課長】今回の財源は国からの交付金が財源になっておりますので、当然、全国的に物価上昇した時に、また国の方の交付金をいただければ、我々としては支援をしたいと考えております。

【堀江委員】いただければということであれば、今後も、やっぱり今年度で終わりということではないと思いますので、いずれにしても国に対する要望、財源確保の要望であったり、もう既に長崎県としての要望は行っておりますけれども、逐次エネルギー等の高騰分に対する対応については、財源確保も含めて、今後も国に十分要望していただきたい、そういう姿勢を持っていただきたいと思うんですけども、私が申し上げるまでもないと思うんですけども、今後の対応について見解をお示してください。

【加藤医療政策課長】引き続き、国の方にも要望してまいりたいと考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】引き続き、医療機関、介護事業所等における物価高騰への支援について、ほかの委員の方と比べたら抽象的な質問になってしまうかもしれないんですけども、医療界などから、前年度、他県に比べて支援が薄かったのではないかなというお声をいただいております。その経緯と、今年度については大丈夫なのかどうかという点について教えていただけたらと思い

ます。

【加藤医療政策課長】昨年度の経緯でございますけれども、昨年度、我々はいち早く支援をしたいということで予算編成作業を早めに、他県よりも早めに取りかかりをさせていただきました。当時、予算編成作業をしていたのが大分県と長崎県だけでした。もともと我々は9月補正を目指してしたんですけれども、結果的に10月補正になりました。その時に参考にしたのが大分県ということになりまして、大分県が電気代だけの支援ということで、横並びで我々も結果的に予算折衝の末、電気代の支援ということになりました。

単価としては病床を持っている病院については1万5,000円、電気代の年間の2分の1が1万5,000円相当だということで1万5,000円ということになりました。当時、1万5,000円だったのが大分県と長崎県だけでした。その後、福岡県が電気代だけじゃなくて、それ以外の燃料費も含めて病床単価3万円という2倍の単価を出してまいりました。その他の九州各県も福岡県に並んで3万円ということになって、結果的に早めに取りかかった大分県と長崎県だけが、ほかの県の半分ということになってしまったという、我々としては非常に歯がゆい思いをしたということでございます。

今回は、電気代に加えましてガス代も含めて病床単価が3万円ということにしましたので、前回の九州並みまでもってきたというふうにご理解いただければと思います。

【千住分科会長】ほかにございませんか。

【山本委員】1点だけ、子ども食堂の関係です。事前にご説明を受けた時に聞き漏らしたんですけれども、この周知方法ですね、県の方が事業をされる、今は多分子ども食堂の数というのは

完全に把握をされていない。この事業をすることによって把握をするという意図があられたと思うんですけれども、この周知の方法をどういうふうになさるのか、ご説明をお願いします。

【川村子ども家庭課長】周知の方法ですけれども、まず、県のホームページ、それと新聞など、そういった広報媒体を利用するほかに、市町とか、中間支援団体がございますので、そういったところ、あと県内のフードバンク、子ども食堂と関わりのある団体とか、そういったところに幅広く周知を図って、今回、先議で可決していただければ速やかに周知したいと考えております。

【山本委員】わかりました。一昨年だったですが、去年だったですか、子ども食堂に対するアンケートをされて、当然100%の回収はされていないんですけども、アンケートを出されたということは、その数は多分把握をされているんだろうと。ただ、子ども食堂のネットワークに全部が加盟しているわけではないということだから、漏れているところがある。それから新規に、これは多分新規もいいわけですよ、今からやるという方もいいわけでしょうから、子ども食堂に関してこういう支援をされるきっかけになるというのは非常にいいことだと思いますので、漏れののないような形でですね。なかなかホームページだけではわからないと思いますので、市町とも、ここにも「今回の支援によって把握した情報を市町と共有し云々」と書いてありますけれども、逆じゃないかという部分もありますので、市町の方を使ってしっかり把握をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

【千住分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】今の質問を聞きよって思うんじゃないけど、大体県内でこども食堂というのがどれくらいあるのか、県としてはその数を把握しているのか。把握しているとすれば今何か所なのか。ここでは予算で90か所と一応してあるんじゃないけど、そこら辺の現状についてお知らせをいただけませんか。

【川村こども家庭課長】令和4年に県が実施しました調査で判明しておりますのが、県内15市町で60か所のこども食堂を把握しております。

今回、90か所ということで予算を上げさせていただいておりますけれども、先ほど委員からお話がありましたとおり、県で把握していないこども食堂もあると思いますので、そこも見込んで今回90か所ということで予算を計上させていただきます。

【吉村委員】大体今60か所把握していて、まだあるだろうと。だから、90か所を予算組みしていると。これはもっと増えるかもしれんわけよね。その対応はよくしてもらわんといかんと思いますけど。

それから、90か所予定をしているけど、これもさっきからずっとあるんじゃないけど、支給というのが概算払いでやると。今から1日でも早く申請手続きをやって、それから支給しますよとなるんじゃないだろうけど、これも大体申請があつてどれくらいで支給ができると考えているのかお知らせください。

【川村こども家庭課長】まずは、周知を大至急やりたいと思っております。県のホームページ等、あらゆる媒体を活用して申請の手続きをお知らせしたいと思っておりますけれども、これにつきましても、できるだけ速やかにやりたいと思っておりますので、時期はもう少し検討したいと思います。速やかにやりたいと考えておりま

す。

【吉村委員】さっきも何月だったか、8月だったか、これを先議にまでかけて、8月から申請を受け付けて9月末で終わって給付と、もう10月、11月とかなりよつたら、やっぱりありがたさもなかなかないんじゃないかなと思う。やっぱりそこはスピード感が大事なので、もう大体似たようなことをずっとやってきているんだから、申請書の中身とか要項とか、そこら辺は、そうそう大きく変わるわけじゃないんだから、そこら辺をぱっと作って、このこども食堂の場合は90か所と見込んでいるようにまだあるだろうと、そこが把握しきれとらんと。また、今、山本委員からもあったように、新規に増やしていただくという目的も持つとすると、やっぱり周知をかなり広めにやってというのはわかるんやけど、これも途中で申請が入ったとしても、それもすぐ受け付けますよとかしてやらんと、この金額も、それは金額の多寡じゃないとはいうものの、申請が複雑で、それからまた実績報告を出して精算をするとかなると、もうそんなら要らないとなって、それでも要するという人がいっぱいおるとは思うけど、やっぱりあんまり難しくすると、そこら辺がありがたさがなくなるし、せっかくやっていることが評価されないということになりかねないところもあるので、そこら辺もよく考慮してやっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【浅田委員】1点だけお伺ひしたいと思ひます。

こういう感じでいろんな形でフォローしていただくことは非常にありがたいことだと思ひます。しかし、吉村委員が言っていたように、手続きが本当に大変で、なかなかやりづらいということになってしまうと本末転倒でありますので、そのあたりの簡素化、特に高齢者施設とか、

常日頃からきちっと存在しているところに関しては、そもそも今までの流れとかがわかっていると思いますので、速やかにやっていただきたい。

一つこども食堂に関してなんですけれども、例えばこうやって回数が5回から10回と決められていますけれども、このこども食堂ってその場所でやるだけじゃなくて、イベント的な感じでいろんなところを組み合わせでやっていらっしゃったり、自治会とかNPO団体だったり、大学生だったり、そういう形でやっていらっしゃる方もおられるわけですね。そういうところまでもフォローアップするのか、しっかりと常態化しているところに関してなのか、そのあたりはどうでしょうか。周知するとするならば、そこも含めて周知していかなければいけないと思うのでお伺いしたいと思います。

【川村こども家庭課長】まず、こども食堂につきましては、今想定しているのは建物が構えられていて、周知を図って定期的にやっているところを想定していたんですけれども、例えば場所がない中で何か対応しているとか、そういったことがあれば、まずご相談いただければ、実際の形態等を確認させていただいた上で、柔軟に対応したいとは考えております。

【浅田委員】柔軟にご対応いただけるということで、そういうこともしっかりと周知活動の中で打ち出していただければと思います。

よろしくをお願いします。

【千住分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第51号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第51号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

分科会の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

【千住分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして、本分科会関係の予算議案審査を終了いたします。

この後、6月定例会における本委員会での審査内容についての委員間討議を行います。

理事者退席のためしばらく休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時33分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

本日の委員会は、6月22日からの本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議でございます。

審査方法についてお諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議がないようですので、そ

のように進めることにいたします。

それでは、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時44分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容につきましては、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

これをもちまして、本日の文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時45分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月22日

自 午前 9時58分
至 午後 2時41分
於 委員会室2

（関係分）

報告第1号

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）

（関係分）

報告第2号

令和4年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）

報告第13号

令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）

報告第16号

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第1号）

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 千住 良治 君
副委員長（副会長） 山下 博史 君
委 員 堀江ひとみ 君
" 浅田ますみ 君
" 深堀ひろし 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 白川 鮎美 君
" 富岡 孝介 君
" 湊 亮太 君

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第56号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に
関する条例等の一部を改正する条例

（2）請 願

・長崎県における喫煙対策に関する請願書

（3）陳 情

・要望書（松浦市）

・令和6年度県の施策等に関する重点要望事項
（佐世保市）

・要望書（大村市）

・国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君
学事振興課長 櫻間 秀道 君

8、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第52号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

【千住委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算
委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第56号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」1件及び請願1件でございます。

そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

総務部長より、報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分でございます。

先の2月定例県議会の予算決算委員会におき

まして、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております令和4年度予算の補正につきまして、令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございまして、関係部分について、その概要をご報告いたします。

これらは年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算といたしまして2,400万円の減、歳出予算といたしまして1億6,613万4,000円の減となっております。

この歳出予算の補正の主なものといたしましては、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）整備事業費の減、高等学校私立学校助成費の減でございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【堀江委員】報告第1号、分科会横長資料の8ページ、これはSideBooksで通知をいたしますと、この中の、今説明がありました県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備事業費、既にこれは最終的な数字の調整ということは理解をしているんですが、その事業費そのものが約3,000万円減になるという内容についても、この機会に説明いただきたいと思っております。

【櫻間学事振興課長】産学共同研究センター（仮称）の事業費の減についてですけれども、まず、セキュリティセンターを建てまして、それまでセキュリティ学科がございました西棟からセキュリティ学科がセキュリティセンターの

方に移転をしますけれども、その際に移転後の西棟において、研究室として使われておりました部屋につきましては、今後、教室として使用することになります。そのための改修におきまして、古くなった建物なので壁等の中の腐食等があることが予想されておりましたので、そういったものの対応に予算を取っておりましたけれども、実際に工事を始めてみますと、それが不要であったということでその分の減額ということになっております。

【堀江委員】そもそも、いろんな事業の計画を当初立てる際に、移転した後をどういうふうを活用するかということも計画を立てて、そのための予算を取っていたけれども、当初の計画よりも工事、改修内容が不要だったということで3,000万円の減という理解でいいですか。

【櫻間学事振興課長】そのとおりでございます。

【千住分科会長】ほかにございませんか。

【吉村委員】今の県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）に関連して、その2段上にある県立大学佐世保校の整備事業でも2,300万円マイナスなのよね。全体的に、2つ合わせると、額だけでいくと5,000万円を超えてくる。ここら辺、やっぱり工事の進捗が遅れておるんじゃないかという見方もできるんじゃないけど、そこら辺、そうではなくてというちゃんとした理由があってこういう減額処分をするようになったのか。

それと、財源内訳の中で、地方債が1億7,000万円減額になって、一般財源が1億1,200万円と増えているわけね。どうして、地方債が借りられんようになって、一般財源がこれだけ必要になったかというところの2点をお知らせいただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】まず、佐世保校の建替え

においても減額が生じているという部分についてですけれども、そちらの方は事業の遅れに伴う減額ということではございませんで、佐世保校は当初の建設からかなり年月がたっておりまして、今回、解体する校舎が2棟ございますけれども、その分の解体費用というところでの工事費になっております。解体におきましては、これまでも、ほかの建物を解体する際に、解体をしてみたところ地下の埋設物、いろんな管類が、図面が残っていなかったということもありまして、予想外の管が出てきたりとかということで撤去に追加の費用がかかってくる場合がございます。

そういったことがございましたので、今回の2棟の解体におきまして、同様の経費を見込んでいたのですけれども、これが実際に解体をしてみたところ不要であったための減額でございます。

それから、もう一点の財源の分についてですけれども、ちょっと休憩をいただいてよろしいですか。

【千住分科会長】 暫時休憩します。

午前10時 6分 休憩

午前10時 8分 再開

【千住分科会長】 分科会を再開いたします。

【大田総務部長】 詳細につきましては後ほど、資料で整理をいたしたいと存じます。

恐らく、申し訳ありません、恐らくという答弁で恐縮ですけれども、ここの年度末の調整におきまして、年度を通して一般財源が少し余裕が出た時におきまして、有利でない起債、例えば交付税措置の少ない起債というものを発行せずに一般財源で対応するということがございまして、ここの地方債の減と一般財源の増という

ところが、ある意味、財政的な措置によるもの
とっております。ただ、詳細につきましては、
後ほど、しっかりと資料でもって提出いたしま
す。

【吉村委員】最終的な財源がどこから出るか
ということで操作した結果かなということはおわ
りました。

そうすると、その下の私立学校振興費、これ
が一般財源で1億1,600万円減になつとるわけ
よ。これは全部、この前も私立学校の名簿をも
らったんじゃないけど、これだけの数がある、そ
れなりに助成をしていかんばいかなんという、そ
の内容がここに出とるんじゃないと思うけど、
1億1,600万円、実績に応じて最終的に整理をさ
せていただきましたということになるんじゃない
うけど、要は現額があまりにも多いので、県と
して、この私立学校に対してもう少し力を入れ
ていくということにあるのか、だんだんと自
立してくださいよということにあるのか、こ
こら辺をちょっと説明していただければありが
たいと思います。

【櫻間学事振興課長】私学に対してですけれ
ども、当然ながら、私学は、それぞれ建学の精
神に基づきまして、それぞれの学校において収
支を含めた経営について考えていただくのが基
本であるとは思いますが、なかなか本県の私
学は規模も小さいところが多いございませ
う、それから、私学が教育を担っているとい
う公的な役割という非常に重要なものがござ
いますので、県としましても、私学が運営を
していくための支援というのは、これからし
っかりと支援してまいりたいと考えてお
ります。

【吉村委員】最後に、今、そういう言葉を聞
きました。それで、ここにずっといろんな項目
で、全て減額で措置してあるわけですけど、この中

身を見て、ちょっと評価を聞きたいんじゃない
けど、この私立学校、小・中・高ありますが、結
果的にできなかったのか。この残余が出たとい
うことについて、あえて残余という、結果的に
学校側がやろうとやったことが100%できな
かった結果、こういうふうな歳出の減になった
のか。これぐらいでやってくれというので、学
校の思いはあるけどできなかったのかという
ところ、どういうふうに当局としては把握され
ているか、そこら辺の考え方をお知らせくだ
さい。

【櫻間学事振興課長】今回、専決でマイナ
ス計上しております事業、私学に取組を促すよ
うな事業というのもございますけれども、大
体の事業においては、例えば一番大きなもの
としましては就学支援金などがございませ
う。こういったものは授業料の減額を行うた
めのものございまして、これは2月補正時点
で見込んでいた、今後、例えば家計が急変す
るとか、家庭の事情が変わって支援対象とな
る生徒がいらっしやるか、そういったことに
備えて、予算に不足が生じないようにとい
うことで確保していたものが、実際には必要
がなくなったので使用しなかったというところ
での減額がございませう。

それから、光熱水費の支援につきましても、
これは昨年実績に基づき、電気代が高騰した
分に対して、実績に基づき支払うものにな
っておりますけれども、こちら2月補正の時
点で想定していた額、必要な額としてこれ
だけは確保しておかないといけないという
ところ確保しておりましたけれども、実績
としてそれだけの費用がかからなかったとい
うところでの減額となっております。や
ってほしいことがなかなかできなかったとい
うところでの減額としては、それほどない
ものと思っております。

【吉村委員】わかりました。おおむね県として

も思っていることは、学校と連携してできているんだという理解をしておきたいと思います。

最後に、それからずっと延長してくるんですけど、外国人の支援事業というのが最後にあります。私立大学、短期大学等の留学生支援事業補助金330万円ですが、減額されている。以前、あなたたちにも調べてもらったり、聞いてもらったりしたんじゃないけど、長崎大学で中国の留学生が成績は相当いいのに対象にならなかった。なんでだろうかと、日本はサービスが悪い国じゃと言われて、そう悪い国じゃないけどなとか思っていたんじゃないけど、ここでも私立専門学校で経済的支援補助金が600万円減額されております。これも、結果的にある程度の予算組みをしていたけど、実績がこうだったんですよということなのかなとは思いますが、積極的にこの制度を利用して経済的な支援を行っていくと。よって卒業してもらって社会に貢献していただくということでできている制度でしょうから、そこら辺の状況についてお知らせをいただければかなと。

それと、大学系については、県が関与できるのは県立大とか、こういうところなのかなと思いますけど、そういう国立大学もあるわけよね。そういうところにも、もしそういうことがあって、県が関わってどうにか解決できるものがないのかなと思ったりするんですけど、いわゆる国立大学法人、そういうところへの働きかけとかということについて、県のお考えをお知らせいただければと思います。

【櫻間学事振興課長】まず、留学生支援ですが、学事振興課で所管しております私立の大学、申請があった大学についてはしっかりと支援を行っております。

それから、国立大学につきましては、どうし

ても国の方の所管ということになりますので、なかなか県の方から国立大学の運営に対しての働きかけというのは難しいかと思っております。

【大田総務部長】留学生の関係、コロナの時も全体として非常に困窮されているという中では、国際部局が音頭を取ってその対応をしておりましたので、ご指摘いただいたところも国際部局に伝えながら、全体としての生活がどう回るかといった観点で、県として何ができるか検討してまいりたいと思います。

【吉村委員】今のを聞いて、国立大学は、課長にしてみれば、手を出すことがなかなかできないんだと、県としてもね。でも、部長が今ちょっと助けてくれて言ったけど、そういうことを、なかなか難しいけど、どこかの隙間を狙ってでも長崎県としてどうするのかと、長崎大学に来たら、そういうところはよその県にある大学よりも、接遇というか、そういうのがいいんですよと、長崎に来てよかったと思えるようなことを考えていかないといかんと思うわけだね。そういう意味での努力を怠らんようにしてほしいと思いますので、そこら辺は留意して、今後とも取組をやっていただきたいと思います。

以上です。

【千住分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので採決を行います。

報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外、所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より所管事項説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明申し上げます。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」をお開き願います。

今回、ご説明申し上げますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰にかかる実態調査についてでございます。

まず、私立高校の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は、令和5年3月末現在で100.0%と前年度と比べ3.1ポイントの増となっております。就職した生徒の中での県内就職者の割合は75.6%と前年度比2.5ポイント減少しております。

県内就職割合の減少につきましては、コロナ禍が収束傾向にあり、工業科・商業科の県外就職希望者の割合が増加したことが、全体の県内就職率を押し下げたものというふうに考えております。

県といたしましては、引き続き、多くの若者

に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員と、より一層の連携を図り、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、県立大学の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は、令和5年4月末現在で99.5%と前年度と比べまして1.1ポイントの増となっております。学部別では、経営学部が99.4%、地域創造学部が99.1%、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養学部が100%となっております。

一方、就職者のうち県内就職者の割合は32.7%で、前年度比0.5ポイント減少しております。

県立大学におきましては、Webを活用した県内企業情報の提供、県内企業説明会など、県内就職に向けた取組を積極的に実施しておりまして、公共政策学科や情報システム学部において県内企業への就職者が増加したものの、コロナ禍が収束傾向にあり国際経営学科及び看護学科におきまして県外就職希望者の割合が増加したことが、全体の県内就職率を押し下げたものと考えております。

県内就職率向上にため、県立大学におきましては、県内企業での長期インターンシップや地域における経営実践科目の実施など地域に根差した実践的な教育を推進しております。

また、令和4年度より新たに県内就職支援員を配置いたしまして、企業情報の開拓と個別面談やゼミなどを活用した情報の提供に取り組んでおります。

県といたしましては、学生と県内企業の交流の機会をさらに増やしていくとともに、県内就職率の高い県内高校生の県立大学への進学を促進するなど、県立大学と連携して引き続き県内就職率向上の取組を推進してまいります。

最後に、体罰に係る実態調査についてでございます。

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、令和4年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。

その調査結果といたしまして、体罰と認知された件数は17件、体罰を行った教員等の数は8人、体罰を受けた児童・生徒数は22人で、体罰と認知された件数、体罰を行った教員等の数は、前年度より1名増加、体罰を受けた児童・生徒数は前年度より10名増加しております。

県といたしましては、平成30年度から体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認し、確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修の依頼等、体罰防止の徹底を図ってきたところでございますが、依然として私立学校における教員等の体罰に対する認識が不十分であるということを示すものとして大変重く受け止めております。

今後とも、体罰根絶に向けまして、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいりたいと存じます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、提出のありました「政策

等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月の実績は2月3日から3月8日で、書面により審議されました長崎県私立学校審議会1件となっております。

会議の結果につきましては、資料の3ページから4ページに記載のとおりでございます。

続きまして、去る6月上旬に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

令和6年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係をご覧ください。

総務部関係におきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充の2項目について、文部科学省、総務省に対し要望を行いました。

以上が総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【深堀委員】 1点だけお尋ねをしたいと思いません。

私学の振興、先ほど予算の議案でもいろいろありまして、長崎県は少子高齢化の県ですけれども、2021年に生まれた赤ちゃんの数が戦後初めて9,000人を割り込んで、去年は8,364人という過去最少を更新したわけです。当然のことながら、こういった赤ちゃんが15年後ぐらいに今度は高校生になっていくわけです。私学を振興するに当たって、生徒、児童の数がずっと減少していくわけですよ。10年、20年先を見据えた時に、今の支援のあり方とかが果たしていいのかどうかという長期的な視点でいろんなことを考えていかなければいけないと思うんですが、まず、中学3年生の数がどういうふうに推移しているのかをお尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 今年3月に県内の中学校を卒業した生徒が1万1,852人となっております。これを5年単位で申し上げますと、5年後の令和10年の3月卒業予定者が1万1,287人、さらに10年後となりますと、令和15年3月の卒業予定者が1万101人の見込みとなっております。

【深堀委員】 私が想定しているよりも、そこまで劇的に減るというわけではないんですね。5年後で大体300人ぐらい減って、その5年後にま

た200人ぐらい減るといような動きですかね。パーセンテージで言えばどのくらいになるんですか。

【櫻間学事振興課長】 パーセンテージは今すぐお答えできないんですけども、増減としましては、5年後で大体500人ぐらい減るような形になります。また、さらに10年後では1,700人強減るような形になってまいります。

【深堀委員】 失礼しました。いずれにしても、減少するのはもう目に見えているという中で、やはり私学、もちろん各法人といいますが、各学校が経営的なものも含めて判断していくわけですけども、行政として、私学を振興する立場にある当局として、こういうふうに長期的に生徒、児童の数が減ってくる中で、どういう支援をやっていくべきかというのは、いろいろ構想を練っておかないといかんのじゃないかと思うんですけども、長期的な計画というか、そのあたりは今持っているんですか。

【櫻間学事振興課長】 私学の支援を長期的にどう行っていくかということについては、今の時点で長期的な計画というものは持っておりません。

ただ、委員からご説明がございましたとおり、私学におきましては各法人がそれぞれの経営の考え方のもとに取り組んでいかれていることとは思います。県としましては、私学におかれましても、本県の将来を担う人材というのを育成していただく、そのためにそれぞれの学校が独自性や自主性を発揮しながら魅力ある高校づくりに取り組んでいただくことで、学生の確保というところをしっかりと取り組んでいただく必要があると思っております。

県としましても、国との連携も必要になってくるかと思っておりますけれども、そういった私学振

興のさらなる充実というところで、保護者の負担軽減とか、私学の取組に対する支援というところを引き続き支援をしてみたいと考えているところでございます。

【深堀委員】わかりました。長期的な話ですけれども、当然これは公立、教育庁との調整もありますよね。今、大体7対3ぐらいですよね。高校は、公立が7、私学が3ぐらいの割合になっています。その割合が変化していくのかということもあるし、全体的に生徒の数が減るわけですから、規模を縮小していかなければいけない。これは公立だって同じだと思います。子どもの数はもうある程度わかっているわけですよね。今、何歳が何人ぐらいというのはわかっているわけだから、そこを見据えて考えていく時期にきているんじゃないか。先ほどの答弁では、そういう長期的なものは今持っていないということだったんですが、これは考えていくべきだと思うので、ぜひ今後の課題として、そういったものを計画、というのが、先ほどから私学振興のために耐震化率が低いので耐震化の予算を取るみたいな話はもちろんあるわけですが、じゃ、先を見た時、そこまで投資するべきなのかということもあると思うんですよね。だから、やっぱり長期的な計画をしっかりと練って、今からの施策に活かしてほしいということだけ要望しておきます。

【大田総務部長】まさに、今おっしゃっていただいた公私の関係につきまして、毎年1回、7・3ルールと我々は呼んでおりますけれども、そこをどうするかという会議がございます。

今までは、実は県内全体、人口減少ということとはさておき、どうしても公立と私立の対立構造といいますか、そういう形での議論しかできていなかったんですけれども、まさに教育庁の

方も、もう生まれる数がマックスにこれからなっていくというのは当然わかっていることですので、将来的に公立学校をどうしていくかという議論をしっかりと進めたいということも私立側にも投げておまして、私立側としましても、当然その全体がシュリンクしていく中で、どういう経営をしていくのかという長期的な視点を持っていただくような投げかけを今しております。

私立側にお話を聞きますと、一つは県外からの取り入れというのに力を入れていきたいと。例えばスポーツなんかは端的な例でございますけれども、そういった取組もでございます。問題としては、日本全体が子どもが減っていくということはございますので、経営上、そこはしっかり考えられているとは思ってはおりますけれども、そういった客観的な情報についても私学側にしっかりと提供しながら、長期的な経営戦略を練っていただくように、これからも議論していきたいと思っております。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【湊委員】現在、長崎県立大学の佐世保校の建替えが行われていると思うんですけれども、公立大学の大切な役割として地域貢献がございます。そこで、新しいキャンパスを活用してどのような取組をしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】県立大学における地域貢献としましては、現在行っているものとしては図書館の地域住民への開放、あとは公開講座や学術講演会、そういったものの開催などを行っているところでございます。

図書館につきましては、コロナ禍によって外部の利用を停止していたんですけれども、先週、6月12日から再開をしているところでございます。

す。

公開講座などにつきましても、コロナ禍で開催の数を大幅に減らしていたところではございますけれども、今年度につきましては講座数も増やします。それに伴って地域の住民の方の参加も増えていくものと思っております。

それから、新しいキャンパスを活用してというところでございますけれども、昨年度、佐世保校におきましては地域交流棟が完成しております。こちらにつきましては、地域交流棟自体が目的としましては地域と一緒に学びを行っていくための施設として建てておりますので、そういった目的のために使うことにはなるんですけれども、ただ、今、キャンパス整備の途中でございまして、先ほど予算のところでも申し上げましたけれども、校舎の解体を今進めております。そのため、一時的にはございませぬけれども、校舎の数が減っておりますので、どうしてもこの地域交流棟を地域に活用してしまうと教室の数が足りないということがございますので、キャンパス整備が一旦全部整うまでの間は、地域交流棟については校舎の一教室として使うということになります。それ以降につきましては、キャンパス整備が整いましたら、地域交流棟につきましても地域と一緒に連携して使っていく施設として活用することとしております。

【湊委員】 地域貢献の一つとして、大学施設を一般の方に貸し出すということも考えられると思うんですけれども、夜にグラウンドを使いたいという地域の住民の声を地元で聞いております。そこで、佐世保校のグラウンドにナイター設備の整備が可能であるのか、お尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 今までのところで大学が

ら聞いている話として、地域からそういったナイター設備といいますか、夜の使用についての声は聞いてはいないところですが、もし、それを行うとするならば、夜の利用ということになりますと、どうしても近隣の住民の方に対して騒音ですとか、明かりの強さであるとかといった課題もあるかなとは思っております。また、費用の面の課題もあるかと思っております。

ただ、地域の方からそういった声が上がっているということについては、地域貢献を進めるという意味でも大学の方にはしっかりとお伝えをしていきたいと考えております。

【湊委員】 私も、もっと地域の声を聞いて、もう一度お伝えしようと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【千住委員長】 ほかに質問はございませんか。

【堤委員】 県内就職支援員を昨年度から配置したということがあるんですけれども、どういう人を採用されたのか。そして、たしか学生の中でも低学年の相談に対応したりということではなかったかと思うんですが、どんな活動をされてきたのかをお尋ねします。

【櫻間学事振興課長】 県内就職支援の取組としましては、企業訪問をはじめとした求人企業を開拓するという、それから、県内企業において採用に関する推薦枠をつくってもらうような開拓というのをしております。

それから、低学年からの働きかけということでございますけれども、県内就職支援員の活動としましては低学年に特化したということではなくて、全学年を対象として、これまでは一人一人の学生に個別に対応するという取組がなかなかできておりませんでしたので、そういったところについても個別の面談等行っていただいて、県内の企業の紹介とか、そういったところ

を行っているところでございます。

【堤委員】求人企業の開拓とか、企業の中で推薦枠をつくっていただくとか、そして、個別に学生の相談に乗るという取組をされているということですが、この県内就職支援員という方は、どういう経験の持ち主というか、どういう方が採用されているのかというのをお尋ねします。

【櫻間学事振興課長】答弁が漏れておりましてすみませんでした。

県内就職支援員になっていただいている方は、県の産業振興財団での企業誘致等の経験があらわれる方で、県内企業にかなり精通したといえますか、顔も広いといえますか、そういった方が採用されております。

【堤委員】企業との人脈があるといえますか、そういう方で学生と企業をつなぐというか、いろんな情報の提供ができる方ということですね。

それから、県内就職率を上げる上で県内生の県内就職率とか、県立大学の学生の県内出身者の割合とかというのがあると思うんですが、これまでの3年間ぐらいはどんなふうになっているのかをお尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】県立大学における県内生と県外生の割合ですが、今年5月1日現在になりますけれども、県内生が48.4%、県外生が51.6%でございます。この割合につきましては、例年、ほぼこのような割合で変わらずというところでございます。

それから、県内出身者の県内就職率でございますけれども、令和4年度の実績になりますけれども、全体で63.2%となっております。

【堤委員】県内出身者の県内就職率が63.2%というのは、年々上がってきているんじゃないかと思っています。やはり県内就職を増やしてい

くためのいろいろな努力がされていると、そういうふうには受け止めました。

別件で、私立学校の体罰のことがあるんですけども、体罰をした教員が8人とあります。この8人というのは、初めてなのかとか、繰り返されているのかとか、それから学校は何校ぐらいになるのかとか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】体罰を行った教員が初めて体罰を行ったかどうかというところは、今、承知をしていないところです。

学校数につきましては、中学校で1校、高等学校が2校でございます。

【堤委員】8人の中身は今わからないということですが、後で教えていただければと思います。

学校数が中学校1校、高校2校ということですが、同じ学校の中でやはり体罰が行われているのかなと思っているんですが、それから体罰をした教員に対する研修なども、教頭・副校長に対する調査とか、再発防止策の確認だけでなく、本人に対する研修というのが行われていると思うんですが、公立と比べて私立学校についてはどんなふうになっているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立学校におきましては、それぞれの教員の管理等に関しましてはそれぞれの法人において行うということになっております。体罰が起こった学校におきましては、例えば校内職員の研修とか、職員会議や職員の朝会などにおきまして、そういった報道があった際には記事のコピーを配るなどして、再発防止に向けた指導等を行っているというところでございます。

【堤委員】私学は、なかなかそのところが、その学校の中で対応するということができていないのかなと思うんです。やっぱり今、体罰というのはすごく大きく報道されますし、生徒

募集なんかかける上でもマイナスになるんじゃないかと思うんですが、そういう体罰を繰り返すような教員に対する研修の機会とか、そういうのをやっている団体等の研修なんかを受講してもらおうとかという手だてではないものでしょうか。

【櫻間学事振興課長】体罰に関して、教員への指導ということにつきましては、県の教育庁の方が専門的には知識を持っていらっしゃると思います。そのため、学事振興課としましては、各法人が行っている職員の研修とかのやり方について、例えば県教育委員会の方で実施しております個々の教員の自己目標管理シートというのがございまして、それに体罰防止の具体的な目標を、その体罰を行った教員に書かせて、それで校長面談で指導していくといった取組とか、公立の方では体罰を行った教員が義務づけられております県教育センターでのアンガーマネジメント研修、こういったものの内容をご紹介して、各学校でそういった取組を行うようにということで促しております。

【堤委員】教育センターでのアンガーマネジメント研修を私学の人も受講できるんですか。それは公立学校だけですか。

【櫻間学事振興課長】基本的にはそういった場に参加するよりも外部講師を招いて研修を行っているケースの方が多いようでございます。

【堤委員】最後にしますが、とにかくしっかりした研修をしていただかないと、なかなか生徒との間で、かっとなってつい体罰をしてしまうという、そこの頭の沸点というか、自分を抑えるとか、冷静にということをしかり身につけていただかないと、体罰は子どもにも傷になりますし、体にも心にも傷をつけることになるので、教員としても体罰でない指導というのを

身につけてもらうような何らかの研修というか、そういうものができるような体制をつくっていただきたいと思っていますので、要望しておきます。

終わります。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【堀江委員】委員会部長説明資料の2ページで、これもSideBooksで発信をいたします。

この中の県内就職支援員のことですが、私立学校の場合が就職推進員、それから県立大学が就職支援員という言葉の使い分けがあるということです。その中の私立高校の就職状況が、令和5年3月末で100%というのはすごいというふうに私は思います。現場で本当に苦労されている方たちの結果というか賜だと思っております。

そこで、この私立学校の就職推進員について質問したいと思いますが、まず、現在、何人の方が何校に配置をされているのか、そして、いつからの配置か、まず、そこからお示してください。

【櫻間学事振興課長】令和5年度におきましては、9校にそれぞれ一人ずつ9名が配置されております。この取組自体は、令和元年度からの取組となっております。

【堀江委員】9校に配置をする配置の条件がありますか。

そして、この就職推進員の財源はどのようになりですか。このこともお知らせください。

【櫻間学事振興課長】条件としましては、直近3か年を通じて就職を希望する生徒が10名以上いる学校、こちらが対象となります。

財源につきましては、補助率が3分の2となっており、そこは国庫と県費が財源となっておりまして、残りの3分1をその私学の方で負担するということになっております。

【堀江委員】 3分の1を私学が負担をして、この就職推進員というのを配置されているということで、この9校というのは、今説明がありましたように就職希望者が10名以上という一定配置をするための条件といえますか、現状があると思うんですが、今後の対応といたしましては、この9校がいわゆる就職を希望する学校全てと捉えていいのか。それもその時の状況によって違うと認識をしていいのか。つまり何が言いたいかという、就職推進員の役割というのは非常に大きいと私は思っていて、私学の側が、もちろん3分の1の財源を出せるかということもあるんですけど、やはりきちんと配置をされるということが、結果として100%の就職率ということにも結びついていると思っておりまして、そうであれば、希望するところに配置をしてほしいと思っているんです。その点、9校、9人というのはマックスというふうに理解していいのか、それともそれは変動するものなのか、そのこともこの機会に教えてください。

【櫻間学事振興課長】 令和4年度は11校に配置しておりました。ですので、これは9校がマックスというわけではなくて、対象となる高校はまだございます。

県としての予算の確保の状況としては、希望する高校があれば全ての高校に配置できるように予算は措置をしておりますけれども、学校によりまして、特に私学の場合は教員の転勤とかがないということがございまして、教員が企業とも長期的に関係を築けているというところもございまして。そういった学校におかれましては、教員の方でそういった就職支援活動は対応できるので、就職推進員は要らないという判断をされている学校もあるということでございます。

【堀江委員】 そうしますと、私学の場合は就職

推進員ということだけではなくて、今説明がありましたように、各学校の進路指導担当教員、この方が大きな役割も果たしていくという状況の中で、必要なところに配置をする。だから、県としては、いわば手を挙げて配置をしたいというところには、今後も必要な配置をするという理解でいいですか。再度お願いします。

【櫻間学事振興課長】 そのとおりでございます。

【堀江委員】 確認をさせていただきましたけれども、ぜひとも、県内で就職したいという子どもたちが就職できるような情報の提供でありますとか、そういう働きかけなど、この就職推進員の役割は大きいと思います。ぜひ必要なところに配置をしてほしいと思っております。この質問をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ私が質問したいのは、私立高校生の2022年度の経済的理由による退学の状況です。3月の時点で、いわゆる経済的理由で私立高校を退学したという全国的な調査が行われておりました、6月の時点でその全国調査が公表されるという仕組みになっていると理解をしております。その意味で、2022年度の経済的理由による私立高校生の退学の状況、長崎県内の状況がわかかっておれば答弁を求めます。

【櫻間学事振興課長】 長崎県内におきましては、経済的理由による退学者はございませんでした。

【堀江委員】 これは、そうしますと、これまでもなかったんですか。全国の調査によれば、物価高騰の中で中退者、それから学費滞納者が増加傾向を示しているという全国の調査結果があるんですけども、長崎県としては2022年度、経済的理由による退学はなかった。これはここ3年間の動きなりでの比較としてはどうですか、わかっているらばお示しください。

【櫻間学事振興課長】経済的理由による退学者ですけれども、令和3年度以降はゼロという状況で、令和2年度に発生している、令和3年度以降は、経済的理由による退学はない状況でございます。

【堀江委員】ちなみに、令和2年度は何人いますか。

【櫻間学事振興課長】令和2年度に4名おります。

【堀江委員】経済的理由による退学はないということであれば、それ以外の退学とかもあるんですか。

【櫻間学事振興課長】退学につきましては、それ以外の理由としましては、例えば学業不振であるとか、学校への不適應、それから進学はしたものの進路を変更するために退学をしたとか、あとは家庭の事情や病気、けが、そういった理由による中途退学がございます。

【堀江委員】そうしますと、私が冒頭、経済的理由による退学はどうですかと質問して、いないという答弁でしたけれども、じゃ、それ以外の学業不振、それから進路を変えました、いろんな理由の退学者がいるわけですね。そうしますと、2022年度の私立高校生の退学は、長崎県としては何人ですか。

【櫻間学事振興課長】2022年度の数字ですけれども、今、最新の数値として持ち合わせているのが1年前になってしまいうんですけれども、令和3年度合計で195人でございます。

【堀江委員】数字は持ち合わせていない。でも、私の答弁に経済的理由による退学の状況はいいですと、ゼロと言ったでしょう。どういうことですか。あわないよね。2022年、令和4年度の数字は持っていないと言いながら、経済的理由による退学はいいと言いましたよね。それ

はどこを見て言ったの。令和4年度の数字は持ち合わせていないと言ったんでしょう。どこまでわかっていますか。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前11時 3分 休憩

午前11時 4分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】先ほど、退学者の合計を申し上げました。令和3年度が最新として持っている数字ですと申し上げましたが、これは国の調査に提出するための県の集計なんですけれども、文科省の「児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査」というのがございます。そちらの方で把握しているのが、昨年度、令和3年度までの数字ということになります。

先ほど申し上げた経済的理由による退学の数字というのは、それとは別に行っております「授業料の滞納状況調査」というのがございます。そちらの方で把握した数字で、年度のずれが生じております。

【堀江委員】では、手元の数字としては、経済的理由による退学の状況だけは先にわかるんですね。では、それ以外の退学はどういう数かというのは、その文科省の数値を受けないとわからないと、そういう理屈になって、実際に私が言っている2022年度については、いわゆる経済的理由以外で退学をした生徒の数は、今のところわからないという回答ということですか。

【櫻間学事振興課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】私がこの質問をするのは、要するに対応ですよ。例えば経済的理由による状況があるのであれば、どういう対応ができるのか。あるいは、それ以外で、例えば令和3年度は195

人いたわけでしょう。可能であれば、学びたいと思って学んだところで、基本卒業できたらいいと思うんですね。もちろん進路を変えということもあるでしょうから、それが全てではないにしても、学びたいと思った気持ちを断念させないようにするための環境をどうつくるかという視点も私は大事だと思っているので、要は、どういう理由で退学になったのか。じゃ、その退学を避けられなかったのかということは検証しなくてはいけないと私は思ってこの質問をしたんです。だから、そういう対応が十分とれているのかなということで、長崎県の場合はどうですかと質問したところです。

少なくとも全国の調査では、経済的理由を含めて、コロナ禍の中で退学が、微増であっても増加している傾向というのを、私としてはそういう認識があるものですからこういう質問をしたんです。

そこで、再度質問しますが、それぞれの退学の事情は把握されておられると思いますが、結果がどうしても後から出てくるから、すぐに対応とはなりません。現場としてはもちろん十分対応していると思いますけれども、退学に至らないための努力といえますか、本人も含めての対応はどのように考え、また対応としてはどのようにされているのかという基本的な考えを教えてください。

【櫻間学事振興課長】まず、経済的理由を理由とした退学者はございませんでしたけれども、そうは言いながら授業料滞納者、先ほど申し上げました授業料滞納状況調査で、授業料を滞納している生徒というのはゼロではございません。やはりいらっしゃいます。そういった場合に、滞納につきましてはそれぞれの学校におきまして、例えば分納によって払える分だけ少しずつ

払っていただくとか、そういった対応というのはそれぞれの学校でやっていただいているところでございます。

それから、経済的理由によらない退学等につきましては、学校になじめないとかということにつきましては、例えば生徒の問題であればスクールカウンセラーといったものの配置、それから、それがもし家庭の事情等も関係してくるものであればスクールソーシャルワーカーといったものの配置について、県としては予算措置をして、そういった職員の配置というのを支援しているところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、学費の滞納は長崎県内でもあるということが、今、課長の答弁としてありました。そうであれば、この学費の滞納についての支援も含めて、もちろんそれぞれの私学でやっておられるとは思いますが、必要な制度、あるいは制度の拡充も含めて、ぜひ検討していただきたいということを求めて質問を終わります。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【宮本委員】議案外で幾つか質問させていただきます。

部長説明資料の2ページと3ページになります。先ほどもちょっと質問がございましたけれども、就職状況についてお尋ねいたします。

まず、私立高校、そして県立大学ともに、書いてあるとおり100%と99.5%ということで、就職率については私も非常に喜ばしいことであると感じております。

この委員会でこの問題はずっと議論されており、県内就職率をいかに上げるかという議論はずっとされているところだと感じているんですが、県内就職について、説明資料に書いてありますけれども、コロナ禍が少しずつ回復したこ

とによって、県内就職率を押し下げて県外に行く卒業生が増えたという分析があります。なるほどだなと納得したのと同時に、これは今後、コロナ禍が落ち着いてくればくるほど、ますます県内就職率というのは落ちてくるのではないかとということでちょっと危惧をしています。それは皆様方も同じかと思います。

対応として、先ほど堀江委員からもありましたとおり、私立高校においては就職支援員という方々がいろんな手だてを打っていらっしゃる。県立大学において県内就職支援員という方々が尽力されていらっしゃる。

その中で、インターンシップについてお尋ねしたいんです。県内企業へのインターンシップ、まず私立高校ですけれども、私立高校における県内企業へのインターンシップとか、県内企業説明会・見学会というのを実施しながら、県内企業を知ってもらう取組をされているんですが、これは今、どのくらいの県内企業の方々が参加していらっしゃるのか。わかれば年推移、年々増えているとか、年々減っているというところまで教えていただければと思います。まずどれくらいの県内の方々が参加していらっしゃるのかというのを教えてください。

【櫻間学事振興課長】まず、私立高校についてですけれども、今、数字として経年の数値を持ち合わせておりませんので、そこについては後ほどご報告したいと思います。

県内就職推進員の配置校の数にはなりませんけれども、県内企業説明会につきましては大体1校当たり年に2.5回ほどの開催、見学会については17.4回開催ということで、回数としてはそういった回数になっております。それぞれの説明会と見学会等においての参加人数につきましては、後ほどご報告させていただきます。

【宮本委員】私の質問が悪かったのかもしれませんが、1校で2.5回、見学会は17.4回ということは、県内の企業、A社、B社、C社、D社とすれば、それが17社あるということですか。それも教えてください。

【櫻間学事振興課長】これは説明会等を開いた回数になります。会社の数がイコールというわけではございません。例えば、見学会や説明会について、1回の説明会当たりに数社が来ているということもございます。

【千住委員長】一応どれぐらいの企業が参加されているのかというお話だったので、それをお答えしていただけたらと思うんですが。

【櫻間学事振興課長】今、持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

【宮本委員】 通告はしてありましたけれども。

要は、何社なのか、10社とか100社とかというのを知りたくて通告していたのですが、私の伝え方が悪かったのでしょうか。

県内を回る時に、人手不足というのはものすごく感じるんですね。よく言われます。皆さんもそうだと思います。よって、この見学会とかインターンシップにどのくらいの会社、何社が参加して、熱っぽく求人を出しているかというのを知りたいわけです。よって、後ほどでもいいんですが、ペーパーでもいいんですが、年にこれくらい、そして100社か50社か30社かわかりませんが、県内企業の方々が協力してくれている、求人しているというのがわかれば、教えてくださいというのを通告していました。

【櫻間学事振興課長】申し訳ありませんでした。参加の生徒数については後ほどお答えします。企業数につきましては、確認しましたところ、令和4年度で、県内企業の説明会が27社、県内企業見学会の方は191社です。これが令和3年度

では、県内企業の説明会が31社、県内企業見学会の方が166社というところがございます。

【宮本委員】191社、増えているような感じですね。増えていますね。だから、県内企業の方々には求めていらっしゃるわけですね。しかし、県外に流れていくというのは、マッチングというのがよくよくできていないんじゃないかと思っています。

もちろん、求める学生さんも、これではいかんと、もっとほしいと、もっと求めたいという気持ちもあられるんでしょうけれども、見学会をしました、インターンシップもしました。その先のマッチングというか、そこまで追って何かされているのか。ただ単に、見学会、インターンシップで終わりとかであれば、今後も同じようになってくるんじゃないかなと思うんですね。だから、その行った先、マッチングであったり、個別具体的にに取り組む仕組みというのは、まずは私立高校でされているのかどうかというのがわかれば教えてください。

【櫻間学事振興課長】マッチングについては、この取組によってどれだけのマッチングができたかというところの具体的な数字は持ち合わせていないんですけれども、学校からの聞き取りによりますと、そういったマッチングについてはうまくいっているという話はあっております。

また、先ほど答弁をいたしましたけれども、私立学校におきましては教員の異動がないというところで企業との関わり、よい関係性を築けているというところもマッチングの部分では役に立っているのかと思います。

【宮本委員】県立大学においてはいかがですか。県立大学でも県内企業での長期インターンシップをしていらっしゃるんですが、これは県内企業がどのくらい参加されているのかというのも

通告しておりましたが、それも教えてください。

【櫻間学事振興課長】県立大学におけるインターンシップですけれども、それぞれ学科によって種類が幾つかございます。

まず、インターンシップへの参加者の方を先にご報告させていただきますけれども、令和4年度におきましては学生403名がインターンシップに参加しております。その前年度、令和3年度におきましては95名ということで、コロナ禍においてインターンシップを控える企業が多かったというところがございます。

インターンシップ先ですけれども、例えば、まず公共政策学科においては公共機関インターンシップというのがございまして、公共機関に対してインターンシップを行っておりますけれども、こちらは6機関ございました。

それ以外の実践経済学科、国際社会学科、情報システム学科、情報セキュリティ学科においては、企業インターンシップを行っておりますけれども、こちらは133事業所で行っております。

インターンシップについてはそういう状況ですけれども、そのほか看護学科におきましては、インターンシップとはまた別の看護実習という形で長崎県内の病院での実習を行っているという状況でございます。

【宮本委員】参加者も増えて、恐らくインターンシップを受け入れる側の県内企業も増えているんだろうという予測はするんです。

今後、どんどん求人が増えていく、全国的にも人手不足で求人が増えていく中で、やはり県外流出というのが増えていくというのが可能性としてあるので、取組としては、書いてあるとおり、中期目標においてもインターンシップの強化とか、私立高校においても同じくインター

ンシップ、説明会を増やして保護者に対する取組も強化するとなっております。

しかしながら、今までと同じような取組をしては、なかなか太刀打ちができないところもあるんじゃないかと思います。

一方で、国際学科などは、県立大学で学んだ生徒さんが全国各地、あるいは世界を飛び回って県立大学の名前を売っていただくという喜ばしい一面もあり、非常に難しいところ、考え方としては喜ばしいところもあるかもしれません。

しかし、この場合は県議会なので、私立高校、そして県立大学において、いかに県内就職率を上げていくかというところは、もっと新しいものを取り入れていくべきではないかと思います。これについては、部長、今年度この状況、そして来年度以降を見据えて、どういう形で私立高校、そして県立大学の県内就職率を上げていくかという取組、決意、思いがあればお聞かせください。

【大田総務部長】まず、私学の高校の関係でございますけれども、こちらはおっしゃるとおり競争が激しくなっているという状況はあれど、パーセンテージの変動は大体うまくいっている方向かなと思っております。その中で、先ほど県内の就職推進員の配置につきましても、これは予算をしっかりと確保するというのはやっていきたいと思っておりますし、各学校が望むような形でできるような財政的な支援というのはしっかりとやっていきたいと思っております。

また、先ほどの担当教員の方の配置というところ、これも私学ならではのところではありますけれども、ここの結びつきというのを強めていっていただく必要があると思っておりますので、そういったところは各校の好事例などがありましたら横展開をしていきたいと思っております。

ます。

県立大学の方でございますけれども、コロナ禍におきまして、昨年度まで何とか少しずつはありますけれども、率は増えていったところなんですけれども、今年度は少し減少しております。昨年度までの経験といたしまして、やはり入口と出口というところ、入口といたしましては県内の高校からどうやって県立大学に入ってきていただくかということにつきましては、高校の生徒指導の方々の学校回りというところを今しっかり継続して取り組んでいるところであります。おかげさまで、県立大学のイメージも大分よくなってきて、それなら今回入れてみようかという形で、新たにそういった形で紹介をいただけるようなパターンというのも増えてきておりますので、その取組を継続していきたいと思っております。

また、出口の方でありますけれども、ここはもうまさに個別のマッチングをやっていけるかということにかかっていると思っております。その意味で、今回、県立大学の就職支援員を予算付けして配置させていただいております。こちらの方は、先ほどもご紹介申し上げましたけれども、これまで企業につながりを持っている方でありまして、ご本人自体も非常にそういう意味では意欲を持って今取り組んでいただいております。

これまで、大学の方で企業回りというのをさせていただいていたんですけれども、どうしても本来の学業というところがありまして、なかなか手が回らないところがありました。今回、専門の方を置いたことによりまして、かなり個別の企業に入り込めっていると本人からも聞いております。ここをいかに個々のマッチングに実際つなげていけるかということで、先ほど堤委

員からもありましたけれども、低学年のところもそういった意識の醸成を図りながら、この県内就職支援員というのがうまく回るように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【浅田委員】部長から、今、就職率を上げるといご答弁をいただいたんですけども、私も多少伺わせていただければと思います。

県立大学等も非常に頑張っているというところはありますが、私が聞き逃していたら申し訳ないんですが、先ほど県内の方の県内就職率は63.2%とありました。そもそも、県外から来ている方で、長崎に残って長崎の地で就職を選んでくれた生徒さんがどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】県外生で県内に就職をした学生は、令和4年度の実績で19名、全体では5.9%でございます。前年度の令和3年度におきましては18名で、率としては6.3%という状況でございます。

【浅田委員】この5%、6%というのをどう捉えるかということだと思うんですが、そこに当たった時に、県外からの生徒さんはそもそも何人ですか。

【櫻間学事振興課長】今年5月1日現在の数字ですけども、県外生が1,561名となっております。

【浅田委員】やはりかなり少ないなという、長崎の企業に対しての訴えというのがどうなのかなど。やはり選ばれる地域にもなってほしいなという願いがあるんですが、そういう中において、先ほど来インターンシップ制度の話がございました。このインターンシップに関して、私

は、実は3年ほど前に予算決算委員会の中でこれを取り上げさせていただきました。その時は250名近い生徒さんのアンケートをとった時に、3分の1の方たちがインターンシップのあり方に対してちょっと不満があると。時期が悪いか、もっと年度を早めていただければ民間企業のインターンシップと併せて必須を受けられたりとか、いろんな問題提起がありました。実際にその時に学生さんも、それを学校の学生会を使って学校にも訴えをしていると。しかしながら、学校内では満足している結果ですというような、学生にもそれが返り、私の答弁でもそういうふうな状況だったんですね。

ただ、やはり実態として、それから3年たつて、コロナというものがあって、皆さん自分の地元に戻るという方が多かったのは理解もできるんですけども、せっかくこの大学で長崎に来ていただいた方々も、もっともっと幅広い人材として長崎県内に就職をしていただくとするならば、そもそもインターンシップのあり方、時期、いろんなことを見直すべきではないかと思っているんですが、そのあたりはどのようにこれまでの流れで分析をしているのか、教えてください。

【櫻間学事振興課長】インターンシップに参加した学生から、そのようなインターンシップには参加しづらいという声があったということは、大学の方でもそれを認識しております。きっかけとしましては、コロナ禍というところが大きくはあるんですけども、期間につきまして、従来は4週間程度のかなり長期のインターンシップという期間を設けておりました。そのため、ほかの活動に支障が生じるといった声もありましたので、コロナ禍というきっかけはございましたけれども、その期間を2週間というふうに

短縮をして取り組んでおります。それについては、今年度も2週間ということで行うということになっております。

それから、授業との関係というのをごさいますけれども、そこにつきましては、大学におきましては従来の前期・後期という区分けから、クォーター制ということで、4分の1ずつで単位をとっていく。年間を4つに分けて、集中して単位を取れることによって、空いたクォーターにインターンシップに参加しやすくなるというような取組も行っているところでございます。

【浅田委員】私が先ほど言った、学生と一緒にアンケートをとったのは、実はコロナ禍の前なんですね。前の段階で、確かにコロナが原因かもしれないけれども、2週間程度になったということは、多分学生の声があったものと思います。

クォーター制のことにしても十分理解はしているんですが、学生が言っているのは、必須である学科、学部が幾つかあるんですね。その時期の兼ね合い、クォーター制だからではなくて、必須期間中というのがあって、実は望んでいるところに必ずしも行けているわけでは当然なくて、全く望んでいない場所であったり、職種であったりというのが、必須だからということで行かなければいけない、単位のために行かなければいけないということで、せっかく県立大学としてはわざわざ必須にして、そうやってマッチングとかをしているにもかかわらず、学生とのあり方、もちろん100%、皆さんが皆さん希望どおりになるとは思わないですけれども、やっぱりそのあたりが少し無理があるのかなと。逆に言って、そういうところから余計遠ざけてしまうようになっているんじゃないかと。学生の話聞いて、これはもうずっと思ってい

ることなんですね。

ですから、改めてコロナ禍が明けた後ですから、いろんな形で、たしか前は必須が3年生の時だったので自分たちが行きたいインターンシップに行けなかったということ为先ほど私は言ったままで、時期的なもの、2週間がいいのか、夏休みがいいのか、もっと早い段階に県内の企業を知っていただくのか、そこをしっかりと、いま一度分析をしていただいて、それがこれから先につながるようにしていただければと思います。これは要望にとどめまして、今後のことをまたご報告いただければと思います。

県内の方は63.2%という方がいらっしゃる。しかし、やっぱり私も一度は外に出た人間なので、外に出て戻ってきたい。今度、インターンさせる意味において、ふるさと教育というものに長崎県は力を入れている、就職率を高めるためにもということをよくおっしゃるわけですが、長崎県ふるさと教本ですか、教本がありますが、これの活用率が、実は県立高校でも記憶にないという生徒さんが非常に多いと。

併せて、私立高校では、それをどのように活用しているのか。はたまた、それは県立高校だけの活用で、私立高校や県立大学においてはそういうふるさと教育とかはやっていないのかどうか、実態を教えてください。

【櫻間学事振興課長】「ふるさと長崎県」という冊子につきましては、令和4年度まで私学の方へも配布をしております。今年度につきましては、冊子の作成が取りやめになって、Webでの公開ということになっておりますので、そのWebにおいて公開されている旨を私学の方にお伝えをしているところでございます。

それから、ふるさと教育ですけれども、私立学校、23校中17校ではふるさと教育ということ

で取り組んでおります。

内容につきましては、地域の伝統料理の研究とか、龍踊の継承とか、はた揚げとか、取組は様々なんですけれども、各校とも地域の方の協力を得ながら、そういった取組を行っているということでございます。

【浅田委員】ふるさと教育の中身が、割と伝統文化等に集約されているような感じはあるんですけれども、ここに一つ例えばUターンしやすいようにキャリア教育のあり方とかをふるさとの中でもう少し絡めてやっていくとか、もっともっと、今いま18歳の人を縛り込む、22歳の人を縛り込むだけではなくて、やはりふるさとに思いを持ってもらえるようなキャリア教育というのも一つ必要なのではないかとということで、これも提案・要望にさせていただければと思います。

もう一つ、これは県の教育委員会の方だけではないと思うんですが、今、県内において文化振興、文化部などの推進認定校みたいなものをつくっているという話があるんですけれども、これは私立高校においては、今どのような状況になっているのでしょうか。文化活動推進校ということでリストアップをされているそうですが、この中にどの程度の私立高校が含まれているのか。知事も長崎の子どもたちの文化力を上げていきたいというお話をしておりましたので、私立の二十数校のうち、どのような状況になっているのか教えてください。

【櫻間学事振興課長】県内の私立の文化活動推進校ですけれども、中学校において私立は2校、高校においては6校、7部がその文化活動推進校となっております。

【浅田委員】その部活動の中身というのは詳しくわかりますか。

【櫻間学事振興課長】中学校におきましては合唱と技術工作、高等学校におきましてはマーチングバンド、バトントワリング、書道、合唱、演劇となっております。

【浅田委員】これをあえてこちらでもお伺いをさせていただいたかといいますと、実は、前、全国総文祭というのが長崎県で行われました。その際にも教育委員会の方に依頼をさせていただいたんですが、今出てこなかった茶道部、華道部、ここにおいては流派がいろいろまたがるものですから、高文連に入れてない状況があります。教育委員会の方にも、ここはしっかりと部活動の顧問の先生方をまとめていただいて、多くの子どもたちが日本文化、伝統にしっかりと親しむべき素地をつくるためにも、これに入っていないと発表の場がないんですね。今、あえて伺っているのは、長崎で今度、国民文化祭がございます。そういう時にも高校生の活動の場、活躍の場というのを広げていきたいということで、今、県立高校にもこれをお願いしております。

そういう意味において、私立高校の中でのそのような部活動のあり方というのは、まず、県の方では把握なさっていますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】令和4年度の調査になりますけれども、県内の私立高校で茶道部がある学校というのが11校ございます。それから、華道部がある学校が6校ということでございます。

全ての学校の状況までは把握しておりませんが、大部分の学校においては外部の講師を招いて、そこで指導を受けているところでございます。そのほかには、近隣の短期大学などと連携して活動しているところや、商業施設などに招かれて、そういったところで活動をしている場合もあるようでございます。

そういった活動が盛んなところもある一方で、部員が少なくなっていて、活動が低迷してうまくできていないという状況の学校もあるというふうに聞いております。

【浅田委員】 結構な数、私立高校の中にも茶道部があったり華道部があったりします。

今まさしく課長がおっしゃったように、部員が減っている理由の一つに活躍の場、せっかく学んだものを表に出す場というものが高校はないんですね。そういったことを含めて、せっかく長崎県で行われる総文祭の時にもお願いをし、状況を調べていただくことを言いました。その際にも、結局まとまったの高文連ですか、そこには所属できてない。外部講師がいらっしゃるというような状況の中で、おもてなしの一環として頼まれて茶道部がそこでお茶を提供したり、彩りのためにお花を活けたりということがあるんです。

そういうことではなくて、私がずっとお願いをしているのは、マーチング部や書道部、最近はかるたとかもはやっていますけれども、そういう形で流派がまたがっている、それは外部の講師の先生たちが指導に行かれているということが大きな原因ですけれども、学校の先生たちはそこに、私立に関しても変わりなくと先ほど課長もおっしゃったようにいらっしゃるわけですね。そういう先生たちの連携をとって、少しでも子どもたちが発表できる、参加ができる場所づくりということを私学の方でもぜひともやっていただきたいと思っております。これは何年にもわたっておりますので、確かな目に見える成果として国民文化祭がありますので、そこに向けて、ぜひとも長崎県としてはやっていただくことを希望し、また、今後の報告等をお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろし

くお願いします。

質問は以上にします。

【千住委員長】 ほかに質問はございませんか。

【富岡委員】 簡単に3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目が宮本委員、浅田委員のご質問とも関連するところですが、県内就職率が低下したことの要因としてコロナ禍が収束したからということがございます。コロナ禍収束によって、特定の学科においては県外就職を希望される学生さんが多いということで、私立高校及び大学、双方においてそういう話がありました。そのご説明を伺いますと、あたかも、もともとコロナ禍でよく見えていたものが元に戻っただけだというような回答にも聞こえるんですけれども、果たしてコロナ禍が始まる前と比べた時に、傾向としてどうなのかというところをお聞かせください。

2点目として、その対策として多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるということですが、この情報発信の具体的な内容について教えてください。

例えば、私の地元である時津町においては、積極的にYouTubeを使って、何万回再生となっているような動画なんか結構多いんですけれども、そうした取組を県として行っているのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

3点目として、3ページの大学のところで県内就職率の高い県内高校生の県立大学への進学を促進するなど、その取組を行うというところです。これについて、例えば県内高校生については合格の枠をつくったり、あるいは極端な話、受験において下駄をはかせるとか、そういうことまで考えているのか。そういうことでなけれ

ば進学を促進するというこの意味を教えてくださいただけたらと思います。

【千住委員長】 しばらく休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午前 11時45分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

総務部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分から再開いたします。

先ほどの答弁も併せてお願いしたいと思いません。

それでは、しばらく休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、総務部の審査を行います。

【櫻間学事振興課長】 午前中に宮本委員のご質問、県内での企業説明会の回数、企業数、生徒数、それから見学会の回数、企業数、生徒数について、後ほどご報告しますと申し上げていた点についてですけれども、まず、午前中の説明におきまして、私が企業数として申し上げた数値が、説明会や見学会の回数でございました。そこは誤っておりましたので訂正をさせていただきたいと思えます。

数字を申し上げますと、まず、説明会につきましては、令和3年度が31回、令和4年度が27回ということで、回数としては減少しているんですけれども、参加された企業は、令和3年度は104社に対して令和4年度は205社と大幅に増加をしているところでございます。

それから、参加している生徒ですけれども、令和3年度は797人、令和4年度におきましては

817人と、これも増加をしている状況です。

それから、企業見学会の方ですけれども、こちら令和3年度は166回の開催、それが令和4年度は191回の開催と増加をしております。

企業数につきましても、令和3年度は163社の参加でしたけれども、令和4年度は201社と、これも大幅に増加をしております。

参加した生徒数ですけれども、令和3年度は248名、これが令和4年度は313名と増加をしております。

引き続き、富岡委員からのご質問にお答えします。3点ご質問いただいております。

1点目、県立大学における県内就職率の経緯ですけれども、コロナ禍に入りまして、令和元年度に28.8%、それから令和2年度が29.7%、令和3年度が33.2%と、ここまでは徐々に上昇していたんですけれども、令和4年度がご報告しておりましたとおり32.7%ということで、コロナ禍が落ち着いてきて、少し低下をしたという状況でございます。

それから、2点目、部長説明にございました多くの若者に地元長崎の魅力とか暮らしやすさを知っていただけるような情報発信に努めると、こういったところの内容はということでございますが、若者への県の魅力発信につきましては学事振興課が独自にということではございませんで、県全体での取組となってきますけれども、昨年度におきましては、企画部において県の魅力を若者に伝えていくための動画「Change is a Chance」という動画を作成しまして、これを県のホームページとかYoutubeなどにアップしているところでございます。

今年度におきましては、産業労働部が実施しております県内高校生を対象としました県内就職に関する講演などの場において、この企画部

が作成した動画を活用するなどして若者への魅力の伝達、情報発信に努めているところでございます。

3点目、県内就職率が高い県内生の割合を増やすために県内の高校の入試における入学枠の取組についてですけれども、現在におきましても、県立大学におきましては学校からの推薦による学校推薦枠というのがございまして、そこでは県内の学校推薦枠として143の定員を設けております。

それから、それとは別に総合型選抜といいまして、これは学校推薦ではなく学生本人が自分でPRをして入ってくる自己推薦型の入試になりますけれども、こちらで6人の枠を設けております。合わせて149人の県内の高校生向けの枠を設けておりまして、全体の割合としましては約20%、2割は県内生の特別の枠があるということでございます。この割合、県内生の枠といいますのは、ちょっと調査の時点は古うございますけれども、令和2年度の時点におきまして、全国の公立大学93校ございますけれども、この中で割合が大きい方から4番目ということで、全国的にもかなり大きな枠を設けているところでございます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【白川委員】体罰にかかる実態調査についてお伺いいたします。

まず、確認ですけれども、この実態調査のやり方というのは、教員と生徒、保護者に対してアンケートを行ったというような認識でよろしいでしょうか。

また、体罰と認知された件数についてはどのような調査の仕方になるでしょうか教えてください。

【櫻間学事振興課長】生徒と保護者へのアンケ

ートに基づく調査になっております。

【千住委員長】件数とその認識については。

【白川委員】後に伺った体罰の件数というのはどういう認識でしょうか。

【櫻間学事振興課長】件数としては、令和4年度に、昨年度に比べて大幅に増加をしている状況でございます。

ただ、これにつきましては、一部の部活動であるとか、学校内での体罰が明らかになった際に、その明らかになった各校において調査を徹底して、その特定の体罰を行った教員なりが複数の、同一人物が複数の体罰を行っていたということに基づいたことから件数としては増加をしているというところで、体罰を行った教員の人数自体は大体同じような状況であるんですけれども、件数の増加としては調査の徹底によって一件一件の状況が確認できたところによるものだと思っております。

【白川委員】聞き方が悪かったかもしれないです。この体罰として認識された件数というのは、県の方に体罰がありましたよということが学校側から報告された件数という意味なのか、これもまたアンケートの中で聞かれていることなのかというのを伺いたかったんです。

【櫻間学事振興課長】これについては、全国の調査がございますので、その調査を行った中で学校がアンケート等で把握した数字を県の方に報告をいただいた数字になっております。

【白川委員】何を聞きたいかということ、この体罰を受けた児童生徒が22人で、件数が17件でいうところに差異があるのは、生徒側は体罰を受けたというふうに認識をしていますけれども、学校側はそうとは把握をしていなくて件数が少ないのか。それとも、複数の生徒に対する体罰を1件とみなして出されている数字なのかとい

うところをお伺いしたいです。

【櫻間学事振興課長】1件の数え方としましては、例えば一つの部活動内において同一の指導者が複数の生徒に対して体罰を行ったという場合に、それを1件として捉えています。ですから、1回行った分を1件、その体罰を受けた生徒はその時に2人いたとか3人いたというところで差異が生じております。

【白川委員】そうであれば、アンケートで体罰を受けたという生徒の回答は、ほぼこの報告に上がっているとおりということでしょうか。

何を気にしているかということ、最後の方に「依然として私立高校における教員等の体罰に対する認識が不十分であるということを示すこととして、大変重く受け止めております」ということがありますので、児童・生徒は体罰を受けたというふうに思っている、先生側はそうとは思っていないというような事例があるのではないかと思ったわけです。

というのも、私の方にいただいている声として、私立高校とか私立学校ではないんですけれども、公立の小学校で、給食の時に食べ物を先生が無理やり口に押し込んだということがあって、それで歯が折れて、結局ずれて生えてきたりとか、矯正が必要になったような事案がありまして、それに対して学校側は体罰とは認めない。行き過ぎた指導はありましたということは認めているんですけれども、体罰ではないということで、あまり謝罪もきちんとなされていない状況で、その受けた側の生徒及び保護者と学校との認識が違うということがありました。なので、こういった調査をなされていますけれども、そういった埋もれたケースも多くあるんじゃないかと思ってご指摘をさせていただいたんですけれども、そのあたりはどうお考えでし

ょうか。

【櫻間学事振興課長】今回、報告しております数字につきましては、アンケートの結果がそのまま出たものとなっておりますので、学校の方で認識を変えるというようなことは行われておりません。

【白川委員】このようなケースもあるということ踏まえて、学校の方に様々な研修や再発防止の対策をなされているとは思いますが、そのマニュアルとか安全対策、そういうことが起きた場合、その後どのように子どもや親御さんのフォローをするのかというようなマニュアルがあれば教えていただきたいのと、後日でもいいので、それを実際に見せていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】体罰の防止に関しましては、一応二通りの考え方で県としては対応を行っているところで、一つは体罰を未然に防止するという観点と、それから体罰が起こってないかというチェック機能の強化というところで取り組んでおります。

そのうち、体罰の未然防止のところでは、先ほどから申し上げておりますとおり、校長会や教頭会での啓発、研修などというのがございますけれども、それに加えまして、県教育委員会の方で「体罰の根絶に向けて」といったものですとか、文科省による「運動部活動での指導のガイドライン」といったものが作成されておりますので、こういったものを活用した校内研修をということで働きかけを行っているところでございます。マニュアルのようなものとしては、そういったガイドラインというものがございませ

す。体罰のチェック機能等に関しましては、今回調査を行っております体罰の実態調査などを継

続していくことによって抑止の効果もあるものと考えているところでございます。

【白川委員】よかったら、またそのマニュアルを見せていただければと思うんですけども、体罰というものが何からが体罰なのかというのが、ハラスメントと同じように受けた方が体罰だと思えば体罰なのか、学校側が認めれば体罰なのかということが非常に難しいところで、私もいただいた事案に対して協議をしているところではあるんですけども、なかなか判断が難しいところで、学校側はやはり認めたくないということが強いのかなと思っておりまして、もし、これが体罰となった時に、学校側にペナルティとか、罰則なり何かあるんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】体罰については、学校としてのペナルティというよりは、やはり体罰を行った教員が学校内での処分を受けるという形になってこようかと思えます。

【白川委員】そうですね。私がいただいている案件では、その先生自体が鬱のようになって辞められてしまったという経緯になってしまっていて、しかも校長先生も代わってしまったということがあって、なかなか後追いも難しい状況ではありますので、この件は、今回ここには関係ないかもしれないんですけども、また引き続き扱っていきたいと思いますので、そのマニュアルの方をぜひ教えてください。よろしくお願いいいたします。

以上です。ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】大きく2つお伺いしたいんですけども、1点目が先ほどから出ている県立大学の県内就職の関係です。先ほど5.9%とか、令和3年度6.3%という数字をご紹介いただきました。あと、富岡委員の質問に対して、過去20%台か

ら33%、今年は去年より0.5%下がって32.7%というお話だったんです。

これは長崎県の総合計画2025で、平成30年が34%とあるんですね。これを令和7年（2025年）には44%に上げようと。これは多分、以前からの目標も同じだと思うんですね。

平成30年当時質問した時に、たしか県内生が大体6割ぐらい、県外生が1割ぐらい、生徒の比率は大体1対1だったと思いますので、平均すると大体30%前半ぐらいだなという理解をしていたんですね。

そういう意味で言うと、先ほどの数字というのは、県外生の県内就職率が下がっているんじゃないかという印象を持ったんですけども、この辺の状況はいかがですか。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】平成30年度の県外生の県内就職率は10.6%でございます。

【山本委員】私もずっとそういうイメージで、県立大学の県内出身者の県内就職率は大体高校生と同じぐらいだなという認識があって、県外生が1割ぐらいしかない。ここを上げていかないと44%という目標、4割を超えるという目標にはならないと。

その中で、一つは県内出身者の県内就職率が高いんだから、県内生の枠をもっと増やしたらどうかという議論をその時にしたんですね。その時に、先ほど答弁があったように、県内推薦枠が全国的にも高いと。だから、そういう上げ方ではなくて、一般入試として県内の高校生を県立大学に行ってもらうようにやっていきます

よという答弁がずっと続いているんです。

ですから、県内出身者の就職率を100%に上げたとしても、それは現実的には無理な話なので、もちろん県内出身者の県内就職率も上げないといけない。せめて私立高校ぐらいに、75%とかそれぐらいに上げないといけないと思うんだけど、県外出身の県立大学生の県内就職率をせめて2割、3割ぐらいまで上げないと、この目標は達成できないだろうということで、今、県内就職率向上に向けていろんな取組をされているんだけど、それを県内と県外に、何か特徴づけて分けてやっているのか、その辺の取組をお聞きしたいんです。

【櫻間学事振興課長】大学において、県内生だから、県外生だからというところでの働きかけの区別は、今のところ行われていないところでございます。

【山本委員】そこを区別してというのはなかなか難しいかもしれないんだけど、やっぱり県内生は例えばふるさと教育といったもので郷土というものに関して触れることが多い。県外生の場合はなかなかそれが難しいので、より長崎県の企業を知ってもらう必要があるんじゃないかなと思いますので、差をつけるということではないんですけれども、その部分をもっと意識していただきたい。実際に県外出身者の数字が下がっているわけですから、そこをやっぱり上げていただくような取組をしていただきたいと思いました。

その中で1点だけ、3ページに「長期のインターンシップと地域における経営実践科目の実施など地域に根差した」というのがあるんですけど、この地域における経営実践科目の実施というのが不勉強でわかりませんので、具体的にどういうものが教えていただけませんか。

【櫻間学事振興課長】長期インターンシップ以外のものとしましては、例えば科目としましてはビジネス経済の実践という科目で、必修科目として地域の中堅企業などで経営に携わっている企業人や公共機関の公務員などを講師として招いて講義を行ってもらおうというような取組がございます。

それから、例えば経営学科におきましては、県北・県央地域の経営体、道の駅や産直、商店街、そういったところに実際に行きまして、地域における企業の役割というのを学ぶというような科目もございます。

一番特徴的なのは、しまのフィールドワークというのがございまして、在学している県立大学の生徒は必ず在学中に一度は離島へ行きまして、そこで実践的な体験学習を通じて地元での課題解決に取り組むといったような取組を行っております。

【山本委員】結局、そういうしまのフィールドワークであったり、より実践的な、多分公務員のは直近のホームページで見ましたけれども、非常にいいことだと思うんです。企業が実際に学校の方に行って、見学会であったり、そういうのもあるかもしれませんが、そういった接点を増やすという意味ではいいことだと思います。ただ、それが数字に表れてきてないと思っていますので、今、令和4年度から県内就職支援員、実践的な財団におられた方ということですので、順次実践的な部分があるかと思しますので、今後少し期待をさせていただきたいと思います。

もう一点が、私立高校ですけれども、直近の令和5年度の私立高校の定員数と実際の入学者数、充足率がわかりますか。

【櫻間学事振興課長】令和5年度の状況ですけ

れども、私立高校で定員が4,099名、実際の入学者が3,901名という状況でございます。

【山本委員】私の聞き方が悪かったかもしれませんが。定員というのは3学年じゃなくて、今言われたのは入学者の定員に対するということですか。わかりました。それで結構です。

何が言いたいかという、令和2年からいろんな支援の拡充によって県立高校から私立高校に行かれる方が増えているという傾向があります。その中で、私立高校が今の話だと4,099人に対して3,901人ですから97%ぐらいの充足率があるんですね。県立高校は全然そんなにないんですね。ですから、やっぱり私立に流れていると理解をしているんです。私立高校に関係者の方とお話をすると、やっぱり必死ですよ。全体的に子どもの数が減っている。だから、私立高校の定員と県立高校の定員を足したら子どもの数よりも多いような状況になりますから、特に私立高校については、午前中に話がありましたとおり、県外からも生徒をとにかく集めようということに対して非常に熱心にやっておられるというのがあるんです。だから、金銭的なことだけでなく、子どもたちのニーズに合ったことをやっていらっしゃるなという印象があるんです。

ですから、担当として、私立高校がこういうふうを増やしてきている要因をどういうふうに捉えておられるのかをお聞きしたいんです。

【櫻間学事振興課長】委員からのご説明がございましたとおり、一番の大きな要因は令和2年度から始まっております就学支援制度で、所得の制限はございますけれども、一応おおむねの私学においても授業料の無料化が実現されたというところが一番大きな理由かとは思っております。

それから、私学におきましては、学生数の多少というのが経営に直結してまいりますので、やはり学生を呼び込むための努力といたしますか、例えばオープンスクールなどの取組につきましても、かなり力を入れておりまして、そういったところで公立にない魅力を打ち出すような努力が私学においては特に顕著になされているものと思っております。

【山本委員】これは教育委員会に言った方がいいと思っているんですけども、私学の今の取組を学ぶべきだろうと私は思っているんですよ。ですから、私立と県立の交流というんですか、もちろんライバルではあるかもしれないけれども、それを言うなら私立同士もライバルである。私立同士というのは非常にそういうのがなされているなと感じています。ですから、そういう場を、これは教育委員会に言った方がいいと思うんですけども、もしそういう機会があれば、私立学校側の方も参加していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【大田総務部長】ご指摘ありがとうございます。まさにその取組を公立側とやっぺいこうという話をこの公私立高等学校連絡協議会で先日いたしましたところ。特に県外を見た時に、オール長崎で、結局長崎としての魅力を高めていくという方策というのがまず一番にあるだろうと。その中から私学、公立は切磋琢磨すればいいだろうという共通意識が今持てておりますので、そこに向けて、どういうところがまさに連携できるのか、例えば教育センターの私学側の利用とか、そういう具体的なものも徐々に出てきておりますので、そういったところを具体的に進めていきたいと思っております。

【千住委員長】ほかにご質問はございませんか。

【吉村委員】私も文教厚生委員会は初めて来た

ので素人なのよ。全然わからないので教えてほしいんじゃないけど、今の話でも、さっきからも言っていたけど、やっぱり私学と公立とか、そういうところ、教育委員会と学事振興課とか、これが連携していかんとだめなんじゃろうなと。私学だけで単独で考えると、なかなかできんことやろうと思って、今の答弁についてはなるほどと思って聞いておりました。

それから、先ほど、堀江委員からもありよったんですが、経済的な負担というのと、この説明資料を見よったんですが、この中で私立高校の保護者の経済的負担の軽減、これが載って、先ほどもありましたが、就学支援金、そのおかげでこうこうという今の状況の話があったんやけど、それから次の授業料軽減補助金、この2つが制度としてあるわけね。

それで、ここの支給についてのやり方、区分け、就学資金については生活保護世帯から年収590万円までを年間39万6,000円支援しますよと。それから、年収590万円から910万円未満を11万8,800円、年間支援しますと、こういう分け方。

それから、授業料の軽減補助金については、生活保護世帯については年間6万3,600円を補助します。年収590万円から720万円未満は年間7万9,200円補助をしますというふうに載ってるわけね。

そして、四角の図表が載ってるんやけど、この区分けの仕方というところ、この分け方の根本的な考え方というのをお知らせいただけんかなと思います。

【櫻間学事振興課長】まず、就学支援金でございますけれども、これは全国一律の制度となっておりますので、こちらは国費により賄われる事業となっております。

ただ、この支援だけだと、まだ私学にとっては保護者の負担というものが結構ございますので、そこを補填する意味で県単独でさらに上乘せの支援を行っているのが授業料軽減補助金となっております。

【吉村委員】そういう説明もいいんじゃないけど、この区分けの仕方、線引きたいね。いつもそこが問題になるけど、私なんか思うのに、この生活保護世帯というところと270万円、これは次の県単独補助をやる部分で補助をすることがあるんじゃないけど、生活保護世帯に県単独補助金で月額5,300円をやるわけね。それから、590万円から720万円未満は年間7万9,200円だから、この間よ。生活保護世帯から590万円までのところというのは、その下のライン、生活保護よりちょっと上のラインというところは生活保護よりきついんじゃないかなろうかと考えたりするんじゃないけど、その考え方としてベースにあるのは何かというのを聞きたいと思う。

ついでに、まだ考えんばかしれんけど、それからこの表を見ると、今度は590万円から720万円未満、これが7万9,200円という、これも県単独補助が月額6,600円。この生活保護世帯と590万円から720万円の間在世帯に対してのみ県単独補助が制度化されているわけね。その考え方というのをお知らせいただければと思います。これだったらもうちょっと具体的になるかもしれんけど。

【千住委員長】時間をとりましょうか。

暫時休憩します。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 6分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】まず、生活保護世帯を超

える部分になりますけれども、そちらは金額の目安としましては地方税法の規定によります市町村民税及び県民税の所得割非課税者、これを対象としているところでございます。

それから、590万円から720万円のところの区分、県が単独で補助をしているところでございますけれども、こちらにつきましては、県が補助をしない場合は590万円から910万円未満の部分について、公立の生徒の世帯とは大きな差があるということで、ここについて県で補助をするということなんですけれども、そこについては財源等の兼ね合いもあり、その区分としましては590万円から910万円の半分の目安として720万円というのを区分の目安として設定をしているところでございます。

【吉村委員】その線引きをした、そこに線を引いた理由を聞きたいと思うんですけど、どうかね。答えられんのかな。なんかの理由でそこに引いたんじやろう。ここで言うなら720万円がその半分と言うけど、700万円でもよかったかもしれんと思うし、本当やったら800万円までせんばやったかもしれんかと思うんですけど、そこを聞いてもどうもならんのかなと思うけど、どう。

【櫻間学事振興課長】720万円ですけれども、加算支給なしの世帯、加算支給というのは先ほどの590万円以上の部分です。ここは加算なしの部分になりますけれども、その世帯年収が下位半数に該当するものということで720万円というところを設定しております。

【吉村委員】言いよる意味がよくわからんじやけど、私もそう頭がよか方じゃなかもんだけんね。この表を見る限り、生活保護者にはこれだけ県が単独でも補助してやるんですよと。それには、例えば生活保護者以上に生活が苦しい

と。そしたら、ここに生活保護者、年間何万円の所得なのかわからんけど、それはわからんたいね、人数によっても違うから。一人当たりで考えればいいんじゃないけど。

そしたら、その次に書いてあるのは270万円以下の住民税所得割非課税世帯、ここの人たち暮らし向きと生活保護者の暮らし向きというのは、数字的に判断ができるものが資料としてあるのやろうかというところを聞きたいわけ、わかる。

【櫻間学事振興課長】区分の境目のところで、例えば生活保護世帯の一番高所得の方と次の区分の一番低所得の方で生活状況がどうかというところについては、なかなかケース・バイ・ケースで判断、資料としてはないところではございますけれども、ここについては令和4年度になりますけれども、今年の2月補正におきまして国の臨時交付金を活用しまして、この部分の世帯、生活保護を超える部分につきましても、世帯の所得が380万円を目安として、その380万円を下回る世帯に関しては授業料が全額免除になるような予算を令和5年2月の予算で承認いただきまして、それはそのまま令和5年度事業として繰越を行っておりまして、今年度におきましてもそういった世帯に関しては支援を行っているところでございます。

【吉村委員】さっき言ったけど、文教厚生委員会が初めてなので、そういう前のことがわからんで質問しよるので、そこはお許しをいただきたい。

今の説明でも、変なのが出てくるけん、国の臨時交付金事業って、それはいいけど、委員会でしか深く審議しないので、ほかの委員会に所属しているとわからんわけよね。全体的にこうやって厳しいので授業料の何とかに出すとか、

教育に出すとかというのはあるんじゃないけど、今、380万円以下の部分について国の臨時交付金事業を活用して県の補助をやるようにして、令和5年もそれを継続してやりますというように聞こえたけど、それはそれとして、380万円という金額のラインはどうして出てきたのという疑問が出てくるわけよ。そこを説明してくれたらいい。

聞き方を変えてみようか。この表でいくと、県が単独で補助しよるところは、生活保護者のところと590万円から720万円の年間所得のところ、それと、今聞いたのが生活保護世帯以上380万円までの世帯に対して国の臨時交付金事業、コロナの臨時交付金を使って、それを令和5年度まで続けたいと思いますと。これはそれが終わるとなくなるという意味になるんじゃないと思うけど、それから逃れた部分、380万円から590万円とかは、県の単独補助はないわけよね。そこはなくていいと考えた理由は何じゃろうかと。本当ならそこもやってやらんばやったっちゃなかろうかと思うけど、どうなんですかという意味。

【大田総務部長】少し経緯的なところを申し上げます。

この就学支援金自体が、人づくり革命の中で、消費税財源を活用して国の方が手当てしたという経緯がございます。それが令和元年の10月だったと思います。そこからスタートして、その中ですぐコロナになっているという状況です。

このもともとの制度設計のところは、国によって措置されることによりまして、それまで県が軽減していた部分の財源が浮いてくるというところがございまして、そうすると、財源を活用してどこをいの一に埋めにいくかというところの議論があったと承知をしております。

その議論の中で、一つは非常に収入の苦しいところを救いにかかるというのが1点と、もう一点が国の制度におきましては、やはり590万円以降の壁が急過ぎるんじゃないかという2点の議論がございまして、そこは財源との兼ね合いの中でこの生活保護世帯までに限らせていただいたというところですよ。

ただ、コロナの中で、先ほど申し上げたところにつきましては、やはり生活保護世帯以降のところにつきましても非常に苦しい。それはコロナなどで影響を受けやすいところという認識でございましたので、その議論の中で臨時交付金を活用して現在埋めているという状況になっております。

380万円のところでございますけれども、すみません、ちょっと経緯が違ったら恐縮なんですけれども、ほかの専門学校とか、そちらの財源の壁のところとのあわせつけの議論の中でたしか380万円になったというふうに記憶をしております。

【吉村委員】わからんけど、わかったごたっけどさ、380万円の出てきた次のページに載ってるけん、それをこの後質問しようかと思って。

今、部長の説明で、令和元年の国の人づくり改革か革命か知らんけど、そういうのによって始まって、そこら辺でこういう制度ができたんじゃないけど、なかなか財政的に、全般的にくまなくやるというのは非常に難しいと。だから、非常に厳しいところについて、ちょっと県も協力しましょうという、そこで急激な格差をなくそうというようなことなんだろうと理解しました。

それで、ここで380万円の線がまた出てきますが、それから590万円までのラインというところについて、今は県の単独の予算措置はないわけよね。それと380万円までも、この臨時交

付金がいつまで続くのか。それがなくなった場合に、県はその後単独でこのかさ上げをしていくのかというところについてはいかがですか。

【大田総務部長】こちらにつきましては、経緯としては先ほど申し上げたとおりでありまして、県の限られた財源の中でスキームを組んでおりますので、現状、臨時交付金は恐らく今年度内で終了すると思っておりますけれども、こちらに対する追加の一般財源を持ち出しての支援は今のところ考えておりません。

ただ、我々の立場としましては、先ほどの階段を埋めるといってもそうなんですけれども、やはり就学支援金自体の趣旨としましては、誰もが所得に関係なく学習できるようにということがもともとの趣旨でありますので、こちらを埋めにかかるようにということで、まさに政府施策要望を上げさせていただいておりまして、こちらの財源の負担につきましても、やはり国の方で負担いただけるようにということで要望を続けている次第でございます。

【吉村委員】そうよね。やっぱり今後国に対して要望を続けていくと。これが実現できるよということとは県としてやらんばいかんことやろうと思うけど、さっきからこだわって言うよやけど、この線引きの問題も併せて考えていかんばとやろうなと思います。

例えば、生活保護世帯に対して月額5,300円上乗せをするというのが果たしてどうなのか。これは県の上限の月額3万8,300円というところのラインに合わせるために5,300円を上乗せしよるけど、それ以上の、今はできよるけど、住民税非課税のところ、380万円以下のところについては来年なくなるかもしれん。それから、380万円から590万円というところもないけど、

そこら辺は自分でできるでしょうという判断になるのか。

そしたら、今度は、590万円から720万円の、これは国の補助がぐっと落ちるので、それをカバーしようとして月額6,600円上乗せをする。

そしたら、今度は720万円から910万円というところはそのままでいいのと。ここら辺、全体的に一回見直す必要性もあるんじゃないかなと。ただ、国の制度に乗かってというか、国がこう決めているので、そこら辺を埋め合わせをするために、ならすために県がこうしよりますと。言うけど、それも含めて全体的に910万円までの人たちということについて、全体的な考え方のベースをもう一回見直すというのにも必要かなと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

それから、その次、その380万円、今度は高等教育、大学やね。これはあくまで素人なんで聞くのよ。大学で給付型奨学金で270万円までの非課税は全額給付、270万円から300万円までは3分の2給付、そして、300万円から380万円までは3分の1給付で終わるとのよね。

ここら辺の線引きも、これも結局国が費用負担をするので、国のラインがこのように決まるとということ考えていいとですかね。いかがですか。

【櫻間学事振興課長】国の制度の区分けどおりとなっております。

【吉村委員】最初だけん、よく知っておきたいもんじゃけんね。

そして、高校の場合は、さっき、もっと細かいというほどでもないけど、区分けがあって910万円まで国が出すわけよね。ただ、大学になると380万円までで、そして、県は高校の場合は590万円から720万円までの世帯には補助

を出しよるわけよね、単独で。

ということは、ここら辺で大学は出さない。高校は出すけど大学は出さないというところで、さっきからいろいろ私立大学あたりのことも、こうやって長崎県の将来を語る時にこういうことをしていかなばやろうと言いよるのに、ここら辺が統一性がないというか、高校、大学と引き続きやっていく中で、考え方を統一せんばいかんちゃんかろうかいと思うけど、それについて考え方、どうですか。

【大田総務部長】この就学支援新制度も先ほどの就学支援金についてもそうなんですけれども、非常に多額な経常経費のかかるものでございます。そういう意味では、恐らく県としてもずっとやりたい気持ちがありながら、国費としてやっていただくまではなかなか手出しができなかった部分だと思っております。

そういう意味では、我々としては先ほど申し上げた、少し余剰ができたところというのはぜひ活用していきたいという思いがある一方で、国のカバーがないところに我々として独自に手を出しに行くというのが非常に財源上厳しいというところがございますので、そこにつきましてはある程度国の方の凸凹の範疇があったにしても、国の制度に乗っかっていく方策を我々としてはとっていきたいと考えております。

【吉村委員】なかなか県も財政が厳しいので、何でもかんでもやれんのはわかる。県立大学の運営交付金が令和5年度当初で19億8,000万円。それで、これは経費から自己収入を引いた残りがそれよね。これは全部国費で賄われよるとかな。いかがですか。

【櫻間学事振興課長】国費は、大学への運営交付金のうち、普通交付税の算定によって額というのが決まっていますけれども、その普通

交付税で全額を賄えているという状況ではございません。県の方からも支出はあっております。後もって、そこら辺の財源内訳を教えてください。

これが全部国なら、もうこれ以上言えんなど思ったけど、県も出すのであれば、やっぱりさっきから山本委員からも出よったけど、県外から県立大学に来ます。それが県外に就職します。県も大分お金を出しとるのに、それで県立大学で勉強していただいて、せっかくよくなったのに、卵からかえたらぴょんと羽が生えて飛んでいってよその県に行くとなつては非常にいかんわけよね。それをとどめる方策をいろいろ考えんばいかんということになるけど、この前から中小企業再生協議会とか、価格転嫁パートナーシップ協定の締結とか、ずっと参加させていただいて、やっぱり地場産業に合う大卒を言っても、なかなかつらさがあつたりして、そこにギャップがあるのよ。だから、地場産業に合う学生をつくるということはどうなのかということも、もっと具体的に考えていかんといかんやろうし、ここでも書いてあるんやけど、県内企業から選ばれる大学とか、地域のニーズを踏まえとか、地場産業界が求める人材の育成とか、この中期目標には書いてあるんじゃけど、なかなかそれがうまくくっついていかんというか、その整合がとれていかん面もあるので、そこら辺も含めながら、今後、対策を打っていかんばいかんと思っておりますので、一緒になって考えんばいかんと思っております。後で、そこら辺の中身についてはお知らせください。

それから、最後に委員長、さっきから宮本委員や白川委員、山本委員も数字をいろいろ聞かれよったんですけど、覚えきらん。聞いても書き取りきらんの、ペーパーで資料にしてほし

い。委員の皆さんに配ってほしいんじゃないけど、質問した委員さんがいいと言ってくれたらね。それをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【千住委員長】よろしければ、皆さんで共有できればと思いますけれども、よろしいですか。

では、後ほど。

【大田総務部長】先ほど財源の関係でございませぬけれども、大体運営交付金19.8億円程度県から支出をしておりますけれども、このうち交付税で措置されていると言われていたものにつきましては17.4億円程度という形でございませぬ。ただ、交付税というのは、ご案内のとおり、モデルとして県立大学を運営するとしたらこういう形で、そこに自己収入があつてこのぐらい、差額が交付税になるという形ですので、これがばっちり本県の大学の運営自体に当てはまるというものではもともとございませぬ。

ですので、交付税というのは色のつかない財源の中で、我々としては自己収入額を差し引いた運営費の不足部分について交付金をお出ししているという状況にございませぬ。

また、先ほどの地場産業に合うというところ、非常に頭の痛いところでございませぬ。一つは県立高校における取組になりますけれども、やはり専門的な人材という意味で工業高校というところにおきまして、例えば学科の見直しですとか、そういうところに向けた動きというのは今進めているとお聞きしております。

我々県立大学の方はどうしても専門性がやや薄れるという部分がございませぬけれども、なるべく企業とのマッチングを意識した事業といたしますが、普段のカリキュラムの組み方ですとか、あるいは実践的な教育というところを行つてきているところでありませぬので、きめ細かなとこ

ろにどこまでたどり着けるかというのはありますけれども、今後ともそういった努力を進めていきたいと思つております。

【千住委員長】ほかにご質問はございませぬか。

【富岡委員】白川委員のご質問にあつた体罰にかかる実態調査についてのところではございませぬ。私の理解不足でよくわからなかつたんですけれども、体罰と認知された件数は17件、この17件というものについて、その後のところを見ると、体罰をした教員の数は8人、受けた児童生徒数は22人ということで、この17件の数え方と認定の仕方について教えていただけたらと思ひます。

【櫻間学事振興課長】件数の考え方でございませぬけれども、その処分の対象となつた事案ごとに1件、1件と数えていっております。それが17件です。

体罰を行つた教員の数というのは、具体的に行つた教員の数です。

生徒数については、それぞれ被害を受けた生徒数ですけれども、処分を受けた1件当たりの件数の中に、体罰を受けた生徒が複数いれば、その分数字が変わってくるという状況です。

それから、数字の認識の仕方としましては、生徒、保護者へのアンケートに基づいて得られた数字、それがそのままこの数字となっております。

【富岡委員】認定の仕方については、先ほどの話ですと、生徒と親の方から出た数字がそのままということで、第三者機関であるとか、あるいは学校側もそれを認定というか、了承した上での数字ではないということにございませぬ。

【櫻間学事振興課長】最終的には、アンケートで得られた数字を学校の方も承認して得られている数字にございませぬ。

【富岡委員】私は、先ほどの体罰と認知、ある

いは認定された件数の数え方がちょっと不満というか、17件ということではかなり小さく出ていると思うんですけども、こうした体罰についての認定の仕方が刑法上の暴行罪とか傷害罪とかと同じような認定のされ方をするのかどうかは別にして、やっぱり先生一人が、また先ほどの考え方ですと、〇〇高校××部における先生の事案というのを、それも1件として数えるんでしょうけれども、やっぱり一人の先生が10人の生徒を2回ずつ殴ったのだったら、それはあくまで20件であって、1件ではないと思うんですよね。そして、県としても体罰根絶に向けであるとか、大変重く受け止めていると、そういうかなり強い口調で体罰を根絶するんだというお話であれば、この件数の認定の仕方もそういった個別の何々高校、何々の1件ではなく、一件一件を認定するようしっかりとした、軽くこずいたのは別にして、しっかりと暴行したというのがわかるのであれば、それを1件の件数として県民にしっかりお示しするのが筋なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【櫻間学事振興課長】件数の数え方になりますけれども、一つの高校において一人の教員が行った体罰をまとめて1件というふうにカウントしているわけではございませんで、一人の教員が同じ学校で、例えば同じ部内であっても一度そういった体罰を行った、それは1件。また別の日にまた別の形で体罰を行ったというのは、またそれはそれで1件として、別の日というのはあれですね、その教員がまた別の体罰を行った場合に1件として数えますけれども、その後、また別の案件でその教員がまた新たな体罰を行っている場合には、それは当初行った体罰とは別にちゃんと1件として数えて、その合計が17件という状況です。

【富岡委員】先ほどの説明ですと、多分認知された件数17件に対して、児童生徒が体罰を受けたのが22件というのはちょっとあり得ないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【千住委員長】富岡委員、何回か説明はあったんですけども、その17件で22人があり得ないというのはどういう意味だったですかね。

【富岡委員】私の場合は、一遍殴ったら1件だとすると、児童生徒さんが22人いたら、最低でも22件あるんじゃないですか。

【千住委員長】一旦説明はあったと思うんですけども。

【富岡委員】ご説明で、事案が違えば2件になるというお話、言い方をするわけです。多分違いますよね。

【櫻間学事振興課長】すみません、私の説明がわかりづらいご説明で申し訳ありません。

例えば、1回、一度体罰が行われた場合に、そこに複数の生徒がいた場合には、それは1回の1件の体罰、それに対して複数の被害生徒がいるというカウントの仕方です。

それとはまた別に、今度はまた、同じ教員であっても別の事案として別の体罰を今度に行っている場合、そこではそれもまた1件として数えて、そこで被害を受けた生徒が複数いらっしゃれば、それはそれで一人一人カウントしていくというようなカウントの仕方になっております。

このカウントの仕方自体は、県が独自にこういうカウントの仕方をとということで決めているわけではなくて、国の調査に基づくもので、全国統一の数え方ということになっております。

【千住委員長】よろしいですか。ほかにございませんか。

【山下副委員長】 一問だけ、手短かに大田部長の答弁をいただきたいと思うんですが、大田部長におかれましては、総務部長という立場で私立学校、県立大学の振興に取り組んでこられたと思います。今、皆さんの共通認識としては、長崎県に本当に学生の皆さんが残って就職していただきたいと、そういう共通の思いがある中で、今後、離島・半島を抱えている長崎県として、非常に厳しい時代、少子化が進んでいきます。子どもも少なくなっていく。そんな中で生き残っていかなきゃいけない私学、そこにまた振興施策を手厚くしていかなきゃいけない。

そして、県立大学についても、他大学との競争も激しくなってくるというのも想像できるわけでありまして、これまでを振り返って総括的に、今後、長崎県に対する思い、そして長崎県に対するエールを少し送っていただければと思います。もちろん、総務部長としてこれからは頑張ってくださいとすることを前提で質問させていただいているんですけれども、その辺の見識を最後にお伺いしたいと思います。

【大田総務部長】 お答えできればと思います。

私自身は、これまで私学と県立大学が主ですが、公立の取組も通しまして、本県における教育行政一般ということに非常に近い位置にいらさせていただきました。

その中におきましては、いつも思いますのが、ふるさと教育に代表される場所ですけれども、県に対する愛着というところをいかに高めていけるか、ここが本当の本質なんだろうと思っております。近年ですと、例えば県立大学で情報セキュリティの関係ができたり、県外に一度出る、ある意味前提といたしますと語弊がありますが、そういう方々もいらっしゃる中で、どうしたらそれが長崎県に戻ってきていただけ

るか。あるいは、ずっと長崎県に対する愛情を持っていただけるかというところが、本県の教育の本質であろうと思っております。

そういった意味では、先ほどご紹介しましたけれども、これまで私学と、高校において言えば私学と公立というのがなかなか一緒に歩みできなかったというところがございまして、今、教育長の思いもございまして、そこについてはある程度人口減少していく中で、お互いにいい環境をつくりながら切磋琢磨していこうじゃないかという雰囲気、近年ようやくできてまいりましたので、そこについては非常に明るい材料だと思っております。

また、県立大学におきましては、先ほど県外にということは申し上げましたけれども、非常に尖った教育といたしまして、情報セキュリティの分野ですとか、あるいはTOEICの点数の基準といったところにおきまして、非常に魅力ある大学に育ってこられたと思っております。そういった意味では、改めて関係の皆様へ感謝申し上げますし、今、副委員長ご指摘いただきましたとおり、環境としましては非常に厳しい環境ばかりが並んでしまう部分ではあるんですけれども、今申し上げたようなところにつきましては少し光が見えてきている部分かと思っておりますので、これからもそこを一層磨いていけるようにという中で、関係者一丸となって頑張りたいと思っておりますし、私もそこに対する応援をずっと続けていきたいと思っております。

【山下副委員長】 どういうお立場になられても、引き続き、よろしくお祈りしたいと思います。

ありがとうございました。

以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時40分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日6月23日（金曜日）は、午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

午後 2時41分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月23日

自 午前 9時58分
至 午後 4時 7分
於 委員会室 2

教職員課長 高稲 稔也 君
義務教育課長 岡野 利男 君
義務教育課人事管理監 谷口 昭文 君
高校教育課長 田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監 植松 信行 君
高校教育課企画監 直塚 健 君
教育DX推進室長 岩坪 正裕 君
特別支援教育課長 石橋 善仁 君
児童生徒支援課長 長池 一徳 君
生涯学習課長 加藤 盛彦 君
学芸文化課長 岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監 麻生 政登 君
体育保健課長 松山 度良 君
体育保健課体育指導監 永田 数馬 君
教育センター所長 竹之内 覚 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 千住 良治 君
副委員長（副会長） 山下 博史 君
委 員 堀江ひとみ 君
" 浅田ますみ 君
" 深堀ひろし 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 白川 鮎美 君
" 富岡 孝介 君
" 湊 亮太 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 再開

【千住委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

【千住分科会長】 これより、教育委員会関係の審査を行います。

まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

教育長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【中崎教育長】 おはようございます。

それでは、予算決算委員会の議案説明資料をよろしく申し上げます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号知事

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長 中崎 謙司 君
教 育 次 長 狩野 博臣 君
教 育 次 長 桑宮 直彦 君
教育政策課長 大塚 尚志 君
教育政策課企画監 山下 健哲 君
福利厚生室長 市瀬加緒理 君
教育環境整備課長 山崎 賢一 君

専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第52号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では合計653万円の増、歳出予算では合計653万円の増であります。この結果、令和5年度の教育委員会関係所管の予算総額は、1,243億2,964万9,000円となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金385万5,000円の増については、特別支援学校及び公立小中学校のスクールバスへの安全装置の装備に係る国庫補助金であります。

諸収入267万5,000円の増については、高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業に係る受託事業収入であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

子どもの安全対策として、公立小中学校のスクールバスへの安全装置の装備を補助する経費として88万円の増、子どもの安全対策として、特別支援学校のスクールバスへの安全装置の装備に要する経費として297万5,000円の増、高等学校における共通教科「情報」の指導体制の強化に要する経費として267万5,000円の増を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめ了承いただいております「令和4年度長崎県一般会計補正予算」については、令和5年3月31日付で知事専決処分いたしましたので、関係部分について、その概要を報告いたします。

教育委員会関係所管の補正予算額は、歳入予算では合計9,902万7,000円の減、歳出予算では合計15億6,754万5,000円の減であります。

歳入予算の主なもの及び歳出予算の主なものは、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】52号議案、分科会横長資料の9ページですが、SideBooksで通知をいたしますと、9ページの今説明があったスクールバスへの安全装置の装備なんですが、特別支援学校費につきましては、当初予算ですね、8億2,691万円に補正が297万円ということで増ということは理解いたしますが、上の公立小中学校のスクールバスへの安全装置の整備に係る経費に対する補助ですが、これは国庫支出金ということで説明があったとおりですが、これは補正前の額がゼロですよ。今回、補正が88万円ということはどういうことなのか、説明を求めます。

【山崎教育環境整備課長】この公立小中学校のスクールバスの安全装置の装備につきましては、今回、88万円を歳出予算で計上させていただいておりますけれども、この内容につきましては、今回新たに市町立学校でスクールバスに安全装置の装備を計画しております2市町で10台分を予定しておりますので、その分の予算として計上させていただいているところでございます。

【堀江委員】これは2市町だけですか。

【山崎教育環境整備課長】具体的に言いますと、2つの市でございます。

【堀江委員】幼稚園と特別支援学校については、これは義務化というふうに聞いております。そ

うしますと、公立の小中学校は、これは義務ではないという判断なんです。

【山崎教育環境整備課長】公立小中学校につきましては、学校保健安全法施行規則により、その装置の設置について規定されているのが特別支援学校ということになっております。また、委員ご案内の幼稚園ということもございます。この小中学校につきましては、設置義務はないということで、この規則の中にも特に書かれておりません。

【堀江委員】公立の小中学校は義務でもないんだけれども、2つの市から、やはりスクールバスについては安全装置の装備をしますということで手が挙がっているわけですね。ほかのところは手が挙がっていないんですか。

要は、お尋ねしたいのは、スクールバスの安全装置というのは、これまでも、それこそ合意事項といたしますが、状況がつくられて、安全装置をつけるというのは、これはもう国民というか、多くの皆さんが望んでいることだと思っておりますけれども、小中学校で義務ではないとなった時に、手を挙げるところと手を挙げないところと、この差というのはどういうふうに捉えたらいいのかということをお尋ねしていいですか。

【山崎教育環境整備課長】今回、補正予算の計上に当たりまして各市町に照会をいたしまして、そこで計画をしているところが2市ということでございました。それ以外の市町におきましては、スクールバスを運行しているところの市町でございますけれども、チェックリストでありますとか、確実に確認が、児童生徒の乗降の確認ができるというふうに判断をしておるものと認識しております。

【堀江委員】小中学校については、市町の判断というのは私も理解しております。その際に県

の安全に対する認識がどうかということも一つ問われなくてはいけないのかなと私は思ってこの質問をしているんです。要は、手を挙げたところは、こういう装備をつけたいと、手を挙げなかったところは安全装備という形ではなくて、これまでの安全対策を再度徹底しますということで手を挙げなかったということなんですけれども、県としては、そこはそれでいいですよという判断になるんですか。それとも改めてそういう整備をつけなくていいのかというふうな、改めて県としての確認というのはしなくていいのかというか、要するに、県の安全認識に対する対応ということは、書類で上がってきました、それで済んで終わりなのかというのが私としてはちょっと疑問に思っているんですが、県の対応についてはどのように考えたらいいですか。

【山崎教育環境整備課長】今、委員からご指摘いただきましたように、安全装置を設置するかどうかというのは、各市町の判断ではございますけれども、その市町におきましても、財政状況も含めましているんな状況を勘案してのことだと考えております。

私どもといたしましても、決して車中、スクールバスの中への置き去り事故が発生することのないように、今後、市町教育委員会の職員が出席する会議や研修会等を活用しまして、法の趣旨でありますとか補助制度、そういったものを周知いたしまして児童生徒の安全の確保について働きかけてまいりたいと考えております。

【堀江委員】市町の判断ということは、私も理解しておりますけれども、これは県を通すんですよね。予算的にはトンネルという形で県を通す予算でもありますので、そういう意味では、

今、課長が答弁されましたけれども、やはり安全対策ということでの認識をきちんと共有した上での対応をとっていただくということを再度求めてほしいというふうに思っております。

終わります。

【千住分科会長】 ほか、ございませんか。

【深堀委員】 今のことに少し関連してなんですけれども、今回の安全装置の装備については、国庫支出金、国からのあれがあって設置をするということはよく理解をするんですけれども、これまでいろいろな事故、不幸な事故があった結果によってこうなっているわけですが、この安全装置自体の機能というか、そういったものとかこれまでの不幸な事故が、この装置によって回避できるのかということをご理解したいので説明をお願いします。

【山崎教育環境整備課長】 スクールバスにおける事故の未然防止ということで、まず一義的には運転士、あるいは乗車している職員、さらには教職員等によって、まず児童生徒の乗降の確認をすべきことだというふうに理解をしております。それを補助する意味で安全装置の設置ということで、あくまでもヒューマンエラーをなくすというような観点から装置を設置するというふうに考えております。

【千住分科会長】 装置の中身をもうちょっと詳しく、よろしくをお願いします。

【山崎教育環境整備課長】 安全装置の具体的な中身でございますけれども、例えば、スクールバスのエンジンを切った際にブザーが鳴って、そのブザーを止めるために車内の後方に止めるためのスイッチを押しに行く。その押しに行きながら子どもが取り残されていないかということを確認するというような仕組みでございます。一つはそういう装置、あるいは人感センサーと

いったものもございますけれども、本県の特別支援学校で設置を予定しているのは、後方へスイッチを取り付けて、それを確実に押す、その経緯の中で子どもたちが取り残されていないかということを確認するというような仕組みというふうになっております。

【深堀委員】 分かりました。運転手の方、もしくは補助の方がバスのエンジンを切った時点で必ず車内の一番後方まで行かなければ、そのブザーを止められない。だから、そこでということなんですね。よくわかりました。

ただ、正直に、この予算をつける時に、最初に課長が説明したとおり、要は、運転手や補助の方が車内をしっかりと見回ればいいだけの話で、機械的なものを設置する必要があるのかなというふうに私はちょっと感じたんですよね。人感センサーみたいなもので車内に人が取り残されていることが分かるようなシステムなら、それはまたいいんですけども、そもそもブザーを鳴らして、それを見に行く。そこで本当にちゃんと両座席を全部確認をしないと意味がないわけで、ただ行ってブザーを止めるだけだったら意味がない話になってくる。

だから、しっかりそのあたりを、そういった安全マニュアルというのは整備されてあるんですか、どうなんですか。

【長池児童生徒支援課長】 今ご指摘のバスの置き去り事案に関しては、昨年度の事案が発生以後、文科省からの通知に従って、県のほうから、いわゆる先ほどから出てますヒューマンエラーを防ぐための安全管理マニュアルの見直しの徹底を通知したところであります。それを実行した上で、その補完的なものとして今ご指摘の安全装置の設置等も検討するという、これを呼びかけているところであります。

したがって、その安全管理マニュアルのところは、各学校であるとか、園であるとか、そういうところのそれぞれにおいて見直しをするように働きかけているような状況でございます。

【深堀委員】この安全装置を否定するつもりはありません。これを設置した上で、でもそれを守れるというわけじゃないと思います。問題は、ブザーを止めに行くときにしっかりと座席の下の部分まで確認するような作業があってこそ成り立つ話なので、ぜひそこを、安全装置を付けたから安全だということではなくて、ぜひそういったチェックを徹底してもらうようお願いしておきたいと思います。

【千住分科会長】ほか、ございませんか。

【宮本委員】おはようございます。

私も第52号議案について質問いたします。

先ほどから質問がっております公立小中学校のスクールバスへの安全装置の装備に係る経費に対する補助について88万円計上されております。

初歩的な質問で大変恐縮ですが、公立の小中学校のスクールバスというイメージが私はなかなかなくて、私立というイメージがあるんですが、そもそも県内で公立小中学校のスクールバスが何台あって、先ほどは10台分ということでありましたが、どれくらいのバスがあるのかを確認させてください。

【山崎教育環境整備課長】現在、各市町でスクールバスを運行しておりますのは12市町で118台運行されているという状況でございます。

【宮本委員】ありがとうございます。意外に多いですね。ちょっとイメージがなかったものですから確認いたしました。公立小中学校で、12市町で118台運行されていて、そのうち今回は10台分が対象になるということを確認いた

しました。

よって、設置されているのが10分の1ぐらいですよ。先ほどから堀江委員からも話があったとおり、ほかのところはという話になろうかと思えます。今後、いろいろ県の方でも推進していただければと思えます。10台分で88万円なので、単純に計算すると1台8万円ぐらい。それぐらいの費用でこの安全装置を付けることが可能かどうかということ。それをオーバーした分はどうなるのかということ併せて確認をさせていただきます。

【山崎教育環境整備課長】安全装置の装備に係る費用でございますけれども、安全装置につきましては、国でガイドラインを定めまして、そのガイドラインに適合したものが国のほうで公表されております。その公表された安全装置のリストの中で本体価格が示されておりますけれども、取付費は別として、その本体価格が最も低い価格で約6万円程度となっております。最も高い価格ですと17万5,000円程度となっております。また、取付費につきましては、車種あるいは地域によって異なりますけれども、1台当たり概ね3万円から8万円程度ということで、こういった金額が目安とされております。

現在、特別支援学校で計画しております設置については、国から17万5,000円の補助がございますけれども、この範囲内で設置できるというふうには計画をしているところでございます。

それと、8万8,000円をオーバーした分につきましては、市町の持ち出しということになります。

【宮本委員】ありがとうございました。すみません、もう一回確認させてください。

今回、2市10台というのは、各市町にこういったものがありますよ、どうですかということ

を投げかけて、2市が手を挙げたということによろしかったのか、もう一回確認させてください。

【山崎教育環境整備課長】委員ご指摘のとおり、2市が手を挙げたということでございます。

【宮本委員】わかりました。多くなればなるほど、1台の経費が安くなるというのはあるんでしょうけど、もっと手を挙げていただきたかったなという思いがあります。

5月20日に小倉大臣が来られて、その時に佐世保の幼稚園で装着している安全装置を視察させていただきました。先ほど説明があったとおり、後ろに行ってボタンを押したらブザーが消えるという、あれと一緒に考えているんですが、より安全に対策を講じていただきたいんですが、これ、今回予算が可決されればどのくらい程度、期間を要するのか。今年中とか、早ければ早いほうがいいんでしょうけど、そのスケジュールについても教えてください。

【山崎教育環境整備課長】県立の場合でございますけれども、既に各学校におきましてバスを運行している委託業者のアドバイスも受けながら、安全装置の機種選定を一定済ませております。それに基づきまして国への補助申請の事務処理も済ませたところでございます。

併せて、選定した装置の装備に向けて業者から参考見積りを徴取するなどの早期導入に向けた事務的な準備を現在進めておりまして、今回の補正予算の議決をいただき次第、設置に取りかかりたいと考えております。

ですから、早ければ、安全装置の納品の時期、今、全国的に品薄状況ということも聞いておりますけれども、それが確保され次第、すぐに設置するというようなことで考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。安全装置

は、おっしゃったとおり、恐らく全国的に付くので品薄というのが多分出てくるだろうと思っています。よって、一刻も早く取付けについてはお願いしたいと思っております。

次に、高等学校における共通教科「情報」の指導体制の強化に要する経費として267万5,000円の増がありまして、これについてちょっと聞かせてください。

横長の資料では10ページですが、これもすみません、勉強不足かもしれません。補正額の財源内訳、これは国庫でもなくて、その他になっております。一般財源でもないんですが、このその他の考え方を教えていただければと思います。

【田川高校教育課長】今ご質問がありましたその他のところでございますけれども、この事業は文部科学省の事業でございます。文部科学省が民間企業に外部委託をし、その民間企業と本県が契約を結ぶという形になっている関係上、その他という区分に計上されているということでございます。

【宮本委員】ということは、後で国のほうから交付されるという認識でよろしかったでしょうか。

【田川高校教育課長】結果的には、そういう形になります。

【宮本委員】ありがとうございます。前にいただきました令和5年度6月補正予算（案）の概要にもちょっと書いてあるんですが、サイエンステクノロジー人材育成事業費において、幾つか特別免許状交付のための仕組みとかいろいろ書いてあるんですが、詳しく教えていただければと思います。

【田川高校教育課長】この事業の詳細についてご説明をいたします。

まず、背景でございますけれども、現在、新しい学習指導要領で進行しております。従前から情報という教科はございましたけれども、特に新しい学習指導要領になりまして、この情報という教科の中にプログラミングという分野が入ってきたり、あるいはこの情報という教科が大学入学共通テストに課されるというような形で、いわゆる内容が高度化されたり、テストに導入されたりというようなことが背景としてございます。

そういった中、本県におきまして、この情報の正式な免許状を取得している教員の割合が56%ということで、全国的に低うございます。

そういったことで、今申し上げたようないわゆる高度な専門的な内容、大学入試に対応することのために教員にしっかりとした免許状を交付する必要があるだろうということで、国の事業を使いまして県内の情報系学部を持つ大学と連携いたしまして、正式な免許状を教員に交付するための研修ですとか、あるいは試験問題の作成、そういったものを委託する事業という形になります。

内訳としましては、試験問題作成に係る費用が176万円、研修会の謝金あるいは旅費といったもので91万5,000円を積算しております。

【宮本委員】ありがとうございました。プログラミングであったりとか共通テストなどにも情報という分野が入ってくるということで、長崎においては、免許状取得率が56%という低い率なので、国の事業を利用、活用して、高度な人材を育成するということを認識いたしました。

これは希望する教員についてということになりますか。県内に何千人という教員がいらっやって、その方々がこれを受けたいと、取りたいという方の行動になるのか、それとも県から

指名するのか、それもちょっと教えていただければと思います。

【田川高校教育課長】現在、情報を担当してます教員が全部で71名おりまして、いわゆる免外ですとか臨時免許状で対応している、いわゆる正式な教員免許状を持たないのが、そのうち31名おります。その31名については、ぜひこの対象としていきたいと思っております。その31名のみならず、将来的に免外とか、あるいは臨時免許状で教えていく可能性があるという教員に対しても積極的にこの受講を促していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。31名の対象で、そのみならずということですね。

ちなみに、情報系学部を持つ大学との連携ということでお話がありましたが、これはどちらになりますか。

【田川高校教育課長】長崎総合科学大学になります。

【宮本委員】ありがとうございます。ということは、長崎総合科学大学の先生が中心となって、単純に言いますならば31名の先生方を対象に講義とか研修を行って、最終的に特別免許状を交付すると、そのための取組ということで理解してよろしいでしょうか、確認させてください。

【田川高校教育課長】委員がおっしゃられるとおりの、そういう事業内容になっております。

【宮本委員】わかりました。今後、非常に大事な分野になろうかと思っておりますので、免許状の、そういった高度な情報という学問を教える先生たちが増えることを祈っております。

ちなみに、これはどれくらいで取れるんですか。この予算で、今年度中の研修を何回重ねて、今年度中に取れるものなのか、半年とかというスケジュールなのかを教えてください。

【田川高校教育課長】 詳細なスケジュールは、今後、大学側と詰めていくような形にしておりまして、専門的な内容をしっかりマスターしていただくということと、あまり教員に負担にならないようにという両方のバランスを考えながら、今後、大学と打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。承知いたしました。

最後に1点だけ、情報科というのは、なにも工業とか商業ではなくて、普通校にもこういった先生方は、どっちが多いんでしょうか。普通校にもいらっしゃる、今後配置する、今も配置されているという認識でいいのか、再度お聞かせください。

【田川高校教育課長】 この共通教科「情報」という科目は、主には普通科高校を対象としたものでございます。例えば、工業高校では、また別の情報の内容を含んだそういう教科があるということでございます。

【宮本委員】 そうですね。失礼しました。共通テストの科目ということなので普通科でしたね。わかりました。できるだけ早期に体制を構築していただきたいと思っております。

以上です。

【千住分科会長】 ほか、ございませんか。

【堤委員】 専決処分のところでお尋ねをします。

3ページから4ページに2月定例会で専決処分するということでしたので了承を受けていた部分を3月31日付でしましたということで概要報告ということになっています。4ページの下に歳入予算の中に日本スポーツ振興センター災害共済給付金2,930万6,000円の減というのがあるんですが、これについて給付金が減と、スポーツ振興センターの災害共済給付金がどういう仕組み

になっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【松山体育保健課長】 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金についてのお尋ねでございますが、委員ご案内のとおり、これにつきましては学校の管理下におきまして、児童生徒が例えばけがをしましたという時に、医療機関にかかるわけですが、その時の医療費を対象に給付されるというものでございます。

給付金の仕組みですが、県を通して保護者に支給するという流れになっておりまして、歳入は歳入として日本スポーツ振興センターから県が受け入れます。一方で、横長資料にもございますけれども、歳出も同額の予算を組んでおりまして、その歳出予算をもって保護者に支給しているという状況でございます。

3月31日までが対象となりますので、確定した段階で歳入歳出予算それぞれを専決処分したという状況でございます。

【堤委員】 今のご説明で少しわかったかなと思うんですが、2月議会の横長資料を見ますと、第3号議案分ということで、雑入ということで日本スポーツ振興センター災害共済掛金が110万6,000円の減となっていてまして、今回の横長資料の31ページには給付金を書いてありますけど、掛金で集めたもの、それから日本スポーツ振興センターのお金を給付する部分のものということで、それぞれ別々にあると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

【松山体育保健課長】 この共済給付金ですけれども、設置者と保護者で掛金を出しているような状況でございます。掛金につきましては、3月31日を待たず、その前に生徒数の人数は確定しておりますので、2月に補正予算で対応させていただいております。

ただ、給付金につきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、3月31日まで治療を要する可能性がございますので、給付金につきましては、3月31日で専決処分をさせていただいたという状況でございます。

【堤委員】 おおよそのところはわかりました。給付が遅れたりとかそういうことも、時間がかかって後から給付されたりということもあるかと思えます。横長資料にはそれぞれ違うことが書いてあるので、これに対応する前の概要はどこにあるのかなと探したら、結局なかったということで、それぞれ違うところが示されていたという、そういう理解でよろしいんでしょうかね。

この日本スポーツ振興センターの、学校での事故について給付金が出されるということで、これは本当にありがたい制度だと思うんですけども、県内の学校での事故について、日本スポーツ振興センターに申請して給付を求めるような、学校から出して返ってくるということで、そういうところの、どういう事故があって、どのくらいあってというのは把握されているのでしょうか。

【松山体育保健課長】 令和4年度の医療費の請求件数ですけれども、全体で5,304件、金額にいたしまして7,202万8,195円が給付されているという状況でございます。

【堤委員】 ありがとうございます。その給付は、かかった医療費のどのくらいの割合が給付されるんですか。

【松山体育保健課長】 基本的に治療費の本人負担はございません。保険適用の診療でいきますと、3割が本人負担になっておりますが、災害共済給付金は4割、交通費とか雑費の部分を1割含めた形で4割が給付されますので、基本的に

は本人負担がないというような状況でございます。

【千住分科会長】 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第52号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】 次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、教育長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、教育長に所管事項説明を求めます。

【中崎教育長】 それでは、文教厚生委員会の関係説明資料を説明させていただきます。

教育委員会関係の議案外の報告事項について、主なものについてご説明いたします。

（「これからの離島留学検討委員会」について）

行方不明となった吉岐高校の生徒が亡くなっ

たことや、離島留学制度が平成15年度の制度発足時と比較して実施校が5校に増えたこと、また様々な事情を抱えた生徒が入学してきている実態があることから、現行の離島留学制度の運営上の課題について取りまとめ、離島留学生在が安心した生活を送るとともに、制度が持続可能なものになるよう必要な措置を検討することを目的として、4月20日に「これからの離島留学検討委員会」を設置し、第1回目の会議を開催したところです。

また、離島留学生やその保護者、里親、教職員に対するアンケートや聞き取り等による実態調査を踏まえ、現在、3市に設けた検討部会において、課題や意見及び要望を集約しております。7月中に開催する第2回の委員会で各部会での意見等を報告し、今後の方針を検討した上で、8月末に開催予定の第3回委員会において、改善策や支援内容の取りまとめを行うこととしております。

（全国及び県学力調査）につきましては、記載のとおりでございます。

（教職員の体罰について）

令和4年度の調査結果では、体罰件数が33件、体罰を受けた児童生徒は65人で、前年度と比較し、件数で11件、児童生徒数で19人増加しました。懲戒処分を受けた教職員は、令和3年度5人から令和4年度は4人と減少しておりますが、過去にも体罰等において指導を受けた者が再度の体罰を行っている事例があることから、令和4年4月より体罰等の再発防止を強化するために教職員の懲戒処分基準の一部を改定し、再発の教職員に対する処分を厳罰化しました。

今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目

指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

（令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験について）

より多くの、そしてより質の高い人材の確保を目指し、社会人特別採用選考における小学校・中学校教諭志願者については、合格後2年以内に志願する校種・教科の普通免許状を取得見込みの者も出願できることとしました。また、それまでであった中学校・高等学校保健体育科教諭志願者についての競技実績による一部試験の免除に加えて、高等学校の保健体育科以外の教諭について、スポーツや文化・芸術の実績による一部試験の免除を新たに実施いたします。さらに、UターンやIターンの促進につなげるため、小学校教諭及び中学校教諭の本務者免除申請者に対して、オンラインでの試験を実施いたします。

今後とも、選考試験の制度改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、長崎県の教員として強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めてまいります。

（高校生の進路状況について）

公立高校の県内就職割合が67.4%で、昨年同期と比較し2.5ポイント減少しております。これは新型コロナウイルス感染症の制限が緩和される中で、県外企業の活動が活発になっていることが要因と考えられます。

今後も引き続き生徒・教員の県内企業への理解が進むよう取り組むとともに、県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対して、県内企業の求人情報収集や進路相談への対応など、生徒の就職支援をより充実できるよう、指導助言してまいります。また、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業及び今後県内に進出する企業に関する情報

を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

（「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について）及び（子どもたちの文化活動の推進について）、また、6ページの（令和5年度長崎県高等学校総合体育大会）につきましては、記載のとおりでございます。

（競技力の向上について）

本年度も、競技スポーツの中核を担うジュニアスポーツにおいて、全国大会等での活躍を期待し、高等学校では35競技延べ90校を国体強化校として指定を行いました。

また、昨年度の栃木国体総合成績45位という成績を受け、少年種別の主力となる高校生のさらなる強化を図るため、国体における入賞回数が多い競技の中心となる8競技延べ8校を新たに国体強化校として指定しました。さらに、中学校では、中学体育連盟推進専門部19競技を追加したところです。これらの指定校等について、遠征費、合宿費、練習会等に要する経費を助成することにより、選手の育成強化を図ってまいります。

本県スポーツ選手の活躍につきましては、記載のとおりでございます。

今後とも、「長崎から世界」へ羽ばたく県内選手の発掘・育成・強化に取り組み、本県スポーツのさらなる振興と競技力の向上を推進してまいります。

「追加1」の下の項目でございます。

（令和6年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について）

令和6年3月の中学校卒業予定者数は、1万1,959人で、本年3月の卒業生数より107人増加することが見込まれております。一方、少子化が進行し、県内の児童生徒数は年々減少傾向に

あることを踏まえ、令和6年度の県立高等学校の総募集定員は、令和5年度と同様の9,800人といたしました。

内訳としましては、全日制課程が8,640人、定時制課程が560人、通信制課程が600人です。また、県立中学の募集定員は、長崎東中学校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ120人として、合計360人としております。

本文の7ページでございます。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

これに基づきます教育庁関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

8ページでございますけれども、長時間労働の是正につきましては、今後も市町教育委員会や関係団体等と連携して、長時間労働の是正の取組を一層進めるとともに、県立学校においても、ガイドラインに沿った部活動の実施やモデル校による取組の検証を行うなど、引き続き超過勤務削減に取り組んでまいります。

「経験年数や職務内容に求められる専門事項や教育課題を踏まえた研修の充実と改善」につきましては、今後も変化の大きな時代に対応するため、多様な研修内容や研修機会を提供し、各種研修の実施を図ることで教職員の資質向上に取り組んでまいります。

「女性の管理職登用の推進」につきましては、今後も女性教職員の主体的な働き方を推進し、教職員が積極的にキャリアアップできるような職場環境づくりに取り組んでまいります。

最後でございますけれども、これは本日の当日説明分の資料をよろしく願います。

（教職員の不祥事について）

令和3年9月から令和4年8月の間、正当な理由なく他人の敷地内に無断で侵入して被害者を携帯電話で撮影し、また、令和4年7月、18歳未満の女性にわいせつな行為を行ったとして、住居侵入等、準強制わいせつ、児童ポルノ禁止法違反及び長崎県迷惑行為等防止条例違反で起訴され、令和5年3月23日に懲役3年、執行猶予5年の判決を受けた小学校教諭を、3月28日付で懲戒免職処分といたしました。

このほかの案件につきましては、記載のとおりでございます。

2ページでございます。

県内の教育関係者が、総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対して深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き全教職員に対し、あらゆる機会を通して児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効性のある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【大塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充

に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明いたします。

対象期間は、令和5年2月から5月まででございます。

まず、提出資料2ページから8ページにかけては、県から市町等に対する補助金の実績でございます。直接補助金は、長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金など79件、間接補助金は、指定文化財保存整備事業補助金の5件となっております。

次に、9ページから10ページにかけては1,000万円以上の契約状況の一覧でございます。

次に、11ページから21ページにかけては、入札結果の一覧でございます。

次に、22ページから26ページにかけては、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたもので、海運・船員の政策諸課題に関する申入れなど4件となっております。

最後に、27ページから34ページにかけては、附属機関等会議結果の報告でございまして、長崎県立長崎図書館協議会など6件となっております。

資料は変わりがして、「令和6年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

「令和6年度政府施策に関する提案・要望」について、教育委員会関係の要望結果を説明いたします。

要望項目でございますが、離島半島の学校教育の充実、部活動の地域移行におけるスポーツ・文化・芸術活動の充実、水中遺跡保護に関する調査研究体制の整備ほか8項目について、文部科学省及び国土交通省に対し、教育長、担当課長により要望を行いました。

このうち、離島半島の学校教育の充実について、令和7年度に開設予定である遠隔授業配信センターの運営や、高校魅力化の取組への財政支援等に係る要望に対して、文部科学省から、「国としてもそのような取組を進めていきたい」、「どういった支援ができるか検討してまいりたい」とのご回答をいただきました。

また、離島留学生の受入れ環境の整備等に係る要望に対して、国土交通省から、「離島留学制度のさらなる充実に向けて何ができるか考えてまいりたい」とのご回答をいただきました。

以上が教育委員会関係の要望結果でございます。政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」についての説明を終わります。

【千住委員長】次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【田川高校教育課長】教育長が説明いたしました「これからの離島留学検討委員会」について、補足してご説明いたします。

ファイル名が「教育委員会補足説明議案外」と記載された資料をご覧ください。

5月18日の概要説明の際にご説明した内容と一部重複する部分もございますが、ご容赦願います。

現在、壱岐での事案を受け、離島留学制度の運営上の課題を改善につなげるため、外部有識者を含めた「これからの離島留学検討委員会」を設置し、協議を進めております。

組織としましては、2に記載のとおりで、検討委員会とその下部組織として、対馬市、壱岐市、五島市にそれぞれ検討部会を設置しております。

3の検証方法とスケジュールについてですが、4月20日に第1回の委員会を開催いたしました。4月28日から5月17日にかけて、離島留学生やその保護者、里親、教職員に対するアンケートを実施いたしましたので、そのアンケート結果や離島留学制度の課題、検討事項について、5月下旬から、順次、3市に設けた検討部会において協議を行っております。

今後、7月中旬から下旬に第2回の委員会を開催し、各市検討部会からの報告や今後の方針検討を行い、8月末の第3回委員会において、改善策や支援内容の取りまとめを行うこととしております。

2ページをご覧ください。

検討委員会の委員につきましては、記載の有識者を含めた13名の委員となっております。

また、2ページ目中段から3ページ目にかけての一覧が各市の検討部会委員になっており、有識者、地域団体等、里親、県・市の代表者により構成されております。

次に、4ページ目をご覧ください。

4月20日に開催した「これからの離島留学検討委員会」第1回会議における主な意見としましては、離島留学生や里親への相談対応などのフォローアップ体制の構築や、様々な事情を持つ生徒への指導方法について、里親や教職員に対する研修の充実の検討を行うなど制度の見直しが必要であるとの意見をいただいております。

また、壱岐市については、今回の事案が発生するに至った背景についての検証をしっかりと行うことが必要であるといった意見などをいただいたところです。

次に、下段の7、「離島留学検討部会」第1回会議における主な意見をご覧ください。

各市で実施した第1回検討部会での意見をま

とめたものになっております。

主な意見として、対馬市では、「生徒、教員、里親等を対象とした相談機会などの確保が必要」、「目的意識が高い生徒の確保や入学前のアセスメント」、「里親、教員の負担軽減」、「地域との連携が必要」などがありました。

次に、壱岐市については、「地域との関わりを網の目のように張り巡らせることが必要」といった意見や、「生徒受入れのアセスメントの手法として、スクールカウンセラーや市の福祉部局などとの連携」や、「生徒のSOSをキャッチする体制の構築が必要」などの意見がありました。

次に、五島市につきましては、「五島高校の寮における寮母の確保及び栄養面の充実」、「地域との結びつきや連携の強化」、「里親に対する専門的研修の実施」などのご意見がありました。

3市の意見をまとめると、受入れの際のアセスメントの必要性、里親や教職員の負担軽減、地域との連携などが共通の課題であり、また、対馬市、五島市においては、寮の環境整備や専任職員の配置などのご意見、さらに、生徒のSOSをキャッチする体制の構築の必要性などのご意見がありました。

次に、8、アンケート結果についてご説明いたします。

アンケートの実施期間は先ほど申し上げたとおりで、目的としては、現行制度を検証し改善するため、運営上の課題を抽出することにあります。また、実施対象校は、離島留学実施校の5校で、対象者及び回答数、回答率は記載のとおりです。

次に、ファイル名が「教育委員会補足説明議案外」と記載された「別紙1」をご覧ください

い。

アンケート結果について、対象の2者もしくは3者について比較できるものについて一部抜粋して掲載しております。

「高校生活についての満足度」は、壱岐高校、五島高校、奈留高校については、生徒、保護者共に80%を超えております。生徒が感じる「満足していない」部分については、対馬、壱岐高校については、「授業進度が遅い」という意見がありました。また、五島南高校においては、「中学校の学び直しについて満足していない」という回答がありました。

一方、保護者については、「学校行事について十分知らないまま入学した」との回答がありました。

次に、「別紙1」の2ページについて、「里親宅または寮での生活に満足しているか」という問いに対しては、五島高校の寮については、生徒、保護者とも「とても満足している」、「ほぼ満足している」という回答が合わせて50%と他の高校に比べて低い結果となりました。その理由としては、「寮での食事が少ない」、「寮で土日、食事が出ない」といった回答がありました。

次に、「別紙1」の3ページについて、「下宿先や寮での生活の満足でない理由」という問いに対しては、2ページの自由記述と関連して、食事については、壱岐高校の保護者は約75%、五島高校については約63%の方が「満足でない」という回答でした。今後の部会での検討事項であると考えております。

また、教職員は から の項目について満遍なく選択をしており、様々な課題を感じている結果となりました。

次に、「別紙1」の4ページについて、「離島

留学生への支援について十分でないと感じられるもの」については、「教員、スクールソーシャルワーカー、離島留学支援員による訪問」のうち、対馬、壱岐、五島高校の保護者は、「スクールソーシャルワーカーや離島留学支援員による訪問に支援を期待する数値となっております。

一方、対馬、壱岐、五島南高校の里親さんは、教員の里親宅訪問による離島留学生支援に期待する結果となっております。

3者を比較しますと、それぞれの立場で感じている必要とする支援は異なるようです。

次に、「別紙1」の5ページについて、「里親さんへの支援について十分でないと感じられるもの」については、壱岐、奈留高校については、教員による支援が十分でないと感じた里親は、ゼロとなっております。対馬、五島南高校については、教員による里親宅訪問に加え、スクールソーシャルワーカーの支援に期待しているようです。

今後、アンケート結果及び第1回の検討部会の意見を基に、対馬市、五島市においては第2回部会を、壱岐市においては第3回の部会でさらに協議をし、意見を取りまとめ、7月中旬から下旬にかけて開催予定の「これからの離島留学検討委員会」第2回会議において報告を行うこととしております。

以上で補足説明を終わります。

【千住委員長】次に、義務教育課長より配付資料の説明を求めます。

【岡野義務教育課長】当日配付資料としております「働きがい改革 夏休み充電宣言」について説明をいたします。

まず、資料の一番上に示しておりますとおり、「児童生徒と教師の笑顔あふれる学校づくり」

を目指して「学校の働きがい改革2023」に取り組んでまいります。

これは、教員の長時間労働等教職に対するマイナスイメージが先行する中、教職員の労働環境改善、学校の魅力発信、人材の確保等に一体的に取り組むことで、先生たちが働きがいを感じて生き生きと子どもたちへの教育活動に当たることを狙うものです。

この資料の中央部に働きがい改革について大きく5つの取組を図示しております。

2番の「教職の魅力化作戦会議」においては、有識者や民間企業等から成る会議を立ち上げ、様々な提言や支援をいただきたいということを考えております。

また、3番の「学校スタッフマッチングシステム」においては、学校へのサポートを希望してくださる方々にスマートフォンなどから簡単に登録していただき、その人たちにマッチする情報を配信するシステムを構築いたします。

4番の「学校の魅力発信」、5番の「教員採用改革」は、ここに示しているとおりです。

それでは、1番に赤で示した「夏休み充電宣言」について、次のページに具体的な取組を載せておりますのでお開きください。

「夏休み充電宣言」は、図の左半分に示しておりますとおり、大きく3つの取組を柱といたします。

1番、「年次休暇等取得の促進」については、現在、学校の先生たちは、夏季休業中においても研修会や大会等のため多忙であるという現状を踏まえた取組です。右側に示しておりますとおり、県教育委員会としては、研修会の在り方を見直すとともに、先生たちが見通しを持って年次休暇を取得できるよう、この年休付与の期間の変更の検討を現在始めたところであります。

2番、「承認研修の充実」は、法律にも定められている所属長の承認による勤務場所を離れた研修が現在あまり見られない状況の中において、全国に先駆けまして自分磨きにつながる幅広い研修の承認を推進することといたしました。

3番、「魅力ある研修機会の提供」として、先生たちが教養を深めたり人間性を広げたりすることができるような研修会の内容を、民間企業等のお力添えをいただきながら用意したいと考えるものであります。

これらによりまして、心身の休養と併せて先生方にしっかりと充電をしてもらい、2学期以降の教育活動に向かうことを狙う「夏休み充電宣言」であります。

以上で説明を終わります。

【千住委員長】ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧の表のとおり陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。陳情の番号は、15、17、19、20です。

陳情書につきまして、何かご質問ございませんか。

【堤委員】県立世知原少年自然の家の運営存続については、世知原の自然の家を地元とか県北地域の市町から存続の要望が出されていたのが、最初は県は廃止という方向でしたけれども、廃止はしないけれども、沢登りなどの自然体験活動ができる施設として残して、宿泊機能は青少年の天地に移すと、集約すると、そういうことで来年度から進めようとされているわけです。

このことをいろいろ検討する中で、そういうふうに活動の場だけ残すというのは、使い勝手が悪くなったり、利用者が減ったりということにつながらないかなということの一つ危惧する

ものです。

それから、やはり地域の皆さんを挙げてこの施設を盛り立ててきた、やはり地域にとってなくてはならない存在として今まで続いてきたということで、来年度からということについて、もっと慎重に検討していただきたいなというふうなことを思っているんですけども、いかがでしょうか。

【加藤生涯学習課長】世知原少年自然の家につきましては、令和6年度から日帰り施設として活用していくということで、現在、検討を進めておるところでございます。

今、学校関係者につきましては、これまでの宿泊体験を世知原と青少年の天地として活用していただくこと、また、宿泊体験にこだわらず、日帰り施設としての活用について検討していただくことをお願いしておるところでございます。

また、これまでの青少年の利用にとどまらず、施設の新たな可能性についても、佐世保のコンベンション協会や民間の方々のご意見をいただきながら、今後、さらなる活用について検討を進めておるところでございます。この7月にも地域の方々を含めた施設利用の検討会なども予定しておりますので、たくさんのお話をいただきながら、施設のよりよい活用ということについて考えていきたいと思っております。

【堤委員】ありがとうございます。最初にご答弁されたことをもう一回言っただけかもしれませんが、宿泊のところをどういうふうに言われましたか。

【加藤生涯学習課長】世知原少年自然の家につきましては、令和6年度、来年度から日帰り施設として活用してまいります。

そこで、現在、宿泊体験を行う場合には、世知原と青少年の天地を一体的に活用しながら、

どのような取組ができるかという検討をしております。

併せまして、これまでの宿泊体験だけではなく、日帰り施設としての活用についても学校に検討をお願いしておりますのでございます。

【堤委員】令和6年度から日帰りの施設として活用していくけれども、宿泊体験を自然の家と青少年の天地と一体的に活用すると、どのように活用するかは検討していくと。そして、様々な、学校現場だけじゃないところの利用も進めていくという、そういうお話ですね。

地域の皆さんの声もしっかり受け止めながら、そして、学校の声もお聞きになって慎重に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【吉村委員】今質問が出たので併せて。佐世保の陳情で世知原少年自然の家だけど、今の話を聞いて、前段でも話したんですが、県の3施設、統一の指定管理者で管理をしよるわけよね。だから、これが果たしていいのか。資料にも載っとるけど、指定管理料が幾らと。これを3か所に、千々石と天地と少年自然の家とそれぞれ色合いが違うというか、それを一つの指定管理者でやっていくというのが果たしていいのかどうかというのも疑問を感じる点があって、これまでそういう方向でやってきたんだろうけど、この際、そういうところも含めて将来に向けてどのような形がいいのかというのを検討課題として持っとっていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

【加藤生涯学習課長】青少年教育施設につきましては、佐世保の天地、そして世知原、また雲仙市の千々石、この3つの施設を一つの指定管理で現在取組を進めているところでございます。

この意図といたしましては、一括した指定管理によって効率的、計画的な施設の運営や予算の執行、また、施設間の交流によって質の高いサービスを提供したいということで進めておるところでございます。

しかしながら、今後、この施設につきましては、様々な検討をしていく必要があるというふうに考えております。特に、今後予定しているものといたしましては、佐世保の青少年の天地と世知原、この2つの機関をどのように活用していくことが、よりよい活用になっていくのか。これにつきましては国土交通省が実施しておりますサウンディング、民間からの意見をいただくような取組にも手を挙げて今後取り組んでいきたいと思っております。

この指定管理の在り方につきましても、今後、検討していくものと考えております。

【吉村委員】よろしく申し上げます。

それから、同じ佐世保の陳情で県立武道館の機能の拡充というのがあります。これ、もう何年もずっと引き続き要望に上がってきているわけね。具体的には遠的の弓道場を造っていただきたいと土地まで準備して佐世保市もずっと言いよるんやけど、それについて動きがっているのか、検討が進んでいるのか、そこら辺の状況について説明をしていただきたいと思っております。

【松山体育保健課長】県立武道館に遠的場の整備をということで、佐世保市から平成27年度から継続してご要望いただいております。

ご承知のとおり、弓道競技につきましては、近的競技、それと遠的競技の2種目がございます。現在の県立武道館につきましては、弓道場については、近的競技の専用でございまして、遠的用の競技場が併設されていないというような状況で佐世保市からご要望がっております。

弓道場としましては、遠的場を備えるということは、機能としては向上につながるというふうに思っておりますけれども、現在、直近の調査によりますと、高校生を除く県内の弓道競技の人口が361名、うち県北地域が71名という状況でございます。

併せて、遠的競技の大会でございますけれども、国民体育大会と有段者の五段以上が出場できる全日本弓道遠的選手権の2つの大会のみという状況でございます。競技者も近的競技に比べますと限定的というような状況でございます。

現在、県内における遠的競技用の施設を持っている弓道場でございますけれども、長崎市、島原市、大村市にございまして、全て市営という形で運営されておまして、特に弓道競技の選手強化の拠点となっているのは、現在、大村市の弓道場となっております。

また、仮に新たに整備をしますとしますと、約1億3,000万円ほどの整備費用がかかるということで、既存の体育施設の老朽化も進んでおまして、まずはそちらの対応が急務となっておりますので、県としましては、なかなか新たな整備をするのは困難というふうに考えております。

以上の点につきましては、昨年度の本委員会でも同様の指摘をいただいておりますので、佐世保市の担当部局にはご説明をさせていただいたところでございます。

【吉村委員】平成27年からずっと陳情されているので、昨年の委員会でも同じことが出たという話やろうけど、それは毎年、言わんばいかなわな、地元の人々の要望がある限りね。今も説明があったけど、長崎、島原、大村と南部方面、島原半島というところには設置をされている。その状況を見ると、やっぱり県北になんでない

とという話になるわけよね、地域的にいくと。県北の人は全部、大村まで来なさいとなるのか。そこをやっぱりもうちょっと考慮してもらわんといかんのかなと思います。

それと、昨年も佐世保市に対して、そういうような話をしたということだけど、この競技をやっている人が全体でも少ないし、県北で71人というけど、その数じゃなくて、やっている人たちがもっと拡大してやっていきたいという思いがあらわれるわけよね。そういう中で施設がないというのは、もう致命的なので、やっぱりこれは国体と五段以上が参加できる大会しかないとはいえ、そこに遠的の競技施設がないということが参加できないということにつながってしまう、それはいかんことじゃなかろうかなと思うわけよ。

だから、そういう意味でも、財政が厳しいとはいえ、佐世保市も用地も提供しますよという話だったと思うんですけど、そこら辺までの思いがある中で、もう少し検討を加えるということが出来るんじゃないかと思いますが、いかがですか、もう一度。

【松山体育保健課長】先ほども申しましたけれども、競技をされる方々からしますと、機能が向上するというのとは一定理解するわけでございますけれども、なかなか県有施設、県立武道館もそうですが、建設から30年ぐらいが経過しておりますので、まずはそういったところの機能をしっかり改修しながら県民の方々に提供するのが優先かというふうに考えております。

【吉村委員】老朽化している施設をやり替えるのが先なんだというさっきからの課長の話だけど、そういう老朽化した施設をまずやり替えるのが先という中に、この遠的の施設というのも入れ込んだ考えで計画をしていくということが

できるんじゃないかと思うんですが、そこら辺まで含めて、そういう施設の再編計画といえますか、改修計画というか、そういうところを考えてもらったかどうかと思うんですけど、いかがですかね。

【松山体育保健課長】現在の県立武道館でございますけれども、本館と弓道場が分かれているような状況にもございます。

そういう中で、今回、要望の中でも、さらにまた別地という形でご提案があっているわけなんですけど、なかなか一体的に改修するのは厳しいというふうに思っておりますし、現在の競技の強化の方法につきましても、県央地域を中心に県内各地から練習に来ているような状況でございますので、なかなか整備のほうは難しいのかなというふうに思っております。

【吉村委員】最後にしますけれども、教育長、これ、3施設は全部市営なんですよという話ね。だから、佐世保だけ県営でやってよと言っても、それはちょっとということも出るかもしれん。

なので、この施設の設置に当たっては県と市と一緒にやるけど、あとの運営は市でやってくださいよとかいういろんなやり方もあるんだろうと思います。

そういうことで、まだまだ、もう駄目ですよというんじゃなくて、ここの改修から併せてそこら辺までをテーブルにのせて、今後まだ佐世保市とも協議をしていく余地があると思うんですが、いかがですか、教育長。

【中崎教育長】先ほど申しましたとおり、現時点では、なかなか難しいという今の状況でございます。

ただ、こういう話を佐世保市にしている中で、何度も要望に上げてくるということは、そういった競技者の声、あるいは佐世保市の思いもあ

るかと思しますので、私も一度、佐世保市の現地に行って施設を視察するとか、あるいは今度、佐世保市の教育長が副市長になっておりますので、この陳情の背景にはどういったものがあるのか、そういったものもしっかり聞きながら佐世保市とはお話をしてみたいと考えております。

【吉村委員】 よろしく願います。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管外事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【宮本委員】 政策等決定過程の透明性等の確保に基づく提出資料について、確認の意味も踏まえて質問させていただきます。

4ページから8ページにかけて直接補助金と間接補助金とあります。補助金名が指定文化財保存整備事業補助金になります。これ、ちょっと確認をさせていただきます。

この指定文化財というのは、県指定の文化財と国指定の文化財、双方が入っているという認識でよろしかったでしょうか。

【麻生学芸文化課企画監】 そのとおりでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。この中には世界遺産の保存整備についても、この対象になるという認識でよろしいですか。

【麻生学芸文化課企画監】 入っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。県指定の

文化財、そして国指定の文化財、世界遺産も含むということ。結構な量になっていまして、これは文化財なので老朽化がかなり危惧されることです。この指定文化財保存整備事業補助金について、これは年々、各市町から恐らく上がってくる、もしくは個人から上がってくるものについて県が精査をするということのスキームだと思いますが、確認したいのは、年々、この補助金についての申請というのはどうなんでしょう、増えているものなのか、年の推移が分かれば教えていただければと思います。

【麻生学芸文化課企画監】市町からの申請によりまして、市町のヒアリング等を受けて、それを踏まえて決定する形になっております。

年の推移というのは、年によってばらばらですけど、数としては六十数件、大体あっているような感じになっております。

【宮本委員】ありがとうございました。確認をさせていただきます。

それと9ページになります。もう一つ確認いたしますが、5番、重要文化財対馬宗家関係資料保存・修理事業委託というのがあって、これは随意になっておるんですが、こういうものというのは、なかなか難しいんだろうな、特殊な修理を伴うもので、県内の企業では、こういうことをするところはないという認識でいいのか。それとも、ずっとここに頼んでいるんですよということなんだろうと思いますが、これについて教えていただければと思います。

【麻生学芸文化課企画監】宗家文書の史料につきましては、非常に高度な技術が要ります。これにつきましては文化財保護法に基づく「選定保存技術の選定並びに保持者及び団体の認定の基準に基づく」という、その基準に基づいた業者さんでやるということになっておりまして、

これが一般社団法人の国宝修理装こう師連盟に加盟している業者さんでないといけませんというのがまず1点。

さらに、修理場所というのが、安全性、設備性の面からも国立博物館の中で修理をしないということになっております。

そういうことに関しまして、九州では先ほど申しました国宝修理装こう師連盟に加盟しているところが、ここに書いております宰匠という業者しかありませんので、ここの随意契約になっております。

【宮本委員】詳細ありがとうございました。承知いたしました。

以上です。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【吉村委員】今のところなんだけど、指定文化財保存整備事業で平戸領地方八奇勝、平戸八景というのがあるんだけど、ここら辺が見えたもんだけんが、どういう中身なのかなと思って、まずこの事業補助の中身について教えていただけんですか。

【麻生学芸文化課企画監】平戸八景の中の石橋の部分がたしかあったと思います。その中の崩落防止工事になっております。

【吉村委員】御橋観音寺だけんが石橋やね。あそこがだんだん崩れてきよるのかなと思うけど、あそこはいろいろ問題があって、跡継ぎがおらっさんだったもんだから、御橋観音寺が、手前に久留米だったかな、なんかから来た何という寺だったかな、そこが跡を継いどんじゃけど、その境内地は江迎の寿福寺の持ち物なのよね。だから、そこら辺で扱いつぶらくなるととやけど、そこら辺についての、なんちゅうか、やりづらさというのはないですか。

【麻生学芸文化課企画監】すみません。そのの

ところ、まだ我々承知しておりませんので、ちょっと確認させていただきたいと思っております。

【吉村委員】それはどうでもいいといえば、どうでもよいかもしれんけど。ここにちょっと引っかかったのは、平戸八景とあるのよ。これが旧北松浦郡と佐世保市と、彼杵まであるのかな、旧平戸藩の八景で。これが観光資源になるんじゃないかと思って、この平戸八景をこの際、再発掘というか、再発見をするような企画をやったらどうかなと思うんだけど、いかがですかね。

【麻生学芸文化課企画監】委員のお話、大変貴重なお話だと思っておりますので、そこら辺、関係市にもお話をしてお話してみたいと思っております。

【吉村委員】 よろしく願います。

【千住委員長】 ほかがございませんか。

【富岡委員】 ありがとうございます。宮本委員と同様に1,000万円以上の契約状況一覧表の中で随意契約となっているものが5つございます。2番、3番、5番、7番、8番ですね。これらのうち5番は先ほどご説明いただいたんですけども、随意契約とすることの必要性、許容性みたいなところ、簡単にそれぞれについてお話しいただけたらと思います。

【市瀬福利厚生室長】 2番のほうから説明をさせていただきます。

教職員元気回復健康維持増進事業というものは、地方公務員法の第42条に「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされておりまして、これに基づき教職員の健康づくりを支援するものです。

中身としましては、一つ目が若年層の健診事業、二つ目が学校や地域で実施するレクリエー

ションの活動に対する事業、三つ目が健康づくりサポート事業として学校で企画した研修会に対する講師派遣の交通費や謝金の経費の負担、そのほか生涯生活設計に関するサポート事業ということになっております。

随意契約としております理由は、契約相手方の互助組合になりますが、互助組合が担っている事務は、病院や講師などの支払いに関する事務になりまして、教職員互助組合が教職員の福利厚生を目的とした団体になりますので、その事務費となる人件費が全くかからないということになっております。

以上の理由によりまして、経費が安価で実施することができるため随意契約としております。

【山崎教育環境整備課長】 3番に記載しております五島高校におきます衛生看護科の実習委託でございます。

五島高校に設置しております衛生看護科につきましましては、准看護師の受験資格を得るためには、一定の病院実習を終えることが必須となっております。そのために島内で実習する施設ということで、20名以上の生徒を同時に受け入れて実施することができる施設が五島中央病院しかないということ。また、医療設備が充実しているということも、その理由の一つとして随意契約で行っているという状況でございます。

【松山体育保健課長】 7番と8番が体育保健課所管の随意契約になります。

まず、7番でございますけれども、長崎県競技力向上対策事業委託でございます。これにつきましては本県の各種競技団体の競技力向上に向けて業務の補助を行っているところでございます。相手方としましては、長崎県競技力向上対策本部ということで、官民一体で組織をしている団体がございます。本部長が中崎教育長に

なっておりますが、そういうことで相手方が特定されるということで随意契約でございます。

それと、8番の国民体育大会の派遣費等支給業務委託でございます。国体の監督また選手の登録につきましては、長崎県スポーツ協会が担っておりまして、相手方が特定されるということで随意契約で行っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、次に「政府施策に関する提案要望の実施結果」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、午前中の審査はこれにとどめまして、午後1時30分から再開いたします。

午前 11時30分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

議案外所管事務一般につきましても質疑を行います。

ご質問はありませんか。

【湊委員】最近、気候変動の影響で、6月にもかかわらず気温30度以上の真夏日が何日も続いたことがあったと思います。そういうところで県内の県立高校の保護者から、子どもが汗だくで帰宅してきたと。そして、エアコンがついているのかどうかを尋ねたところ、エアコンはついてなかったというところで、県内の公立高校の空調設備の使用基準についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

【山崎教育環境整備課長】県立高校の空調設備

の使用基準についてのお尋ねでございますが、これまでの経緯を簡単に申し上げますと、平成3年5月に空調設備の取扱基準というものを定めておりまして、その基準の中で空調設備の稼働期間を7月1日から9月15日までというふうにしておりました。ただ、平成31年にこの基準の一部を見直しまして、使用期間を原則として7月1日から9月15日までということで、この「原則として」という文言を追記することで気温の上昇等による例外での使用を認めるというようなことをしておりました。

しかしながら、委員ご案内のとおり、近年の猛暑が続く状況の中では熱中症等のリスクが非常に高くなりますので、生徒の快適な学習環境、あるいは安全性の確保、また、子どもたちだけではなくて教職員も含めまして健康管理、安全管理を最優先に考えていくべき事項だというふうに捉えております。

これまでも各学校に対しましては、気温や暑さ指数等を参考にしながら弾力的な運用をお願いしてきたところでございます。

また、国が定めます学校環境衛生基準が令和4年4月に一部見直されまして、教室等の環境に係る望ましい温度の基準が18度以上28度以下というふうに示されております。このようなことから、現在は空調の使用期間につきましては、特に定めてはいないということで、各学校の状況に応じて国が定める室温の基準、あるいは不快指数、そういったものを参考にしながら、必要に応じて柔軟かつ適切に空調を使用するよう、生徒や教職員の健康管理、安全管理を図るよう各学校に周知をしているところでございます。

【湊委員】そうですね、臨機応変に県からもいろいろお伝えしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【千住委員長】ほか、ございませんか。

【白川委員】一般質問でも離島留学について取り上げさせていただきました。真摯なご答弁ありがとうございました。

その後も保護者の方々とのやり取りは継続して行わせていただいております。昨日も懇親会の後、オンラインで保護者の方に5名ほどお集まりをいただいて、この委員会に備えて意見集約をさせていただいております。

今日は、通告もさせていただいております5点について質問をさせていただきたいと思いません。

まず、1つ目ですけれども、今日のご説明資料の中にもありましたように、里親の受入れ要件が必要ではないかというようなご意見も、これからの離島留学検討委員会の方で出ているということでした。

そこにおいて、里親について私なりに調べてみましたが、児童福祉法における里親というのは、調査があって、研修、審査、そして登録となり里親登録がされるそうです。そしてまた、定期的にチェックといいますか、こういった状況で運営されているかなどを行われるということでした。

この離島留学の里親については、どのような手順で登録するのが望ましいとお考えか、県の見解をお示してください。

【田川高校教育課長】今お尋ねになりました里親制度でございますけれども、児童福祉法に基づく里親という名称と、それから、離島留学制度でいいますところの里親、これは名称は同じでございますけれども、役割は違うんだろうというふうに考えております。

児童福祉法では、実親がいない子どもたちを預かったり、あるいは要保護児童生徒を預かっ

たりというようなことで、かなり高い看護が求められるところだというふうに承知しております。

一方、離島留学制度における里親につきましては、単なる食事を提供するだけではなく、話し相手になったり、相談相手になったりということで、温かく子どもたちを見守る必要があるんだろうというふうに思っております。児童福祉法の里親と本制度の里親との違いはそういったところにあるかと思っております。

とはいえ、本制度におきましても、適格性が求められるところでございますので、各実施校におきまして基準や文言等は若干違うかと思えますけれども、概ね、この3点を明記しているところでございます。

まず第1に、人物的に問題がないということでございます。2点目としまして、高校の教育活動や制度に理解があるということでございます。3点目、学校及び関係者によって適任と認められる。概ねこの3点を基準としまして認定をしているような状況でございます。

【白川委員】ありがとうございます。現時点でもこのような人物的にとりか、高校の教育への理解をされている点、そして、学校から審査といいますか、そういった基準を設けて適任とされている方がなられているということによろしかったでしょうか。

今後もこの要件についてしっかりと基準をまた明確にさせていただいて、里親という呼び方も、受け取るほう、実際の里親さん的には、本当に第二の父母のように接するようなレベルまでを頑張ろうとしている方もおられれば、寮母さんのような感覚で生活を見るというような形で接しておられる方もいまして、そこに差があるという声は保護者の方からも聞いておりますので、

そういった基準を明確にさせていただくことを、親御さんもそうですし、里親さんたちも、どこまでしたらいいんだろうというところはやっぱりわからなくて迷われている方も多く、このような事案があった中で非常に不安な里親さんも多いと思いますので、この検討委員会の中で、そのあたりも明確にお決めいただいて周知をしていただければ、また、研修もできれば行っていただきたいという声が非常に高まっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この里親という呼び方も、しま親さんとか、ちょっと違うようなニュアンスでホームステイ先というような認識で受け止められるような名称にしていただければというふうにも思います。

次に2番目ですけれども、里親さんの下で生活する子どもたちに様々な制限がかかっているという声を聞きました。まず、シャワーの時間が10分と制限されていたり、食事の時間を6時からと決められ部活動を禁止されたり、別のお宅ですけども、逆に部活動をしていないと、何もしていないのだからと家事の手伝いを強要されたりしている子どもがいます。

この子どもたちの人権が守られていると思われませんか、県の認識をお答えください。

【田川高校教育課長】今お尋ねにありました、まずシャワーの時間ですとか食事の時間といったところでございますけれども、それぞれ里親さんのところで受け入れている人数の違いもございまして、ある程度、そういったシャワーですとか食事ですとか、そういったところに時間の制限がかかっているというような実態もあるようには聞いております。

また、部活動については、私たちのほうでは部活動を制限するような声というのは、私たちのところには届いてないところでございます。

また、家事の手伝いということにつきましては、親御さんとの話し合いの中で離島留学に出していく中で、例えば自立心を育てたいとか、協調性を身につけたいという思いで、話し合う中で家事をさせているというような話は伺ったことがあります。

ただ、いずれにせよ、それぞれ過度なストレスのかかるような制限、あるいは役割を与えることというのは、やはり認めにくいものだろうというふうに思っています。

今後、そういった実態とか、把握できるような組織的な体制も含めて、今後、制度の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

【白川委員】ありがとうございます。子どもの権利というものがあると思います。そのように、どの家庭の子どもも部活動をやりたいという子どもたちには、しっかりとそういったことがかなえられる体制づくりというのも必要でしょうし、シャワーの10分というのは受入れ人数によることだと思いますので、そういった家庭に無理がないようにというか、子どもたちも不満が募らないようにというようなことも併せて受入れ人数の制限ですとか、そういったルール決めの時にもご参考にしていただければと思います。

子どもたちは、そういった里親さんのところに預かっていることを非常に感謝している子どもたちの声が多くて、預かっているのだから、あんまりわがまは言えないとか、不満があっても直接に言えないということもあたりとか、親に電話する時も布団の中に隠れてこそこそ話しているというような声も聞いたり、近隣の住宅に電話を借りに行って電話をしたりして、里親さんには聞かれないようなこともあるというようなことを聞き

ました。

それで、子どもたちを真ん中にしっかりと置いて議論がなされるような検討委員会であってほしいというふうに思っておりますので、入学時に留学生たちに対してオリエンテーションという形で、例えば、こういうことはあっちゃいけないんでしょうけども、こういう事案があっただけに、SOSを出しやすい環境づくりというのも子どもたち自身にもぜひ周知をしてもらいたいと思います。

女性が、性犯罪とか性暴力というものが、自分は認識していないけれども、そうだったのかというふうに改めて啓発があった際に思うことだったり、デートDVの研修がなされていたりするように、自分が気づかないようなこともあると思うんですけど、周りから考えるとおかしいよねとか、異様だよねということもあると思うので、例えば、こういうことは嫌だと言っていいんだよとか、SOSを出していいんだよというようなことを子どもたちにもしっかり教える必要もあるんじゃないかというふうな意見もありました。

今現在、入学時に留学生に対してオリエンテーションなどは行われているんでしょうか、教えてください。

【田川高校教育課長】オリエンテーションについてのお尋ねでございますけれども、まず、離島留学につきまして、やはり一番大切なことは、その地域や学校としっかりマッチするかどうか、そのマッチングが一番大切なところではないかなというふうに思っております。

この6月から離島留学説明会を県内あるいは県外でも始めております。そういった中で離島留学の各校のいい部分だけではなく、それぞれ離島留学で来た部分の不自由な部分ですとか、

そういった部分もお伝えをしながら、夏の宿泊体験にぜひ来てくださいというようなお声かけもさせていただいております。

そういった中で、まちの様子を見たり、学校の様子を見たり、あるいは里親さんのご自宅を拝見させてもらったり、あるいは寮の中を見たり、そういった環境も含めて見たり聞いたり、肌で感じたりする中で、この学校が、あるいはこのまちが自分にとってふさわしいのかどうかということ半年間かけて受検まで考えて受検に臨むようにというような話はさせていただいているところでございます。

また、オリエンテーションということで、先ほどデートDVの例というふうなことがありましたけれども、そういったところは各学校によって若干違いがあるかと思いますが、離島留学生だけではなく、全ての高校生に対して3年に1回は、そういうデートDVの研修も学校でやるようにしておりますので、そういったものと組み合わせながら離島留学生が安心して安全な生活が送れるような体制というのは、各校で努めているところでございます。

【白川委員】デートDVの件は、あくまで例としてだったので、その検証という意味ではなくて、離島留学で里親宅に入った際に、こんなことがあった場合は声を上げていいんだよというような研修という意味でした。すみません、失礼しました。

3年間という学生生活を知らない土地で送る子どもたちにとって非常に負担が、希望も大きいですが、非常に心配ごとも多いことかと思っておりますので、そういった入り口が非常に重要だと思っておりますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

そして、4番目ですけれども、先ほど、ご答

弁の中にもありました、令和6年度の留学生募集がもう始まっているということで、説明会が6月17日に大村市で、6月18日に福岡市で行われたというふうにホームページに載っております。その時の人数ですとか内容、または今回の壱岐の事案について質問などがあったかについて教えてください。

【田川高校教育課長】今お尋ねがありました離島留学生の募集に関する説明会でございます。先ほどおっしゃられましたように、6月17日に大村で、18日に福岡で実施しております。それから、6月25日にはオンラインで行っております。その3回の説明会で、参加者数、生徒19名、保護者が27名の参加がございました。

内容につきましては、県教育委員会から離島留学制度についての全体的な説明、それから、5校の担当者から、それぞれの各校の特徴の説明、その後は各ブースに分かれて個別の相談という形で実施しております。

また、お尋ねのありました壱岐の事案についての説明は、いずれの会場においても質問はなかったというふうに伺っております。

壱岐に関しては、3会場で合計5組のご相談があったということです。

【白川委員】ありがとうございます。質問がなかったからよかったというわけではないんですけども、今後も説明会の予定されていると思いますので、もしそういったご質問があった際は丁寧なご説明と、皆さんの不安を払拭していただくような取組をぜひともよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、5番目は卒業生と退学者の声を聞いた方がいいんじゃないかという声がたくさんありました。こういった改善を

していく時には、そこで残念ながらリタイヤしてしまったというか、そういった方たちの中にある不安だったり、不満だったりというところがあると思います。それを払拭してこそ、新しい離島留学制度になるのではないかというふうに思っております。事前に昨日も会の中でお尋ねしたところ、壱岐のほうは卒業生、退学者の方のアンケートがあるというふうにお伺いしました。

これはお願いになるんですけども、この開示を求めますが、お願いできませんでしょうか。

【田川高校教育課長】このアンケートにつきましては、離島留学を経験した保護者に郵送で調査を行いました。実際、今現在、在学している生徒ですとか、あるいはその保護者、教職員については、回答がすぐ出てきたので、第1回の壱岐の部会の中で紹介させていただきました。

この卒業生に対しましては、郵送で回収、それから集計に時間がかかりましたもので、第2回の壱岐の部会は非公開でさせていただいた、その中でご紹介させていただきました。

ただ、このアンケートにつきましても、元来、非公開にするものではございませんので、第3回の壱岐の部会で公開した後、本課のホームページで公開したいと思っております。

ちなみに、過去10年間遡りまして116名の卒業生に郵送しまして41名から回答がございました。当時の高校を振り返って満足度を聞いておりますけれども、「大変満足」、「ある程度満足」を合わせまして70%の回答ということでございました。

しかし、中にはやはり振り返ってこういったところを改善してほしいというような部分も、厳しいご指摘もいただいております。そういった自由記述の内容も閲覧できるようにしていく

予定にしておりますので、そちらのほうをご覧いただけたらと思っております。

【白川委員】ありがとうございます。では、吉岐部会の2回、3回目の後には私も手元にいただけるといような理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

5つの質問をさせていただきましたけれども、これからの離島留学検討委員会の2回目にぜひ傍聴させていただきたいということでしたけれども、今回、クローズということでお知らせをいただきました。これは参加者の皆さんが、固有名詞を含め、意見をしっかりと出していただけるようにという考えの下ということは、私も理解をしたところでありますので、ぜひとも委員の皆様が本当に闊達なご意見をいただいて、この委員会の意義がしっかりと全うできるような、そしてまた、この委員会が3回目ですか、3回目は公開でしていただけるということですので、そこで出てくる意見を私も受け止めて今後の議会でもしっかりと後追いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【宮本委員】それでは、議案外について質問いたします。

長崎県の公立学校教員採用選考試験についてお尋ねいたします。

教育長の説明資料で申しますならば3ページになりますけれども、選考試験について説明があります。いろんな状況を鑑みて、より質の高い人材の確保を目指していくということで、いろんな特色ある制度を選考試験に盛り込んでいくというような説明がっております。その中において、より幅広い方々の採用を行っていく

ということ。506名ということで令和6年度の教員採用試験の予定者数が載っております。

これは、以前、私が委員会の折、質問したことについて確認をさせていただければと思います。臨時採用の先生方に対する採用試験についてであります。

臨時的任用教職員ということが正式名称になっているようですが、臨時採用の教職員の方々について、もっと試験の免除ができないかということをおこの委員会でも質疑をさせていただきました。

その際、長崎県においては、各学校から提出のある調書などを基に3年以上の臨時の経験があり、優秀と認められている方については、一次試験の一部が免除、そして、教職一般教養試験を免除しているという答弁があっていて、私が確認したかったのは、一次試験の一部を免除ではなくて、全てを免除することはできませんかということをお質問させていただいたところあります。

これに対して、その当時、令和4年9月の議会になります、人事評価制度というものが学校で始まっていると。この評価で任用等の人事管理の基礎として活用することになっているので、臨時的任用教職員の一次試験全ての免除につきましても、この評価を勤務実態を実証するものとして活用できないか検討していくという答弁をいただいていたところなんです。

今回、これが今どうなっているのかということをお確認させてください。

【植松高校教育課人事管理監】委員の昨年度のご質問に関してですけれども、委員もご承知のとおり、地方公務員法によりますと、臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権も与えるものではないとあります。現状では一次試

験の教職、一般教養試験の免除を決定する際に、調書、課題論文などから多面的に評価をすることで公正・公平を担保しております。

委員お尋ねの臨時的任用の教員には、県立高校には常勤講師と非常勤講師がおります。現行の人事評価の対象につきましては、1年間、同一校で勤務した常勤講師が対象となり、1年に満たない非常勤講師は人事評価の対象となっております。

そこで、昨年、ご質問がありました後、勤務実績を活用した専門試験の免除について検討したところですが、試験の公平性が担保されないということが懸念されたことから、本年度の試験におきましては導入をいたしておりません。

しかし、本県では、前年度の採用選考試験で成績優秀であった者には次年度の一次免除をするという制度もございます。臨時的任用教員については、二次試験の模擬授業や面接において、その経験が十分に生かされていると思われま

す。さらに、新規採用となりましたら、教科指導のみならず、校務分掌業務や部活動指導など、新卒者が経験していない業務についての経験が十分に活かされておりますので、臨時的任用教員としての経験を評価することについて引き続き検討してまいりたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。先ほどおっしゃられたとおり、地公法の第22条には、「臨時的任用は、正式採用に際し、いかなる優先権をも与えるものではない」という条文についても確認したところであります。

先ほどの答弁で、再度、今年度はということがありました。また検討していただければというふうに私は考えておりますが、臨時的任用教員の方々は、ちょっと相談いただいたところ

によると、何度も何度もチャレンジしているけれども、なかなか合格できないというところ。しかしながら、教職員として仕事をしていきたい、生徒に携わる仕事をしていきたいという思いというのは、私としてみれば、非常に強いものがあるというふうに考えております。

よって、現状で先生の働き方改革、そして、教員の働き方改革もしかり、ブラックという職業から鑑みて、教員を志望する方々が減るとい

う現状の中で、そういった意欲ある先生について臨時的任用教職員の方々については、よりハードルを低くするという言い方はあれですが、今までの経験を踏まえて採用については、もうちょっと免除をする制度があってもいいのではないかとということで質問させていただいたところでありま

す。よって、再度検討していただいて、次年度以降、非常に意欲ある臨時的任用教職員の先生方については、そういった幅を広げていく取組もしていただきたいというふうに考えておりますので、検討を引き続きしていただければと思

います。それと、教職員の体罰についてお尋ねいたします。

体罰がなかなか減らないということ、そこにも書いてありますとおり、調査結果が出ております。昨日は学事振興課の審査でも私立高校における体罰についても報告があったところです。令和4年4月から教職員の懲戒処分基準の一部を改定したということ。そしてまた、本年の4月からは体罰不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要綱を一部見直したという取組もしていらっ

しゃいます。これがどんな形で今後表れてくるんだろうと思いますが、こういった懲戒処分の基準の一部

を改正することや、実施要綱の一部を改正するという、これはどういったことなのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

【植松高校教育課人事管理監】委員お尋ねの昨年度からの変更についてでございますが、まず、指導力向上研修につきましては、これまで校長面談を3回以上、それとレポートを3回以上提出を求めておりました。さらに、アンガーマネジメント研修ということで、体罰や暴言、行き過ぎた指導がいかにか許されない行為であるかを再確認し、体罰等によらない指導力の向上を図ってまいりました。令和4年まで196名が受講しております。

その中でも、さらに体罰の事案が減らない、さらに、再度体罰を行う教員がおりましたので、令和5年から指導力向上研修の改正を行っております。

主な内容は、個に応じた研修ということで、まず、原因を分析し、それを振り返らせるということ。そして、今度は学校全体で意識を高めるという2つの柱を設けております。

具体的には、事案が発生した時に、まずその原因の自己分析をさせます。そして、研修計画を策定させます。その後、校長面談を通じまして、面談の中で行動目標を設定させ、そして、日頃の管理職員による授業観察や面談等でその確認をしてまいります。

さらに、個に応じた研修ということで、それを義務化しております。人権教育、特別支援の教育、それから教育相談など、それぞれの先生に求められるものを研修してもらおうという形にしております。

さらに、校内研修などを充実させて、その学校としての所属としての取組ということもやっていただく。そして、最後に該当職員の変容を

検証していただいて、必要があれば指導主事等を派遣しまして、さらに指導支援を行っていく。さらに必要があれば研修期間も、これまでは1年と限っておりましたが、それを1年以上に延長することがあるということで改正しております。

さらに、厳罰化につきましては、これまでは校長による指導というのがあったわけですが、軽微なものにつきましても県教委での指導ということで入っております。

そして、先ほど言いました指導力向上研修を一度受けた上で、さらに体罰を行った教員については、原則、懲戒処分となっております。

【宮本委員】ありがとうございました。やはり先生は大変だなと改めて。働き方改革と言っている割には、さらに増やしているような気もしないでもないですが、そこまでしないとやっぱりいけないんだろうなとちょっと考えたところです。

そもそも面接の時に、そういった体質というか、先生になる方々については、そういったことはないだろうということで採用されているんですけど、やはりここまでしないといけないような状態なんだなということを改めて確認させていただいたところです。

今後、そういったことをやって、どれだけこれが減っていくかということになりましようけど、教育長、体罰についていろいろ、たしかメッセージを送られたりされていらっしゃると思いますし、学校訪問もされていらっしゃると思います。先ほどもあったとおり、個に応じた指導をしていくということも確認させていただきました。

今後、環境づくりは大事ではありますし、意識改革も大事であると考えておりますが、教育

長として今後体罰を起こさないためにこういったことを具体的にされていくのか、教育長自身としてのお考えをお聞かせください。

【中崎教育長】私が昨年、教育長になった時に、前年度は体罰を含む不祥事が続発したということもございまして、そこは非常に重く受け止めたところでございます。

先ほど話しましたように、体罰、あるいは性暴力に対して厳罰化というような要綱も改正したところでございます。併せて昨年の9月ですね、今まで文書で教育長のメッセージを出してありましたけれども、動画という形で、そして、これは学校の先生だけじゃなくて、保護者の皆さんも含めて体罰、あるいは不祥事防止に向けたメッセージを出したところでございます。ただ、残念ながら、昨年度も一定、そういった体罰を含む不祥事というのは発生したところでございます。

それで私が思っておりますのは、そういった研修も含めて、そこはしっかりやろうと思っっているんですけれども、今、体罰等が起きた時に処分検討委員会ということで、教育委員会の幹部職員が集まって懲戒処分をこういった形でしようかということを議論する場があります。起こったことに対して過去の事例に合わせて、これは停職何か月だとかと決めるんですけれども、それは大事なんですけれども、それと併せて不祥事が起こった時に、じゃ、なぜこの不祥事が起こったのか、その先生を取り巻く環境はどうだったのか、そしてまた拳を振り上げる中にこういった背景があったのか、そういったところもしっかり掘り下げる必要があるんじゃないかと思っております。

そういった事象の中の過去の経過を我々もしっかり検証することが、また再発防止につなが

るのではないかと考えております。そういった案件の中で我々として把握したことを、また学校関係者にもお伝えしたいと思っるところでございます。

【宮本委員】教育長、ありがとうございました。引き続き、体罰ゼロに向けた取組を推進していただきたいと要望させていただきます。

最後に1点だけ、夜間中学についてお尋ねいたします。

これ、私は当選以来ずっと取り組んできているところですが、夜間中学について現状どのようになっているのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】夜間中学のお尋ねでございますけれども、先日、5月29日に県・市町教育委員会合同研修会というのがございまして、そこに参加されたのが各市町の教育長及び中崎教育長が参加いたしました。その中で中崎教育長から、夜間中学の設置について県の考え方をお伝えしたところでございます。

具体的には、不登校の児童生徒数が増加していることを踏まえまして、昨年、令和4年6月に文部科学省が夜間中学と不登校特例校との連携の可能性を示す方針を示したところでございます。

全国的にも、そのような不登校特例校と夜間中学を抱き合わせた形の設置校が最近増えてきているということもございまして。そういった様々な形の学びの保障という観点から、改めて市町での不登校特例校を含めた夜間中学校の設置の方針ということで、県から各市町の教育長にお願いをしたところでございます。

県としても何らかの反応があるのではないかなど期待をしているところでございます。そうした場合、要望がございましたら県としてしっかり丁寧な調査を行ったり、あるいは市町に対

してしっかりとした支援をやっていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。夜間中学と不登校特例校との一体化というのは、私も質問させていただいたところで、それはやはり推進していくべきだと私も考えておりますので、県教委としても推進していただきたいと思えます。

ちなみに、その会議の後で、どこか、21市町から声が上がったようなところは現在ありますが、それも併せて確認させてください。

【田川高校教育課長】まだ正式に回答はいただいておりませんが、やはり不登校特例校、今申し上げましたように不登校の数が増加してきてますので、不登校特例校と抱き合わせたというところで興味をお持ちの市町もあられるというところで少し耳にしているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。夜間中学については、また本会議等でも取り上げさせていただいて、引き続き議論させてください。

以上です。

【浅田委員】幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず、離島留学制度について私もお伺いをしたいと思います。

今回の壱岐の事案は、本当に痛ましく、残念な事案だったということは、私も本当に思うところでもあります。しかし、一方で、離島留学制度というのは長崎県にとって20年前から始まって、いろんな学びの在り方、いろんな学問の仕方ということもある一方で、これから未来を担う若い人たちに背負っていただくということで、様々な、韓国語だったり、スポーツコースだったり、いろんなことを設けてこれまでやって

てきたと思うんですね。

今、検討委員会の話を聞くと、どうしても事件に基づいての反省点、もちろん分析とかいろんなことをしていかなければいけないと思うんですけれども、一方で、もっと違った未来型の検討というのは、ここでは全くなされないものなんですか。今回の壱岐のことに関しての反省点とかをまずはという解釈なんでしょうか。それとも20年たった現状、時代に合わせたものとして、もっともって未来型を含めての検討とかもここでは含まれるんでしょうか、そこをまず教えてください。

【田川高校教育課長】離島留学のご質問をいただきまして、ありがとうございます。

この離島留学につきましては、今、委員おっしゃられましたとおり、もう20年を超えて、それぞれ外国語ですとか、あるいは歴史ですとか、スポーツですとか、それぞれ様々な特徴を設けた各学校で、その学びを通した生徒たちが海外の大学へ進学したり、あるいは国内の企業に就職をしたりという形で、一定成果を上げている部分がございます。

ただし、今回の検討委員会の中でもご指摘がありましたけれども、こちらからも数字として提示させていただきましたが、これまで23%の生徒たちが入学しつつも、転・退学をしているという状況がございます。

まずは、この課題としっかり向き合って、そして、どのようにすれば、より魅力ある制度にしていくことができるのかというところから、まずは整理をするべきだろうというような考えがスタートの地点でございます。

具体的には、里親さんに過度な負担がいつている部分もございます。また、教職員に過度な負担がいつている部分もございます。そういつ

た中で、この制度が持続可能な制度として、そして、行く行くはその子どもたちが島を出た後、また、あの島に戻ってみたいと思えるような、そういう制度の充実にしていきたいと、今現在、そういうところで検討しているところでございます。

【浅田委員】今、23%の方々が途中でやめられたりということがございました。前、資料を見た時に、この23%の方も、そもそも中学校時代に不登校だった方とか、もっともっとケアが必要な生徒さんが多かったというふうにも伺っております。ともすれば、まず学校に向かうという最初の段階から非常に難しい、ハードルが高いような状況の中で離島留学を選んでいるという生徒さん。一方で、そうではなくて普通に受けたい授業とか、科目、学科があるから大学のように選んで来る生徒さん、様々だと思います。

そこをもう少し打ち出し方というのをやっていかないと、なんかマイナス面だけが今非常に取り上げられているような気がするんですね。しま親さんと呼ばれている地域も他県ではあるみたいですが、そのしま親さんにとっても、いろんな子どもたちを育てたいという夢を持って受け入れてくださっている方々もいらっしゃる。だけど、どんどん、どんどん要求だけが増えてしまえば、その方たちがもっとも減ってしまいますし、もちろん子どもの人権は守らなければならないと思いますが、ある意味、しま親さんにもやはり人権なりがあるわけで、それは多分、しま親さんだけではなく、普通の親子の問題の中でもルールってあるわけじゃないですか。門限があったり、してはいけないこと、やらせてはいけないこと。それはやっぱりさっき白川委員がおっしゃった最初のオリエンテーションで、どこまでそれをきちっとマッチ

ングできるかというような問題にもつながってくると思います。20年やって23%がやめる、その中の在り方の分析の仕方、表現の仕方、発信の仕方によって、これまで長崎県が20年間、一生懸命やってきたこの制度ということ自体がどうなのかと思わせるものなのか、1,000人以上の本当にここで学んでよかったと思っている生徒さんもいるわけですから、そちら側を打ち出すこととか、または学科自体を見直して、もっと違った生徒さんとか、魅力あふれるところ、学科自体からの見直しとか、もっともっとやり方があるような気が私はしてるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

【田川高校教育課長】やはり実態としまして、離島留学で来るご家族といたらいいんでしょうか、やはり環境を変えたいということで、その学校での特色ある学びが優先されるのではなく、環境を変えたいということで、そちらの方が優先となって学校に来ているというケースも見られるような現状でございます。そういったケースの場合は、やはり学校の中で卒業までたどりついていくことが難しいような状況もございます。

ですので、現在、我々が議論しておりますのは、入学段階でのアセスメントをしっかりとやっていくといったところが重要なんだろうというふうに思っています。つまり里親さんに預けて本当に大丈夫な状態なのかどうなのか。そしてまた、実親さんがしっかりと協力していただけるのかどうなのか。そういったところも見極めながらしっかり受け入れるような組織的な受け入れ体制というものを構築していくことが必要なんだろうというふうに思っております。

そういった中で離島留学制度をさらに魅力的なものにするという次のステップの中で、どう

いった魅力ある学びにしていくのか、あるいは現在5校ある離島留学校を6校、7校にしていくのか、そういったことも議論が必要だと思えます。

現状を踏まえまして、親と一緒に親子留学という形で島に来ていただくということもUIターン施策と絡めて、そういったことも関係市町と今後協議していきたいというふうに考えております。

【浅田委員】今ちょうど20年たって過渡期にもあり、そして、今ご答弁いただいたように、最初のアセスメントのところをしっかりとやっていく、オリエンテーションをやっていく、それぞれのマッチングの仕方がどうあるべきか。もちろん、しま親さんがいて、生徒さんがいて、学校があって、先生がいて、そして実親さん、いろんな方々の協力がないと、なかなかやっぱり難しい部分があると思うんですね。5校、6校、7校というのは、多分これは島留学制度だけじゃなくて、教育の在り方、選ばれ方というようなところにも帰するわけですから、そのあたりを長崎県としてどうあるべきかというところをひとつ構築していただく必要性と、一つ、全国の中に先ほど親子留学、私の友人もしてたんですけれども、島にですね、そういう形とか、何十校か、多分70校以上、離島留学制度を取り入れているいろんな市町があろうかと思うんですが、こういうところでの協議会とか成功事例とかを共有したりとか、そのようなものってあるんでしょうか。

【田川高校教育課長】今、全国に地方留学という形で展開しています「地域教育魅力化プラットフォーム」という組織がございます。実は、数年前は長崎県もその組織の中に入って一緒に広報活動をさせていただいていたというような実

情もございます。ただ、長崎県の場合は、広報活動も割としっかりできていて、生徒の確保もできていたものですので、そこからは一旦、今現在切り離して離島留学の広報などをやっているところです。

実は、離島留学制度とは切り離して、現在、高校の魅力化事業ということで、高校・地域連携イキキ活性化事業というのを今年度からスタートしております。その中でプラットフォームの方に統括アドバイザーという形で来ていただいて、離島ですとか半島部の学校の魅力化ということで、いわゆる離島留学制度ということのみにかかわらず、高校の魅力化ということでアドバイスをいただくというような予定にしております。

【浅田委員】今は、そういったところから抜けて独自でしっかりとやっていこうということ、理解できました。

やはりどうしても離島留学、長崎の島を抱えている地域として本当に長崎の魅力を発信できるものだと思います。今回、残念な事案がありましたけれども、ここをまた分岐点として、どのように構成していくのか、どういうふうな状況でやっているのかという決意的なところが次長なり教育長なりおありでしたらお聞かせいただければと思います。

【中崎教育長】離島留学に対して大変心強いメッセージをいただいたと思っております。

私も今回、この案件がありまして、やはり子どもたちに対するしっかりしたフォロー体制というような厳しいご意見もいただきましたけれども、一方、全国に先駆けて20年間やってきた島の特色ある学びの中で、いろんな子どもたちが、また新たな旅立ちをしたというような評価する意見もたくさんいただいたところでござい

ます。

今回の事案はしっかり受け止めまして、離島留学を選択した子どもたちどうしっかり育ていくことができるか、あるいはこの制度が永続的なものになるかというようなことを「これからの離島検討委員会」の中でもしっかり議論していきたいと思っています。

先ほど、未来志向でというような話はなかったのかということなんですけれども、さっき課長も答弁しましたけれども、今、子どもを限定とした留学になっていますけれども、これを親子留学という形ができないかということを検討しております。これは、まさに今、それぞれの島がUターンということで、住まい、それから仕事、それから環境ということで移住施策を展開しておりますけど、ここに学びを入れることによって、さっきしま親という言葉もございましたけれども、例えば、離島留学の島育ですね、島全体で子どもを育てながら、県外から多くの子どもたちを呼び込めると、そういうふうなイメージで、また新たな離島留学が描けるんじゃないかというようなご意見も聞いております。

ですから、今の課題をしっかり検証するとともに、これがまた未来志向な制度になるような、出口につながるような方策にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【浅田委員】ありがとうございます。そういう決意的なことをお伺いできて私たちも安心ですし、今回の事例は本当に残念なこととして受け止めながら、やっぱり未来型に転換して行って、長崎をもっともっと子どもたちを育みやすい地域になることを我々もともどもやっていきたいですし、そうやってしま親さんですとか教職員の方々、やはり難しい状況の中で選んで来てい

る人たちを支える側の、大人側のことも我々はしっかりとフォローをしていかなければいけないんじゃないかなというふうにも感じましたので、またどうぞよろしくお願いします。

もう1点お伺いをさせていただきます。

これは昨日、学事振興課の私立高校の方でもお尋ねをさせていただいたんですが、今、長崎県内で文化力の育成に努めましょうということで、文化活動推進校というのが何十校かあって、そこを一生懸命頑張ろうという形をやられているということでした。そのあたりのことを公立高校においてどういう状況かというのを教えていただけますでしょうか。

【岩尾学芸文化課長】お尋ねのありました高等学校の文化活動推進校でございますけれども、令和5年度は18校22クラブとなっております。

【浅田委員】それはここに題目に書いてあるのでもわかるんですけれども、その中にいろいろあるかと思うんですね。部活動がマーチングだったりとかということだと思いますので、それを受けた上で、じゃ、こっちからまた質問させていただきたいと思うんですが、文化力を上げるという中で、昨日の私学の方でもお願いをさせていただきましたし、前に一般質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、文化力を上げたり、総文祭とかにも参加できない文化部というのがございます。これは茶道とか華道とか流派が幾つかにまたがっているものが高文祭の専門部会というところに入れなくて、なかなかしっかりと部活動として参加できないことがずっと続いております。

これは外部の講師の先生が主体となって指導している部活動に多いんですけれども、それであっても、今度、国民文化祭もありますので、しっかりと日本の伝統や文化を継承している部

活動の人たちを、そういうところに出すためにも教育庁の方でしっかりとここをまとめていただきたいということを過去に質問させていただいておりますので、現状がどうなっているか、そこを教えてくださいませんか。

【岩尾学芸文化課長】お尋ねのありました茶道部であるとか華道部であるとか、そういった伝統文化の部活の活躍の場の提供ということで先日からお話があるというふうに思っております。

私どもといたしましても、そういった伝統文化の継承という意味でも、高校の生徒のそういった活動というのは大変重要なことと考えておりますので、昨年度末、華道部、茶道部の部員数であるとか、指導者の方であるとか、活動の状況であるとか、そういったものを調査させていただいた上で、少しお話等も聞きながら、毎年実施されておりますハイスクール茶会を主催されている方々のお話も聞きながら、そういった中で茶道部とか華道部とか、そういったところでの活躍の場が少し少ないというふうに認識しておりますので、今年度、そういった生徒さんたちが活動の場を披露することの楽しさとか、生徒間で交流することの重要性であるとか、そういったことをまず認識していただきたいと考えております。

今年、諫早市で開催されます県の高등학교の総合文化祭で発表の場を設けるといふような方向性で高文連とも協力しながら準備を進めているところでございます。

【浅田委員】今お話に出ましたハイスクール茶会、これは非常にすばらしい、長崎国際大学の安部先生がいろんな流派を超えてお茶会をしていただいて、こういう場所があるからこそ継続できている部活動というのがやっぱりあるんで

すね。でもやっぱりどうしても発表しづらくて、前回の総文祭の時にもお手伝い程度に呈茶をさせていただくというようなことはあったんですけども、それ以外ではなかなかやっぱりやりづらいと。しっかりと継承するためにも、そこを結んでいただかないと、高文祭の中の専門部会というのをちゃんとつくっていただきたいということを私は何年もお願いをしているわけですね。

それが学校の先生間の中で難しいのであれば、最近、部活動を地域にということで、いろいろスポーツとかもやってますよね。それと一緒に、きちとした流派の先生方なので、そういった先生方をお願いをすることによって、そういう団体をつくっていくとか、もっと進めていただかないと、もう何年も既にかかっているような状況なんです。

高文祭を諫早でやられる時に発表の場をということで今おっしゃっていただきましたけれども、それが実態として、どこまで、どうやっていくのかとか、それがなかなか専門部会がないと見えづらい、先生たちの横軸がつながりづらいというふうに思っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【岩尾学芸文化課長】今、委員からおっしゃっていただいたように、現在では華道部であったり、茶道部であったり、そういった県につながる組織というのがございませんので、顧問の方々の横のつながりというのがあまりないというふうな形で私どもも認識しております。総合文化祭であったりとか、そういった機会で顧問の方々であるとか、生徒間であるとか、そういったつながりをつなぎ合わせながら専門部の設置に結びつけられたらと思っております。

【浅田委員】それが国民文化祭までにしっかりと

できていくのか、時系列がすごくかかっていることで、その間に部活動が減っていったりとかしてるんですね。ただでさえ華道とか茶道とかは非常に発信する場所とかがない部活になります。やっぱり生徒さんのモチベーションを上げながら継続させていくという必要性が本当に重要だと思いますので、ぜひ、顧問の先生方が代わるわけです。指導者は何十年も同じ先生方が、その学校で指導しているんですけども、まして顧問の方たちはお免状を持たない方々がほとんどなものですから、きちっとわかっていらっしゃる方を入れた上でどうなのかというところを一步二歩進めていただければと思います。

今年度、多分3月ぐらいに1回、所管している高校に皆さんが行ってくださったということのお話も聞いているんですが、行って、はい、ちゃんと部活動ができてますよというようなお答えだったと。そういうことを望んでいるのではなくて、そこから先の在り方というものを私はずっとお願いをさせていただいておりますので、ここは引き続きまた聞かせていただくとお思いますので、ぜひとも、一般質問の時は教育長は「頑張ります」と言っていたいたものですから、ここはしっかりと進めていただきたいと思います。また、聞かなきゃいけなくなるものですから、ぜひともお願いしたいと思います。

【中崎教育長】本会議でも答弁いたしましたし、私も、この高等学校文化連盟が北高でございまして、北高の校長先生にもちょっとお話をさせていただきました。

今、課長が答弁したように、本当は専門部会ができればいいんですけど、いろんな学校に働きかけて、まだそこまでいってないというのが現状です。

ですから、まずはそれぞれの各学校の子ども

たちに、いわゆる外で披露する楽しみ、あるいは流派を超えて学校間で交流するような楽しみ、そういった茶道、華道が持つような幅広い楽しみを知っていただくような機会をとろうと今しております。しっかり段階を踏んでやっていこうと思っています。

今、ご指摘がありました国民文化祭が令和7年でございます。これは県内外から多くの方もお見えになる最大の文化イベントでございますので、華道、茶道といえば、長崎が持つ和のイベントというようなことにもお力を借りたいような気持ちもございますので、国民文化祭が開催される前に、少しこういった高校間の連携、あるいは部活動の推進みたいなところはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【浅田委員】ありがとうございました。しっかりご答弁いただきましたので期待をさせていただければと思います。

【千住委員長】ほか、質問はありませんか。

【堀江委員】まず、夜間中学について質問したいと思っております。これは5月8日の概要説明資料の27ページですが、SideBooksで発信したいと思っております。

この中で予算としては夜間中学設置調査研究ということで、私が申し上げるまでもなく、義務教育の段階における教育を十分に受けていない方に対し、年齢や国籍を問わず、教育の機会を確保するための中学校夜間学級設置に向けた調査研究を実施するというので、先ほど宮本委員とのやり取りの中で現状はどうなのかということでは、5月29日に合同研修会を開きましたということで、その中で県の考え方を示しましたということですが、これまでの研修会等の中では、県の考え方を示したのは今回が初めてですか。それともこれまでに夜

間中学に対する県の考え方を示したことがあるのか、まず教えてください。

【田川高校教育課長】これまで夜間中学につきましては、設置の時期でありますとか、あるいは設置主体につきまして協議会を開いて検討をしまいいりました。協議会の中では、設置主体については回答が得られなかったということで、これまで関係の市町に対して設置の意向があるかどうかということを書きで聞いたということがございます。

そういったところで、その書きについては回答が得られなかったということでございましたので、設置主体がどこでいくのかというようなことで、設置の方向性、方針ということが宙に浮いた状態でございます。今回、先ほどの5月28日の会で県としての考え方をお伝えしたという形になります。

【堀江委員】これまでアンケートも取ったというふうに私は認識しているんですが、そうしますと、長崎県としては夜間中学を設置する立場に立っているという認識でいいですか。

【田川高校教育課長】長崎県として、県か、もしくは関係の市町のどちらかが設置をするという形でこれまで協議をしてきたという実態でございます。

【堀江委員】そうしますと、今の段階、どこが設置をするかは別としても、長崎県が設置する、あるいは市町が設置するというところで、設置をするという方向に立っているということで調査研究は進んでいるというふうに理解していいですか。

【田川高校教育課長】そのとおりでございます。

【堀江委員】そうしますと、今の段階では、県が設置するのか、市町が設置するのかかわからないけれども、長崎県で設置をしたい。私の認識

が間違いなければ、九州では唯一、公立夜間中学としては福岡きぼう中学校ですか、福岡市に設置をされているというふうに理解しております。

そうしますと、予算としては調査研究という形になるんですけど、コロナ禍でやりたい研究もできなかったというふうにも認識しているんですが、これは調査研究というのはいつまで続くのか。設置をしたいという立場に立っているとしたら、例えば、いつまでに、ここまでするとかいう、いわゆる今後のスケジュール的なものは現段階、そこまでもないのか、あるのか、教えてください。

【田川高校教育課長】これまで調査につきましては、県の責務としてやってきたというところがございます。ニーズ調査をこれまでやってまいりました。そして、シンポジウムも昨年7月に長崎会場、佐世保会場で実施いたしました。そういったことで側面的にしっかりと設置をしていかなければならないという立場に立って県としてやってまいりました。

先ほど申し上げましたように、不登校の児童生徒が増えてきたという状況を鑑みて、いわゆる不登校特例校と夜間中学校を抱き合わせた学校の設置といった点からすれば市町の方がふさわしいという考え方に立脚いたしまして、今後、そういった市町が出てきましたところでは、さらなる細かいニーズ調査ですとか、あるいは側面的な支援をしていきたいと考えております。

また、長崎県としては、令和何年度までということで期限を区切っているわけではないんですけれども、できるだけ速やかに設置の方向に進んでいきたいというふうに考えております。

【堀江委員】今日は現状を、今どういうふうになっているのか、私は文教厚生委員会は初めて

ではないんですが、私が不在の時にどんなふうに進んだかということを確認したくて、現状どうなっているのかということで質問させていただきました。

いずれにしても、夜間中学、私としてはニーズそのものはあるということで、長崎県としてもそれは設置をする方向。しかし、具体的に県が設置するのか、市町が設置するのか、そういうことも含めてどういう形でやるのかというのは、今、課長が言われましたように細かいニーズということも含めた上での判断になろうかと思っております。かといって、先延ばしにそうできる問題でもないというふうに思っておりますので、いずれにしましても、今後、注視をしてまいりたいと思っております。

もう一つは、肢体不自由生徒の教育条件整備について質問したいと思います。

県内の県立学校に、この4月、肢体不自由の生徒が入学しました。仮にAさんと呼びましょう。入学先は特別支援学校ではありません。関係者の方から支援員、いわゆる介護員と呼んだらいいのか、この支援員、介護員を増やしてほしいという声が私に寄せられました。それで私は先日、急遽、現場に伺いましてお話を聞かせていただきました。そして、Aさんの授業を見学し、関係各先生からお話を伺いました。Aさんの動線、登校して車椅子でどのように教室に行き、トイレの仕様がどうなっているかについて等々、もちろん昼食がありますし、体育がありますしというふうな形での下校までの動線についてもきちんと説明を受けました。

その中でお話をいろいろ聞かせていただきましたが、このAさんの入学に向けて学校現場では、いわゆる教員ほかということですかね、先生たちだけでなく、関係者のサポート体制を取り

入れているということをお伺いしました。1時間目の時には誰がつくという形で、昼休みも含めて誰が介助するかということがきちんとサポート体制ということで取り入れられています。もちろん、いわゆる非常勤講師の方もおりますので、介助とかやったことがないという、そういう不安も共有しながら研修をしたり、ミーティングを重ねて、このAさんに対する対応は最大限準備してきましたというふうな説明もいただきました。

しかし、昼休みもAさんに2人つくということから、先生たちにとりましても昼休みの確保が難しくなってくる問題。それから、対応が求められる生徒はAさんだけではもちろんありませんので、ほかの生徒への対応が削られる。そういう声もいただきました。

いずれにしても、サポーター体制というんですかね、それぞれが負担をしてAさんを支えるんですけれども、この負担が半分になればいいと思うというふうなご意見もいただきました。

そこで、質問なんですが、この県立学校から寄せられております、特別支援学校ではありません、支援員、介護員を増やしてほしいということに対する見解をまず答弁を求めます。

【石橋特別支援教育課長】委員ご質問のありました支援員につきましては、平成24年度から3校3名で開始しておりまして、現在、9校に9名の配置を行っております。

支援員の配置については、例年、複数の高等学校から配置希望が出されておりますので、全配置希望を視察し、優先順位をつけながら配置校を決定しているという状況でございます。

そのため、既に支援員を配置している学校や新規の学校への年度途中での配置は難しい状況にありますが、支援員の効果的な活用の在り方

を見直したり、近隣の特別支援学校から障害特性に応じた生徒への有効な支援の在り方などについて助言を行ったりするなどして、引き続き、特別な配慮が必要な生徒の状況を確認しながら、きめ細やかな教育活動を行いながら、現場の先生方に過度の負担にならないような支援方法を学校側と一緒に本課も教育委員会として考えていきたいと考えております。

【堀江委員】今の答弁の、きめ細やかな対応をしたいと、そういう立場に立っているということとは理解をいたしました。

今、9校で9名の方が配置をされているということで、私に取り上げたこの学校には支援員の方が配置をされております。だから、学校の要望としては、プラスもう一人欲しいということの、学校と言ったらおかしいですね、現場の方からは、そういう声もあるということを確認いたしました。

そこで、今、答弁の中で「年度途中」と言われましたね。このAさんの場合は、これは事前にこの県立学校に入学するよということが把握できていなかったのか、年度途中となったその経緯について簡単にでいいんですけど、なんで年度途中というふうになるのかということの説明いただけますか。

【石橋特別支援教育課長】先ほど委員ご指摘のAさんにつきましては、入学の可能性があるという状況は確認をしておりました。ただ、その時点でAさんの該当校については、支援員を配置するということが決定しておりましたので、そういった状況で同一校に2名といったところでは、県内のバランスや優先順位を考えた上では2名の配置ということには至らなかったというのが現状でございます。

【堀江委員】入学の可能性はあったけれども、

実際に支援員が1人配置をされているので、優先順位からしても、いわゆる希望してもなかなか支援員が配置できない状況から見て、この学校に2名配置をすることは難しいという判断の下で、答弁としては年度途中というふうになったと思うんですが、現状として、確かに2名配置をしてほしいということは、それは優先順位も含めて、ほかの学校との兼ね合いも含めて、現状として無理というのは答弁の中でありましたけど、私が現状としてという意味は、入学をしてきて先生たちがこれだけサポート体制を時間ごとにし、昼休み時間もして、とにかくAさんが登校してから下校するまでの間、いわゆる確実に支援員がいないと、教育条件といいますが、Aさんにとっては健やかな高校生活が送れないという状況は、やはり想定した時期と4月に現場になった状況とでは、私としては現場に担当の方が行かれていると思うんですが、そこら辺の認識はどうですか。いわゆる最初、入学の可能性があった、その時にはもうその学校には支援員がいるからいいんだと思った判断と、実際にAさんが入学をしてきてサポート体制をとらないとやっていけないという状況、これはそこまで想定をされていたんですか、認識は変わらないんですか、そこを教えてください。

【石橋特別支援教育課長】事前に入学前にお話をお聞きした時には、ある程度の支援が必要というのは、もちろん想定しておりました。しかしながら、学校側としましては、肢体不自由のある生徒さんの入学ということについては、初めての経験でもありますので、やっぱりどこまでの支援が必要なのか、どれだけの支援を、どこまでやっていけばいいのか、そういった判断がやっぱり難しかったのではないかと考えております。

必要な支援、あるいは自立に向けて支援を外していくということも必要になるかと思っておりますので、そういったことに関しての情報提供等については、近隣の特別支援学校や本課から出向きまして、その辺の本人に必要な支援、本当に必要な支援、あるいは繰り返しになりますが、外していてもいい支援、そういったことを検討しながら、現場の学校の先生方の過度の負担を軽減できればというふう考えております。

【堀江委員】改めて課長に質問しますが、過度の負担になっているという認識をお持ちなんですか。

【石橋特別支援教育課長】過度の負担といいますが、例年より授業数が増えたというご意見もいただいておりますので、そういった意味では負担が増えたというふうには思っております。

【堀江委員】負担が増えたイコール過度の負担になっているという認識なんですか。要するに、「過度の負担になっている」という答弁をしているでしょう。じゃ、過度の負担になっているという認識なんですかということに対して授業量が増えたということなんですが、私が質問している過度の負担になっているという認識をお持ちかどうかというのを、認識しているかどうかということだけ教えてください。

【石橋特別支援教育課長】過度の負担といいますが、私個人としては過度の負担というか、支援をしていく中での可能な範囲での負担だとは思っております。

【堀江委員】なんで個人の見解が出てくるのかな。要するに、特別支援教育課長として、Aさんが入学する前、そして、その学校は初めて肢体不自由の生徒を受け入れるということになって、いろんな不安もたくさんあった。実際にAさんが入学してきて、こういうふうにする

と思ったことと、その後、いろんなミーティング、研修も重ねながら、実際に特別支援学校の先生も交えた中で、どういう支援がいいのかということも随分やってきた中で、現状としては、現場の声としてというか、私に寄せられる声として、実際にお話を聞いた声としては、こういうサポーター体制を行っている、この負担がもうちょっと半分になったらいいなど、してほしいというふうな要望があるわけですね。そこには県の教育委員会として過度の負担になっている、そこまで負担してはいけないという、過度の負担になっているという認識があればこそ、じゃ、次どうするかということになっていくと思うので、入学前と、そして入学してからと、その認識がどのようになっているのかというのが、ちょっと私の中ではストレートに回答が得られていないように思うんですが、その点はどうですか。

【石橋特別支援教育課長】先ほどの繰り返しになりますが、入学前の状況、それと入学してからの状況というのでは、やっぱり状況は変わってきているのかなというふうに認識はしております。

また、先ほどの繰り返しになりますが、初めて特別支援の肢体不自由のある生徒さんを迎えたといったところで、どのような支援をすればいいか、そういった検討の部分では、やっぱり私どもの認識と学校側の認識に少しずれがあったのかもしれない。

【堀江委員】あと3分しかないんですけどね。私がここで質問するのは、やはり人的、それから財政的に、やはり確保してほしいというふうに思うんですよ。もちろん、年度途中であるということ、年度途中という意味は、言われたように、もうその学校には支援員の先生がいる

から、もうそれでいいと判断されたと思うんですが、実際は大変だというふうに私は思っております。先生としては、授業の準備もしなきゃいけない中で、実際にはAさんにつかなきゃいけないというふうな状況になってきたり、そこにはいわゆる非常勤の先生にもお願いをすることで、給食の時間であるとかというふうな形で、昼食の時間につくと、先生そのものの昼食時間を削る、昼休みの時間を削るということになるわけですから、そういう意味では、今の状態を正だとせずに見直していただきたいというふうに思うんですけど、この点については次長なり教育長なりはどのようにお考えでしょうか、最後に答弁を求めたいと思います。

【中崎教育長】私もこの案件を十分に把握しておりませんので、まずしっかりと現在の状況については私自身も確認したいと思っています。

ただ、今のお話を聞いておりますと、ハンディのある生徒が普通高校でチャレンジしてやりたいという、そういう精神、学びたい精神は、やっぱり尊重しないといけないと思っておりますし、学校側が入学を許可したということであれば、しっかり本人が学べるような体制はやっぱり努めていかないといけないと思っております。

4月の状況と今の体制の中で、どういうふうな状況の変化が起きているのか。そして、今の体制の見直し、あるいは特別支援学校のフォローで子どもをきちんと育むような体制がとれるのかどうか。じゃ、とれなかった場合はどうするのか、そこはしっかりと対応については検討してまいりたいと思っております。

【堀江委員】これはAさんの場合だけではないと思うんですけど、県立高校で学びたいと思っ

て入学した生徒たちが、その状況の中で思い切り高校生生活を送れるように教育状況をどうつくるかというのは行政の仕事だというふうに私は思っておりますので、どういう形でサポーター体制の軽減ができるのかということや、やはり知恵を出して考えてほしいということや、私は強く求めて質問を終わります。

【千住委員長】ほか、質問はありませんか。

【堤委員】「学校の働きがい改革2023」ですが、先ほど示されましたけれども、教職の魅力発信ということやいろいろ書かれているんですが、学校現場の大変さというのは、やっぱり人を増やすことと業務量を減らすことに尽きると思いますので、魅力発信というのは、なかなかちょっと厳しいかなと思っています。

それから、ドーナツみたいなもの下の6行ですかね、「ユーチューブでの」というところの4行目に「生活の様子を発信すること」にありますが、「に」は要らないんじゃないかなと思います。

「夏休み充電宣言」というのが別紙にあります。年休取得の促進、それから承認研修の充実というようなことがあるんですが、この「夏休み充電宣言」が出されてきた経緯というか、そのところを教育長にお聞きしたいと思います。

【中崎教育長】きっかけというか、私も教育現場をよく知らない時期に、いろいろ先生と話した時に、夏休みは子どももいないので、あまり学校に出てないんじゃないかとちょっと思っ

そうしますと、昔というか、私が子どもだった頃は、夏休みは先生は自宅研修というような形で、夏休みは自宅で2学期の準備であったり、自宅でできる研修であったり、そういうふうなスタイルをやっていたということですが、なかなか家に先生がいるのはいかがだろうかとか、そういった保護者等のご意見もあって、これは全国的な話ですが、自宅研修がなくなって、そのかわり承認研修というのが設けられたというような経過を聞いたところでございます。

ただ、この承認研修というのは校長が認めて、いわゆる学校外で研修をするということなので、やっぱり先生が家にいたことに対する批判もあったので、全国的になかなか承認研修というのが使われてないというような状況もお聞きしました。

そういう中で、現状、先生のなり手不足という話もありますけれども、やっぱり先生が元気にならないと、なかなかまた先生のなり手もないんじゃないかと。そして、生き生きと働く先生の一つのスタイルとして、休む時はしっかり休んでもらって、そして、また学期が始まれば子どもに向き合った、そういった時間をつくっていくというのも一つの選択肢としてあるんじゃないかという中で。

そうしますと、今申しましたように、夏休みの中で休みを取ってもらう、あるいは承認研修でここに書いておられますとおり、これは学校から言われてやるような研修ではなくて、先生自ら考えて、例えば県民大学の講座に行くであるとか、あるいは地域行事に参加するであるとか、また、これを市町の教育長の皆さんと話した時に、そうであれば、そういった承認研修があれば、出身じゃない先生もおられるので、できた

ら市町の歴史とか文化とかわかるような資源を市町も提供するので、それに先生も参加してもらったらどうかというような、そういったご意見もいただいたところでございますので、この承認研修を有効に活用して、そして先生も自分磨きをしてもらって、そして、それをまた子どもに還元すると、そういうふうな仕組みがとれないかということで、今回、「夏休み充電宣言」という形で組み立てをさせてもらったところでございます。

【堤委員】このことについては、先日の千住議員の一般質問の答弁でも言われて、長崎新聞にも記事が載ってたんですけど、その中でもやっぱり承認研修を全国自治体に先駆けて推進するとか、承認研修について全国でも普及していないとかってあるんですが、以前は承認研修という名前ではなかったですけども、自宅研修ということで学校を離れたり、自宅もありますけれども、いろんなところで自主研修を取り組んで計画書を出して、そして、それを承認してもらって取り組んだ結果を、昔はB4だったんですけど、報告書を書いて、長期休業だったら添付資料をつけてと、そういうことで研修されてきたのが、学校週5日制が導入されてから、どんどん縛りがかかって忙しくなって、皆さん、できにくくなった。でも、やっぱり自覚がある人は意図的にしっかり研修をやることは大事なんだということで取り組んでいらっしゃったし、私も取り組んできた一人です。

だから、全国に先駆けてと、そうかもしれないけど、全国でも普及してないんじゃないかと、以前は普及してたんですけども、今できなくなってしまったんだと、ちょっと新聞の記事はおかしいなと思っているんです。

それと、もう1年半前になりますけれども、

令和3年11月定例会の一般質問で、このことを私は取り上げました。承認研修の充実ということで取り上げたんですけれども、2021年12月3日ですけれども、「長期休業中の承認研修の充実」ということで、「教育公務員特例法に基づく自主研修の充実に向けた取組」ということで、法律の21条に「絶えず研究と修養に努めなければならない」、22条には「研修を受ける機会が与えられなければならない」、2項で「教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と。この2項が十分に生かされていないというお話をしました。

授業がないからこそ、普段できない研修ができる。図書館とか美術館、博物館、フィールドに出て自然観察をしたり、史跡を見学したり、あるいは美術の先生だったら作品の制作に取り組んだりとか、それから海外研修、語学研修、見分を広めたり、力量をつけたり、夏休みは様々な民間の教育団体の大会などもありますから、研修会とかもありますから、そういうところに参加して力量をつけたり、そういうことをもっとやるべきではないかということ。

教員というのは、常々、教育技術を高めたいと思いつつながら、時間がなくて、忙しくてなかなか取り組めない。それを夏休みにしっかりやることで、まず一番は教材研究だと思うんです。自分の教科の研究、小学校だったらいろいろありますけれども、教科の研究を深める。そのことで9月になってから子どもたちの前に出た時に、子どもたちが目をきらきら輝かせてしっかり取り組んでくる。やっぱり学ぶ楽しさとか、わかるおもしろさとか、そういうものを味わわせることができる。そうすると手応えがあるということで教員自身も自信がついて、もっとも

っと頑張ろうというモチベーションの高まりにもつながります。ひいては学力の向上につながっていくと、そういうふうに思っています。

だから、この承認研修はしっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、ここに示してあるケース、例というのは、考えられる例が非常に狭いなと思っています。もっともっと幅広い研修ができますし、そういうものを所属長が承認するということになりますから、校長がどういう研修をするのかというのを聞いて、しっかり認めて承認研修ができる環境づくりを進めていただきたいと思っています。

それから、年休の9月1日を起点とするというのは、他県で何年も前から行われていて、これは大変画期的なことだと思っています。1月1日から、歴年だと、12月に余っていても冬休みは期間が短いので消化しきれない。夏休みとかに使ってしまうと後半が不安だという人たちが多いと思いますので、しっかり休養して、そして、夏休みの間に充電をして、元気に9月からまた教壇に立つ。そのことがメンタルに対しても本当にいい効果をもたらすと思います。そういう承認研修にしていいただきたいと思うんですが、そのことについて見解があればお願いしたいと思います。

【中崎教育長】まさにご指摘のとおりだと思っております。堤委員が言われた趣旨で取組を進めたいと思っております。

これは例として書いておりますので、まさにご指摘のあったように、先生自ら考えて、こういったことをやりたいというのは幅広に酌み取っていきたいと思っております。特にそれを承認します校長先生の考え方が大事なので、これは文書だけじゃなくて、なぜこういう充電宣言を設定したのかというようなことも市町教委、ある

いは承認する校長先生にもしっかり理解をしてもらいたいと思っています。

これはあくまでも、働き方改革というのは、学校文化のところを、今までもいろんな改革をやってきておりますけれども、やっぱり見直すべきところは見直していかないといけないと思っていますので、その一つの象徴としてというような意味もございます。

今、お話にありましたように、休むところはしっかり休む、考えるところはしっかり考える、そして先生がしっかり充電してもらって、子どもと向き合う時にしっかり向き合ってもらうような時間を設定していく。そのような方向に市町教委、あるいは学校とも一緒になって進めてまいりたいと思っております。

【堤委員】ありがとうございます。この承認研修になぜ取り組むのか。やっぱり先生たちが元気になって子どもたちの前に立てるように、力量をつけて、自信を持って、指導力を上げて、そして、わかる授業が展開できるように。そして、そのことがひいては学力向上につながるんだ。そういうやっぱりやりがいのある教育現場にすることが、やはり魅力ある仕事というか、職場というか、教職を目指す人たちが、自分もそんなふうな仕事をしたいというふうになってくるというか、時間はかかると思うんですけども、本当に承認研修を認める校長が、やっぱりしっかりこの意義を理解して取り組んでいってもらわないといけないと思いますので、そのところをしっかりと伝えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一つ、県教委は、ふるさと教育に熱心に取り組まれていると思うんですけども、小学校4年生ぐらいで、例えば国語の授業で「伝統工芸のよさを伝えよう」とか、社会の授業で「郷

土の伝統文化と先人たち」という單元があるわけですね。教科書の会社によってちょっと違うかもしれませんが。

そうすると、例えば市立図書館などに学校から、そういったものに関連する資料を貸し出してほしいという要望が来るわけです。それで一生懸命探して学校を支援するわけですが、なかなかそういう資料がない。大人向けの資料はあるけれども、小学校4年生ぐらいが読んでわかるような、小学校3年生ぐらいまでの漢字が使ってあったり、あるいは漢字にルビを振ってあったりとか、そういう資料が非常に少ないと言われています。

日本の歴史学から例えばパソコンで検索して、いろんなことを調べることはできるかもしれませんが、郷土の歴史という、なかなかそういうところでは行き着かないということで、そういった資料を、郷土の歴史、文化などを学べるような教材というか、本というか、そういうものが必要なのではないかと考えています。

ぜひそういうものに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【加藤生涯学習課長】子どもたちのふるさと教育を進めていきたいと思っております。それは学校だけではなくて、様々な図書館も連携しながら進めていくことが必要なんだろうと思っております。

特に、郷土の資料といたしましては、市や町の教育委員会が小学校3年生、4年生用の資料なども作って子どもたちに提供したり、また、ホームページで公開したりということを行っております。

今いただいたご意見につきましては、私ども、今後、次年度からの「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」の作成に取り組んでまいります。

その中にぜひふるさと教育という視点も入れながら、どういったことができるのかということについても今後検討していきたいと思えます。

【堤委員】市教委などで作成されたりする資料だけで足りないから、やっぱりそういう声が上がってくるのであって、子どもたちが授業の中でそういうことに取り組む、じゃ、調べ学習をしようという時に、資料がなかなか足りない、やっぱり学ぶ意欲をそいでしまうというか、適切な資料があれば、どんどん自分たちで調べてレポートを作ったりするわけですね。そういうのがやっぱり本当の学力ではないかというふうに思っていますので、そういう視点からもぜひ取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【千住委員長】審査の途中ですけれども、一旦休憩をとりたいと思えます。

15時20分より再開いたします。

午後 3時 6分 休憩

午後 3時18分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご質問はございませんか。

【深堀委員】先ほどの堤委員の質疑に少し絡むんですけれども、「学校の働きがい改革2023」、それから、部長説明資料の中でも長時間労働の是正について触れられています。

そこで、まず確認をしたいのは、文部科学省が実施している2022年度の教員勤務実態調査結果というのが公表されていますけれども、その中で月45時間超過の教職員のパーセンテージが、新聞の記事では64.5%、中学校では77.1%というのが、これはマスコミ報道で確認しています。先般の別の報道では長崎県下の公立小中

学校の月45時間を超える副校長・教頭の割合が50.9%で、ほかの教職員を大幅に上回っておりという記事を見えています。

実際に、これまでもいろいろ質疑があっますが、長崎県内の公立の先生方の小学校、中学校における月45時間以上の比率というのは、長崎県の実態としてはどうなっているのかをまず確認したいと思えます。

【谷口義務教育課人事管理監】時間外勤務45時間超え職員の状況ですが、令和4年度が小中学校合わせて18.1%でございます。令和3年度が20.3%、そして令和2年度が28.1%ということでありましたので、徐々に改善の状況にあると思っております。

【深堀委員】ということは、私が見た報道の実態とかなり、長崎県内においては低下してきているということの理解でいいですか。

【谷口義務教育課人事管理監】全国と比較しますと、長崎の状況は、いい方向であるというふうに思っております。

【深堀委員】これは非常にいいことだと思うし、これまで教職員の方々の長時間労働を是正するために県の教育委員会も、そして、各市町もいろいろ取り組んだ成果であろうというふうに評価をします。

その一方で部長説明資料といいますが、それから、働きがい改革を見ても、実際に意識を改革したり、働き方を変えていくと言いながら、具体的にどの業務量を削減していったのか、人をどれだけ増やしきれたのか。先ほど堤委員とのやり取りの中で言われたと思えます。今の非常に厳しい教職員の方々の働き方を変えるということは、業務量を減らすか、人を増やすか、そういった声は実際に現場の声としてはあるわけであって、そこがなかなか見えないので、先

ほど、令和2年以降、45時間を超える先生の数の率が減ってきたというふうに報告がありましたが、具体的に業務量をどういった施策で減らしてきた成果なのか、そのあたりがもし紹介できれば教えてください。

【谷口義務教育課人事管理監】様々な対策を講じながらやってきたわけですが、これまでも例えば教職員の担うべき業務に専念できる環境の確保ということで、教職員の業務の見直し及び改善については、当然ながら、市町教委と一緒に改善の協議をしてきました。部活動においても、週2回の部活動の数値目標を設定したり、その指導を徹底してきたところでございます。

さらに、45時間超えがまだまだ多いというふうに認識しておりますので、その改善を図るために、今年度、新たな取組としましては、教頭が超勤の割合が一番多いわけですが、その教頭の業務に焦点を当てて定時退校日の設定を増やしたりとか、または学校におけるPTA活動、地域における行事であるとか、そういったものの一体的な見直し、そして連携を図りながら改善していきたいと思っております。

【深堀委員】幾つかありました。その中で、この資料の中にもありますが、定時退勤とか、それはもちろんいいんですけど、先ほど全国の話をしていましたが、その時の2022年度の調査の中で、持ち帰り時間、結局、学校は退勤されるけれども、持ち帰り時間が平日の1日当たり小学校で37分、中学校で32分という数字が調査の中でも明らかになっているわけですよ。

だから、長崎県が今45時間を超える先生の比率は下がってきたということで報告が来ています。しかし、裏を返せば、もしかしたら持ち

帰り時間が増えているかもしれない。そういうことだって考えられるわけです。定時退勤といえば、それは先生方も、それはするかもしれないけれども、結局は業務量が減ってなければ持ち帰ってしている可能性だってあるわけですね。そのあたりをどう見るか。

だから、持ち帰り時間というのを長崎県内で把握しているのであれば、それがどれだけあるのか、わかれば教えてください。

【谷口義務教育課人事管理監】その部分についての具体的な調査による数値というのはないわけですが、おっしゃるように、業務の量が減らなければ、勤務時間がいくら少なくなっても根本的な改善にはつながらないと思っておりますので、我々としてしましては、基本的には学校以外が担うべき業務はどういったものがあるのか、また、学校の業務だけでも、必ずしも教員が担う必要のない業務というものもありますので、そういったものはどういったものがあるのか、教員の業務だけでも負担軽減が可能な業務はどういったものがあるのか。こういったものを洗い出しながら分業できる、または外部に委託できるものは、そちらに移しながら、全体的な量というものを調整しながら時間を同時に削減をしていくという取組をやっているところでございます。

【深堀委員】今おっしゃられたとおりだと思います。今、終わったわけじゃなくて、これからもそういった業務を洗い出しながら、いかに削減できるのかということこれからずっと模索して欲しいなということは、これは要望しておきます。

そういったものが、結局は志願率の低下率とものすごく関係があると私は思います。だから、やっぱり優秀な先生方にどんどん手を挙げて

らって入ってきてもらう。そういったことをするためには、やっぱり働き方改革というか、職場環境の整備というのは絶対必要だと思うので、ぜひその取組をお願いしておきたいと思います。

もう一つです。特別支援学校に関わることで、特別支援学校における図書室の設置状況です。

これは全国の話なんですけど、特別支援学校の1割で図書室が未設置だという調査結果を先般目にしました。文部科学省が2021年に公表した調査、学級数や学校種別に応じた蔵書数の目標、学校図書館図書標準というものがあって、そこで例えば公立学校の達成率は、普通学校の中学校では61.1%なのに、特別支援学校の中学部では3.6%という大幅な格差があると。特別支援学校で図書室を設置していないのが約1割あるという記事を目にしました。

長崎県内の特別支援学校における図書室の設置、そして蔵書数が標準に達しているのか、いないのか、そのあたりをお知らせください。

【山崎教育環境整備課長】特別支援学校でございますけれども、17校中13校に専用の図書室が設置されておりまして、未設置校4校についても、会議室等と兼用して図書の閲覧等ができるように整備されているところでございます。

【深堀委員】設置に関しては、今の報告でいけば整備はされている。で、私がもう一つ聞きましたね、学校図書館図書標準に達しているのかどうか。

【山崎教育環境整備課長】統計の年度がちょっと古いんですけども、令和2年3月末の学校図書館の標準冊数等の達成状況でございますけれども、特別支援学校は23.1%となっております。

【深堀委員】特別支援学校における図書標準の達成度合いは23.1%。これは通常の中学校等で

はどうなっていますか。

【加藤生涯学習課長】私どもの令和2年度の数値といたしましては、小学校が64.0%、中学校が57.0%となっております。

【深堀委員】ありがとうございます。何が言いたいかというと、特別支援学校での図書標準の達成度合いが一般と比較して、今、報告があったとおり、格差があるということですよ。ですから、そのあたりは学校の広さとか生徒、児童数が増加してきているというようないろんな要素はあるんだけど、そこは特別支援学校も一般の学校と同じような図書標準を達成するようにやらないと、そこはいけないと思うんですよ。そのあたりをどういうふうに教育委員会として考えてあるのか、その意気込みというか、考えを教えてください。

【山崎教育環境整備課長】特別支援学校の蔵書数を充実させるための取組ということでございますけれども、資料を充実させるためには、やはり予算的な措置が必要だというふうに認識しております。基本的に学校の運営費の中に図書費についても充当しているところでございますけれども、各学校においても、きちんとその充当された図書費の中で整備をしていくように指導してまいりたいと考えております。

【深堀委員】最後にします。今、課長がおっしゃられたとおりだと思います。

全国の状況と比べた時に、先ほど報告があったのは、本県においては、頑張って特別支援学校の図書に関して努力されているということは、数字としてはっきりわかったんで、それはそれとしていいんですけど、どうしても一般との格差ということが目についてしまうので、限られた財源の中で難しいのかもしれませんが、ぜひそのあたりを注意しながら進めていただき

たいなということ要望して、終わります。

【千住委員長】ほか、質問ございませんか。

【山本委員】既に質問が出ているので追加みたいな話になるんですけれども、今、深堀委員の話の中で、私も持ち帰りの話を聞くんですね。パソコンで出退勤管理はしているので数字上は退勤をしているだけけれども、あるいはノー残業デーであったり、そういうふうな形で進めているだけけれども、やっぱり持ち帰りという実態がどうもあるようだというふうに聞いております。

先ほどご答弁の中で、調査は特にしていないと。もちろん業務量を減らさないと解決しないという話ではあるんですけれども、県警察でも残業はないと認識しているというふうな答弁があっているみたいですので、ここの持ち帰りというのは、どういうふうにやるかは別として、やっぱり調査をすべきだろうというふうに思います。何時間か、どうしても残業せざるを得ない、実質的に残業しなければいけないという状況なんだろうから、それを踏まえた上でどういうふうに減らしていくのかということを考えるべきだろうというふうに思いますので、この持ち帰りについての調査をぜひ何らかの形でしていただきたいと思うんですけれども、まず、その点ご答弁をお願いします。

【谷口義務教育課人事管理監】教員の業務というのが、教材研究にしても、自分磨きにしても、どこまでやればいいのかというところ、制限なく、限りなくという部分はあります。ですから、持ち帰りの部分については、どういう内容で持ち帰っているのかということまでしっかり検討させていただいて、確かに委員がおっしゃるように、その部分について把握した上で対策を講じていく必要もあると思っておりますので、検

討をさせていただきたいと思っております。

【山本委員】ぜひよろしく申し上げます。実質的な残業にならないようにということ。また、持ち帰りというのは許可制だろうと思うんですよ。そういうことも踏まえて調査をしていただいて、ほかの取組については一生懸命やっていらっしゃるの理解しますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほどの宮本委員の話の中で、いわゆる臨採とか常勤とか非常勤という話がありましたけど、そういう方の、今、受験生が減っているという中で、ということは臨採の方も減っているだろうと思うので、いろんな形でお休みになられた先生の代用を含めて、手配に非常に苦慮されているというお話を聞いています。

そういった中で、すみません、臨採と呼ばせていただきますけど、臨採であったり、講師であったり、そういうふうなのが、結局、その方の負担が重くなってくる、その人たちがフルタイム、残業があるかどうかわかりませんが、フルタイムで仕事をしていると、その年の採用試験にとって非常に不利になるというふうな形があるというふうに聞いています。

先ほど、3年間常勤したら一次試験、いわゆる一般教養試験が免除になるという話も聞きました。ちょっと細かいところはわかりませんが、結局、日常の仕事の中で受験勉強の時間をとられてしまう、それによって受験自体が不利になるというふうな状況が実際にあるのかどうかをまず確認させていただきたいと思えます。

【谷口義務教育課人事管理監】確かに、臨時的任用の職員については、子どもたちのために一生懸命頑張る先生ほど勉強する時間がないというのはあるかと思えます。

ですので、文科省も「教員採用等の改善について」という通知の中で、個性豊かで多様な人材を幅広く確保していくため、筆記試験の成績を重視するよりも、人物評価重視の方向に採用選考の在り方を一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化の観点から、教員採用等について積極的な改善を図っていくことが必要であるというふうな方針も示されておりますので、この臨採の採用試験の免除については、先ほども高校教育課人事管理監からも話がありましたが、引き続き検討させていただきたいと思っております。

【山本委員】ありがとうございます。モチベーションにもなると思うんですね、一生懸命、常勤なんでしょう、非常勤なんでしょう、いわゆる臨採という形で先生と変わらないような形で一生懸命やっていたら合格しますということでは駄目だと思います。それだけの時間を要しているわけですから、その分を試験の中で考慮していただくというふうな形、先ほど、二次試験の時に実体験が非常に有利になる。それは当然だろうと思うんですけれども、それだけ現場で素養を磨かれた方ということになるかと思っております。当然、最低限の一般教養的なものは必要だと思いますけれども、そういったご配慮をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、3つ目が、これは私の感想に近いんですけど、夏休み充電宣言、すごくいいことだと思いますし、教育庁の新しい取組でいいと思うんですが、私が2、3の教員の方から聞いた時に、思いと違って、研修、研修というのが前面に出て、年休を取って研修しろというふうに受け取っているように聞こえたんですね。

ですから、おっしゃっている意味はわかるし、

休みをしっかりと取ってくださいよ、それから従来の研修以外に幅を広げるような研修をしてくださいという教育長の思い、私は理解するんですけれども、ぱっと見た時に現場の先生にそれが伝わっているのかなというのがちょっと心配なところがありました。しっかり休んでよと、しっかり研修をしてよというふうなメッセージがうまく届けばいいなというふうな感想を持ちましたので、これは感想だけ述べさせていただきます。

最後に、県立高校の今の定員に対する充足率、それから、今年度の入試における入学定員と実際の入学者数を把握しておられればご開示ください。

【直塚高校教育課企画監】まず、県立高校の充足率についてのお尋ねでございますが、平成30年度と令和5年度を比較しながら申し上げたいと思います。平成30年度の充足率が88.9%、令和5年度が7.8ポイント下がりました81.1%となっております。

本県の充足率の特徴でございますが、特に離島・半島地域の充足率が低うございまして、離島地域につきましては、平成30年度が68.2%、令和5年度が59.4%と約8.8ポイント減少しております。半島地域につきましては、80.5%から65.7%と、約14.8ポイント減少するといった、特に半島部の充足率の減少幅が著しく大きい状況となっております。

【山本委員】それと、今年度の入試における定員と入学者数というのはわかりますか。

【直塚高校教育課企画監】令和5年度の定員につきましては、県立の高校で申し上げますと、令和5年度が8,640人が定員でございます。それに対して入学者数が7,011人となっております。定員に対する充足率は81%になります。

【山本委員】ありがとうございます。実は同じ質問を昨日、学事振興課の審査の際に私立高校の数字を問う形で質問させていただきました。その時に今年の入試は、定員が4,090人に対して入学が3,900人、95%なんですね。もう一つ、定員の充足率が、これは令和元年度が88%、令和5年度が89%ということで、この間、私立の方は上がっている。人数もほとんど変わらないです。子どもが減っている中で令和元年度と令和5年度の私立高校に通っている生徒さんの数があんまり変わってない、実質増えているという形になるんだろうと。

先ほど、半島の充足率の減少の話がされたんですけども、よく言われる令和2年度からのいろんな支援制度の拡充によって、それは確かにあると思うんですけども、それ以外にも要因があるのではないのかと。私立高校は死活問題ですので、非常に魅力を上げたりとか、募集を強化されたりというふうなところで、かなり営業努力をされているんだろうなというふうに感じています。

そういった中で、私立に学ぶべきところがあるのではないかというふうな話を昨日、私立の方に言ってもしよがなかつたのかもしれないんですけど、学事の方で話をしました。そのところ、今度、教育長が代わられて公私連携というんですかね、そういった取組を始められているというふうに聞いています。そういうのを、今までもし壁があったとするならば、先生同士もそうですし、これはもう学力だけでなく、スポーツも含めて、そういったそれぞれの取組を共有して、県全体としてレベルアップをしていくような取組がぜひ必要ではないのかというふうに私は感じているんですけども、これは教育長、いかがでしょうか。

【中崎教育長】昨日、総務部の審査の際にそういう議論が少しあったこともお聞きしております。

公私連絡協議会というのが年度の初めにあるんですけども、過去のテーマを見ますと、やっぱり公私で取り合いというか、7対3というルールがあって、その数字だけが独り歩きして、例えば、子どもの数が減っているから県立の定員を減らした方がいいんじゃないかとか、そういった数の議論が長年行われていたというようなことも議事録で確認したところでございます。

ただ、私が教育長になって本当に思うのが、今、人口減少が非常に厳しくなってきました。子どもの数が潤沢にある時は、そういうふうな議論もよかったのかもしれませんが、今から本当にどんどん子どもが減ってくる中で、県立は当然県立でございますし、私学の方も一定、県の財源を投入しながら出している学校でございますので、そう考えると、それとそもそもの建学の精神でやる私学と、我々は離島・半島を含めて一定の教育水準を保つというところで学校経営をやっていますので、それを一律同じにして、そして7対3というような議論をするのはいかがなものかというような話をそういった協議会の中でしております。

やっぱりこうやって減る中でいくと、今後、長崎の子どもたちというのは、一度出てしまうと、なかなか戻ってこないという状況がある中で、やっぱり教育分野としてもしっかり人口減少に向き合わなければいけないと思っております。それは一つはふるさと教育であったり、あるいは地域が求める産業人材の育成であったり、そういったことを考えますと、子どもたちの学び、これは公立が上、私立が上ということではなくて、それぞれの特色がある中で、逆に保護

者から見れば選択肢も広がるというようなことでございますので、思いはしっかり共有した上で、そして、例えばICTであるとか、ふるさと教育であるとか、お互い共有するところは共有する、あるいは高校スポーツというのは公私の長崎の魅力でございますので、そこはお互い水準を高め合うことによってスポーツを学ぶ子が外に出て行かずに県内を選択する。

多分、いろんなケースがあると思いますので、そういった思いを共有した上で、あとはそれぞれの特色の中で切磋琢磨していけばいいんじゃないかというような話をした時に、7対3にこだわるんじゃなくて、さっきのお互いのいいところ、あるいはお互い学ぶべきところをしっかりと情報共有しながら、長崎県のために公立、私立の魅力をかみ合わせながらやっていこうというような話も今年度したところでございますので、そういったところも総務部と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

【山本委員】ありがとうございます。まさにそういうことなんだろうと思います。今、定員が8,640人と、これは説明資料にもあるんですけども、私立が四千九十何人だと思えますけれども、その段階で1万2,600人ですから、ここにあるような県内の卒業生の数より既に多いわけですね。私立の場合は特に県外からもというふうなことでとってくるんだろうと思うんですけども、そういう状況も踏まえた上で、7対3というのは比率が残って、それはそれでなんとなくそのくらいの感じというので構わないと思います。

そういった意味で、全国において長崎県がどういう位置にあるのかということを知った時に、学力であったり、スポーツであったり、そういったことは全体としてレベルアップをし

ていく。

そういう意味で、私学の校長先生たちともお話をしましたけど、ライバルだけど、いい意味で切磋琢磨されているということを感じましたので、そこをぜひ、できない部分もあるかもしれないけれども、県立と私立の垣根をできるだけ崩して全体のためにレベルアップを引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問はございませんか。

【湊委員】これからの離島留学検討委員会に係るアンケート結果を見て質問がございます。

質問4と質問5がございます。「離島留学生の支援について十分でないと感じられるもの」、「里親さんへの支援について十分でないと感じられるもの」、そのこの答えの大部分が「その他」になっております。「その他」の答えは、各ページの下部の四角の中がその他なんでしょうか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】そのような形で理解していただいて構いません。

【湊委員】コメントありがとうございます。これで回答が「その他」が大部分になっておりますので、今後のアンケートを改善、この選択肢を増やすなど改善する予定はあるのかどうか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】事前にアンケートの設定をいたします時に、この質問項目については恐らく多岐にわたるだろうというような想定はしていたところでございました。そういった中で、特に多いだろうという項目をここに並べたわけですけれども、結果的には「その他」のところが多かったと。

私たちの分析としましては、結局、「その他」

に丸するだけではなくて、その特記事項の欄に、これだけたくさんの方のことを書いていただいたということは、それだけ改善の要望が非常に強いんだらうというふうに理解しております。

今後また同様のアンケートを取る場合は、いろんな工夫を考えてまいりたいと思っております。

【湊委員】ありがとうございます。制度の改善は、島で暮らす人たちや学生、そして教職員の皆様の声がしっかり反映されれば、もっといい制度になると思いますので、どうぞ取り組んでいただけると幸いです。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【千住委員長】ほか、ございませんか。

【吉村委員】一巡目もしておりませんでした、最後に1点だけ、もやもやが残っておりますので。

さっきから堀江委員の普通高に障害のある方が入って、それを支援する支援員の関係ですけど、先ほどの答弁で9校に9人配置をしてあると。これの現状の説明をちょっとお聞きしたいんですが、その9校に、それぞれいろんな形はあるのでしょうか、障害のある方が入って支援員を配置されておるのか。また、それが100%ではない。まだ要望は多いんだという話の中で、まだ配置できとらんけど、そこには要望が上がるということは、その対象となる生徒がいるのかどうか、そこら辺、まず状況をお知らせいただけますか。

【石橋特別支援教育課長】現在、9校に9名、配置していると申し上げましたけれども、昨年度の段階で20校の高等学校から要望がっております。その中で20校全てを視察しまして優先順位をつけて配置をしたという状況でございます。学校によっては肢体不自由のある生徒さ

んがいらっしやったり、あるいは発達障害等のある支援が必要な子どもさんが多数在籍している学校、そういったことの視点を持って配置校を決定しております。

【吉村委員】20校もあるというのを聞いて、私は知らなかったのでびっくりしておりますけど、そこに1人じゃなく複数人の生徒がおるとか、それで、そこに支援員をどのような形で配置するのかとか、そこら辺、入学を許可するという話があったですね、さっき。許可するからには、それなりの対応ができるという体制をとっとかんばいかんと思うんですが、そこがとれないのに入学を許可するのか。そこは本人の意思もありますね。特別支援学校に入学すれば体制は整っておりますよとなるのかもしれませんが、普通の学校に行きたいんだと、それで、それを許可しますと言った以上は、それをちゃんと面倒が見れるような環境を整えてやらんとかんばいかんと思うんですが、そこら辺についての考え方は現在どうなっておりますか。

【田川高校教育課長】入試の段階でのお尋ねでしたので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

入試の段階では、合理的配慮の申請ということで申請書が出てまいりまして、当該生徒がどのような生徒であるのかということは、聞き取り調査を学校の方とも丁寧に行いながら十分に協議をし、そして、入試の段階でどのような配慮が必要なのか。そしてまた、入学後、どのような配慮が必要なのかということも含めまして協議をまいった次第でございます。

協議の中で、既に支援員が1名配置されているということ。それから、お母様の要望で自立をさせていきたいということで高等学校をご希望されたというようなこともございました。

です。入試等含めまして、そういった協議もさせていただいたという現状でございます。

【吉村委員】さっきも個別の感じでのやり取りだったので、一般化して聞いているので、県の考え方として、そういうところに要望があって、そういう合理的配慮の申請とかを入試の時にされるのか知らんけど、入っていいですよと言うからには、それなりの体制整備をして受け入れてやらんといかんのじゃなからうかと思うんじやけど、それについて県の考え方はどうかということですよ。それを答えていただけませんか。

【田川高校教育課長】実は、私たちが想定した段階では、支援員が1名ということと、合理的な配慮の内容ということで整合性が取れるのではなからうかというふうに思っていたところですよ。けれども、実態としましては、結果、当該校の先生たちがしっかり手厚いサポートをされているというような、そういう状況の中で今回のような声が上がってきたというふうに理解しております。

【吉村委員】今の答弁はちょっとあんまりよろしくないね。そういう先生たちの善意によって助かっておりますなんていうことを言うたらいかんやろう。ちゃんと体制を整備せんばいかんじやないかと言ひよるんだから、それに対して答えてもらわんと。

だから、さっきも言ったように、20校から申し出があったという話を聞くと、まだそういう対象となる生徒がある学校があるけど、支援員の配置ができてない。そこら辺を、もうそれではしょうがないと思うのか、どう考えるか、これは法的に縛りがかかるのか、かからんのか、県の裁量でどうかなるのか、そこら辺ちょっと詳しく知りませんが、さっきのやり取りを聞いた限りは、やっぱり体制を整備するという

ことが非常に大事なんじゃないかろうか。20校ある、そして、さっきの例でいくと1人では足りないとなる。そして、学校の先生方が協力してくれるので助かっておりますなんて答弁をするけど、足りないなら、その支援員を2人、やっぱり配置してやらんといかん。それが許可する側の義務ではないかと考えるけど、そこら辺はそこまではできないんですよと言うてしまうのかどうか、そこら辺どうですか。

【石橋特別支援教育課長】現状で20校全てに配置するというところは難しいところがございますけれども、近隣の特別支援学校から支援の仕方等について研修を受けながら、先生方の負担にならないような、子どもにとって有効な支援の在り方を検討しながら、学校で受け入れられるような合理的な配慮を提供していくといったところは方向性として持っております。

【吉村委員】今、考えは持っておりますというけど、支援員の配置ということで持っとるわけじゃないわけね。先生にも協力してもらってどうかその場を切り抜けようとするだけじゃなからうかと聞こえるんやけど、そうじゃなくて、例えば予算も要ることで、これが予算組みについて財源が必要になってくるけど、そのうちこれは一般の教員みたいに国がある程度見てくれるのか、県がどれくらい負担せんといかんのか、そこら辺ちょっとお聞かせいただけますか。

【石橋特別支援教育課長】現在、支援員の配置につきましては、地方財政措置が措置されておりますので地方財政措置で今配置をしているということになります。

【吉村委員】地方財政措置で100%ですか。

【石橋特別支援教育課長】はい。

【吉村委員】100%ということで聞くとすれば、その配置人員に何かの縛りがあるんですか。20

校から言うてきとるなら、そんなら最低でも20人要るんですよ、国に言って予算を配分してくださいよと言ってすぐとれるものか、とれないものか、それを教えてください。

【石橋特別支援教育課長】現在も国の財政支援の充実が図られるように政府施策要望はしているところでありましてけれども、なかなかその拡充といったところまでは至っていないといったこととなります。

【吉村委員】そしたら、結局、100%見てはくれるけど、それが人数は何人でも言えば配分してもらえるわけじゃなくて、一定の上限があるということで考えればいかんとなると、本当に必要な人数はこうなんですよとした時に県の責任はどうなるかと考えるわけですよ。県単独でもそれに追加措置をして満足させるようにせんばいかんとかなと思ったりしますが、そこら辺については考え方を持っておりますか。

【石橋特別支援教育課長】全ての学校に支援員を配置したいという考えはもちろん持っておりますけれども、そこでの学校のバランス、あるいは生徒の状況の確認とか、そういったことも含めてできるだけ多くの学校に配置したいという考えは持っております。

【吉村委員】思いはわかりました。現実に対応として、そうやって学校の先生方の負担が増えるということについては、やっぱりいかんのやろうかと、状況としては、だから支援員の配置をきちっとやってもらわんばいかん。まだまだ足りないという状況の中で次善の策というかね。だから、要望に100%は応えられませんかと言うべきところもあるのか。やっぱり行きたいと言うところに行かせたいので、それを聞き入れて体制を整えるのかというところの判断になるんだろうと思うけど、やっぱり入った以上、手が

要るとなる以上は、そこに必要な人員の配置というのは、今後、具体的に考えていかんばいかんと思いますけど、いかがですか。

【中崎教育長】今のご質問は本当に重要なご指摘だと思っております。と申しますのが、今、肢体不自由児、発達障害というお話がありましたけれども、普通の学校に発達障害の子どもが非常に増えているというような状況にあっておりますので、その対応というのは、これから我々としてもしっかり考えていかないといけないと思っております。

特に、小中学校の場合は特別支援学校と特別支援学級、それから普通学級というのがございます。ただ、高校になりますと特別支援学校はあるんですけど、普通学校の中に小中学校みたいな特別支援学級がございませんので、いわゆる小中学校の特別支援学級で学んだ子どもたちがどうしていくのかというのが、進路先ですね、そこをちょっと考えていかないといけないと思っております。

一度調べてもらったんですけども、小中学校の特別支援学級の半分の子どもたちは、特別支援学校の高等部に行っているんですけども、ただ、あとの半分の子どもたちは普通学校、私学も含めてですけど、普通学校を選択しているケースもございます。

今、特に発達障害というのは、いろんな事情の中でそういう発達障害に近いような子どもたちもたくさんおりますので、これは特別なものとして捉えるんじゃないかと、それに対する対応というのはしっかり考えていかないといけないと思っております。

今、先生の数自体は、子どもの数が減っているんで、普通高校の先生は減っているんですけども、今のような事情で特別支援学校の先生

は非常に多くなっております。ですから、あんまり子どもの数に比べて教員の数が減っていないということは、そういうことです。

これは今、国の方もいろいろお話が出てますが、いわゆるそういったスキルを持った特別支援学校の先生と、いわゆる普通学校の先生、あるいは普通高校と特別支援学校の連携というか、そういったところもいろいろ国の方でもモデルで検討すべきだというお話もいただいておりますので、目の前の支援員というようなところの数を増やすということも大事でございますけれども、今のような大きな視点から見ますと、そういった普通学校にある、いわゆるハンディのある子どもたち、あるいは発達障害のような子どもたちに対してどのような体制をとるか。これは教育委員会全体としての話だと思いますので、高校教育課、あるいは特別支援教育課が連携しながら、どういう対応ができるかというのはしっかり考えてまいりたいと思っております。

【吉村委員】今、教育長からそういう話を聞いたのでよかったなと思います。ただ、サービスと言うたらいかんのかもしれんけど、せっかくそういう教育の場面でサービスを提供している。結局、普通の学校に入れるので遜色のないようにサービスをせんばいかんと思ってサービスしよるけど、数が足らないと、きれいにちゃんと100%満足がいくようにできないと、不満ばかりが周りにたまるわけよね。サービスしよるのに、なんか駄目なふうになってしまうという、そういうのもなんか釈然とせんなと思うので。

今、教育長が言われたように、特別支援学校との連携とかいうのを当然やっていかんばいかんやろうと思います。その現場でそういう不満が出ないようなことでの対策を今後とも積極的

にやっけていただくようお願いをして、終わりたいと思います。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時 5分 休憩

午後 4時 6分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月26日、月曜日は午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

午後 4時 7分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月26日

自 午前 9時58分
至 午後 3時41分
於 委員会室2

監査指導課長 松尾 実 君
医療政策課長 加藤 一征 君
感染症対策室長 長谷川麻衣子君
感染症対策室企画監 岸川 康博 君
医療人材対策室長 峰松 妙佳 君
薬務行政室長 斉宮 広知 君
国保・健康増進課長 川内野寿美子君
国保・健康増進課企画監
(健康づくり担当) 鶴田小百合 君
長寿社会課長 中村 直輝 君
長寿社会課企画監
(地域包括ケア担当) 山口 香織 君
障害福祉課長 佐藤 隆幸 君
障害福祉課企画監
(精神保健福祉担当) 藤井 祥二 君
原爆被爆者援護課長 林田 直浩 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 千住 良治 君
副委員長（副会長） 山下 博史 君
委 員 堀江ひとみ 君
" 浅田ますみ 君
" 深堀ひろし 君
" 吉村 洋 君
" ごうまなみ 君
" 山本 由夫 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 白川 鮎美 君
" 富岡 孝介 君
" 湊 亮太 君

こども政策局長 浦 亮治 君
こども未来課長 黒島 孝子 君
こども未来課企画監 村崎 佳代 君
こども家庭課長 川村 喜実 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 寺原 朋裕 君
福祉保健部次長 石田 智久 君
福祉保健部次長 中尾美恵子 君
福祉保健課長 安藝雄一朗 君
福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当) 野田 希 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【千住委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。
福祉保健部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】 おはようございます。
福祉保健部関係の議案についてご説明いたし

ます。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分、報告第13号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の2件であります。

はじめに、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和4年度予算の補正を令和5年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で62億2,874万5,000円の減、歳出予算は福祉保健部合計で85億7,405万2,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金、繰入金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る宿泊療養施設確保事業費国庫返還金及び病床確保料の減等によるものであります。

次に、報告第13号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに48億8,538万1,000円の減となっております。これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります、

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】 次に、こども政策局長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。

こども政策局関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、こども政策局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)」、報告第16号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第1号)」の3件でございます。

報告第1号につきましては、さきの2月定例会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、令和4年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

歳入予算は合計で2億1,745万2,000円の減、歳出予算は合計で7億2,466万6,000円の減となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定によります国庫支出金の減でございます。

歳出予算の主なものは、子どものための教育・保育給付事業費の実績減等による児童福祉費の減でございます。

次に、報告第2号についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに417万1,000円の減となっており、これは母子父子寡婦福祉資金貸

付実績の減によるものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

報告第16号についてご説明いたします。

これは、国の「物価高克服に向けた追加策」を踏まえた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和5年4月28日付で専決処分させていただいたもので、その概要をご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに9,558万9,000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について。

食品等の物価高騰の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し給付金を支給するための経費として、9,558万9,000円の増を計上したものでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】今、説明があった件で、福祉保健部の横長資料の56ページですが、介護職員等の処遇改善事業費が1億7,700万円程度減額となっております。これは国庫補助金を活用された支援制度だったわけです。当初、補正前の額が12億円ですから、減額になっているのが1割ちょっとぐらいです。恐らく事業者の皆さんからのいろんな要請に基づいた結果だとは思いますが、1億7,700万円を減額した、もう少し

詳細な説明をお願いします。

【中村長寿社会課長】処遇改善補助金につきましては、昨年度、令和4年2月から9月までの分を国から、処遇改善補助金、1人当たり9,000円、介護職員に対して補助するという制度が創設されておりまして、当初の予算が20億円でした。実績としては10億円程度にとどまったところで、当初予算額の大きな規模があったものですから、2月補正で減額対応したのですけれども、当初の見込みとの差がかなり大きく、どうしても専決が出てしまったところでございます。

【深堀委員】今の説明であれば、県内の介護職員の方々の処遇改善については、予算の多寡はあったにしても、そこは一定整理ができた、1人当たり9,000円の処遇改善はできたというふうに認識をしていいですか。

【中村長寿社会課長】先般、全国的な調査が行われておりまして、かなりのサンプル数で国が調査をした結果によれば、9,000円程度、あるいは1万円程度の処遇改善は行われたということでございますが、本県の幾つかの事業所への聞き取りでは、いろんな事務の職員とか生活支援の方も含めて処遇の改善を図ってもよいという形で、制度自体が介護職員だけじゃなく、事業所の判断で一定、そういった範囲が決められたものですから、6,000円とか7,000円ぐらいの処遇改善にとどまった事業所もあるということはお聞きしています。

【深堀委員】今の説明であれば、介護職だけじゃなくて事務方の部分も事業者の判断では利用できたけれども、結果的にはそこは使用しなかった事業者もあったという答弁だったんですね。

【中村長寿社会課長】介護職員だけの処遇改善をした事業所も恐らくあると思いますけれども、

事業所の中で職員の不公平感という部分もありますから、どうしても事務職員含めて処遇改善を図った事業所もあるとお聞きしております。今回の国の措置が、あくまで介護職員の数に応じて一定試算をして9,000円程度の補助となっておりましたので、事務職員等幅広く入れると、どうしても一人当たりの処遇改善の幅は小さくなったところがあったというふうにお聞きしております。

【深堀委員】わかりました。概ね当初の目的は達成をしているというふうに理解をして、了としたいと思います。

続いて、同じく横長資料の62ページ、障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費についても1億6,700万円の減額となっております。これも国からの支援メニューの中で定義されている部分ですが、ここが減額になった内容をお知らせください。

【佐藤障害福祉課長】障害者サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業の減額につきましては、令和3年度の電気代の実績に応じた補助金として執行したものでございまして、障害福祉サービス等の電気代、ガソリン代の支援による経費の減です。

これは年間分の領収書等の添付が必要になっていたものですから、申請を回避された法人が多かったと推測され、申請率も50%程度になってしまったということでございます。

【深堀委員】わかりました。今度の新しいメニューはそういうことではなくて、今のような事例があったから、そういった面倒な手続を簡略化して即効性のある形でやると事前に聞いていたので、前の仕組みでいけば結果的に50%ぐらいしか申請ができなかったということで、その反省を踏まえて新しい支援のメニューが設定さ

れたというふうに理解をしていいですか。

【佐藤障害福祉課長】先ほど深堀委員のおっしゃったとおり、今回は即効性のあるものということで、先議でお願いしているところでございます。この前は申請率が50%でしたが、今回は手続を簡略化したことで申請率は確実に上がると考えております。

【千住分科会長】ほかにございませんか。

【堀江委員】報告第1号、福祉保健部の横長資料の35ページ、社会福祉総務費の総務運営費の20億8,566万円です。これは、最終的に実務上の処理とは理解をしております。事前のペーパー説明で、令和4年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の歳入超過が発生し、この超過分について翌年度、国へ返還するというので、一時的に長崎県地域福祉基金に積立てを行うものというふうに事前に説明を受けております。

そこで質問です。交付金の歳入超過がこれだけあるのは、私、勉強不足で申し訳ないんですが、これは初めての事例ですか。それとも、いつもこういう処理だったですか。教えてください。

【安藝福祉保健課長】今回の処理でございますが、令和3年度分におきましても国の交付金の超過が生じまして、同じように一時的に地域福祉基金に積み立てた事例はございます。

【堀江委員】そこでもう一つ、この機会に教えてほしいんです。サイドブックスで発信しますが、これは昨年の決算審査の基金の内容ですけど、文化基金から始まって長崎県の基金の内容があって、今回のこの事例は地域福祉基金に入れたということです。

これは福祉保健部の所管が長崎県地域福祉基金だからそういうふうになるのか、交付金その

ものいきますと財政上の問題もあるのではないかというふうに思ったりもして。でも、長崎県新型コロナウイルス感染症対策対応の資金繰り支援基金、これは経営支援課なので所管が違いますが、地域福祉基金になった理由を、この機会に教えてもらっていいですか。

【安藝福祉保健課長】最終的に国に返還するお金で、福祉保健部で取りまとめをしておりますので、福祉保健部が所管する地域福祉基金に一時的に積み立てるよう、財政当局とも相談の結果、このように処理にしたものでございます。

【堀江委員】この機会に、私の疑問を教えてくださいました。ありがとうございました。

【千住分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第52号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第2号、報告第13号及び報告第16号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く、福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第56号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第56号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症については、去る5月8日、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、感染防止対策については、個人や事業者の自主的な判断に委ねることとされたところであります。

そのため県では、県民の皆様が感染対策を行う際の参考としていただくため、週に1度の感染動向の公表に加え、効果的とされる感染対策等について、様々な広報媒体を活用し、情報発信を行っております。

また、医療提供体制については、5類感染症への移行に伴い、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行したところであります。

このため県では、医療機関の理解促進を目的とした説明会の開催や、診療等に必要となる設備整備に係る経費の支援等、新型コロナウイルス

感染症の患者が受診・入院できる医療機関の維持・拡大に向けた取組を進めております。

外来医療につきましては、6月5日時点で677の医療機関をコロナ患者の診療が可能な「外来対応医療機関」として指定しており、診療対応ができない医療機関には、外来対応医療機関のリストを活用し、患者に診療対応が可能な医療機関を案内いただくようお願いしているところです。

また、入院医療につきましては、限られた医療機関での受入れを前提とした病床確保計画を見直し、フェーズを現在の6段階から2段階に変更するとともに、7月からは病床確保を重症・中等症 患者に限定した上で段階的に縮小し、10月以降は確保病床によらない通常の医療体制へ移行することとしております。

一方、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、無料の特例臨時接種として1年間延長する方針が国から示され、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者等は5月8日から開始されている春夏接種に加え秋冬に各1回接種、それ以外の方は秋冬に1回接種が可能とされたところであります。

県としては、今後も、県医師会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、幅広い医療機関による医療提供体制の構築を着実に進めるとともに、接種を必要とする方々の接種機会が確保できるよう、市町と連携しながら取り組んでまいります。

続きまして4ページをお開きください。

福祉保健部における令和5年度の計画策定予定について。

令和5年度は、保健・医療・介護・福祉全ての分野において、国の指針等に基づき、4ページ中段に掲載している長崎県ケアラー支援推進

計画を含め、令和6年度を始期とする新たな計画を16件策定することとしております。

各計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった課題や急速に進む人口構造の変化等様々な社会情勢を踏まえ、これまでの取組や現状・課題を整理し、各分野の専門家、関係団体等の意見もお伺いしながら作業を進めることとしております。素案作成後には、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメントを実施するなど、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

なお、今年度策定、改定に当たる計画につきましては、福祉保健部その他参考資料にて一覧でお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、6ページをお開きください。

国民文化祭及び全国障害者芸術祭・文化祭について。

令和7年度に本県で開催する「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」については、国等と会期及び開閉会式会場の調整を行ってまいりましたが、会期を令和7年9月14日から11月30日までの78日間とし、開会式を「アルカスSASEBO」、閉会式を「長崎ブリックホール」で開催することと決定されました。

また、本文化祭の統一名称とキャッチフレーズについて、昨年12月から今年1月にかけて一般公募を行い、統一名称を「ながさきピース文化祭2025」、キャッチフレーズを「文化をみんなに」に決定いたしました。

今後は、この統一名称とキャッチフレーズを活用しながら、より一層の機運醸成を図るため、県内外への情報発信を積極的に行うとともに、本県の特徴を生かした「ながさきピース文化祭2025」の開催に向けて、市町をはじめ関係団体と一体となって、準備を進めてまいります。

そのほかの所管事項につきましては、佐世保こども・女性・障害者支援センターの建替え・開所について、長崎県ねんりんピックの開催について、障害者のスポーツ振興について、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組についてであり、その内容につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、こども政策局長より、所管事項説明を求めます。

【浦こども政策局長】それでは、文教厚生委員会関係議案説明資料[差替]、こども政策局の2ページをお開きください。

今回、予算議案を除くこども政策局関係の議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明させていただきます。

子育て条例行動計画の中間見直しについて。

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために策定しております「長崎県子育て条例行動計画」については、策定から3年が経過しており、現在、中間見直しの検討を行っております。

見直しに当たっては、現在の計画を基本としつつ、本県における少子化の現状や子ども施策の充実・強化に関する内容を整理し、今後、県議会及び長崎県子育て条例推進協議会のご意見もお伺いしながら、見直し内容の検討を進めてまいります。

長崎県こども・若者応援団表彰式の開催について。

去る6月2日に、長崎県こども・若者応援団表

彰式を実施いたしました。

この表彰は、県内のこども・若者を育成する活動と子育て家庭を支援する活動において、顕著な功績があった企業や団体または個人の方を毎年表彰しているものです。

今年度の表彰では、「結婚・子育て支援部門」で長崎市の「発達支援親の会のこのこ」様が、「青少年健全育成・支援部門」では佐世保市の「日本海洋少年団長崎県連盟」様などが受賞されました。

このような表彰等を通じて、今後とも、子どもや若者と子育て家庭を社会全体で支援する機運の醸成に努めてまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料、追加1の2ページをお開きください。

合計特殊出生率について。

去る6月2日に、国から「合計特殊出生率」の令和4年の概数が公表され、本県の値は1.57となりました。令和3年に比べると、全国的に数値が下がっている中、本県においても0.03低下しております。

今後は、県民の皆様が望む結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化し、これまで以上に、未婚化、晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と県民の皆様が安心して子育てできる環境の整備について包括的に取り組んでまいります。

続きまして、もとの文教厚生委員会関係議案説明資料に戻っていただきまして、2ページの下段をご覧ください。

「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーンについて。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子ども連れの方が利用しやすい設備や割引の拡充などを行う店舗等に対し、最大30万

円の助成を行う「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーンについては、去る1月25日から4月28日までの約3か月間実施いたしました。

助成内容は、割引などのサービス提供を行う店舗に対し20万円の支援金を支給するとともに、サービス提供に係る備品購入等について上限10万円の補助金を支給するものです。

支援金については約1,200件、補助金については約500件の申請があり、総額約2億6,000万円の見込みでございます。また、キャンペーンにより協賛店舗数は約2,300店舗に拡大することとなっております。

今後とも、「ながさき子育て応援の店」のサービス内容の拡充などによる子育て世帯の支援を図ってまいります。

次に、子育て世帯へのお米券配布について。

さきの2月定例会でご承認いただきました、子育て世帯へのお米券配布につきましては、速やかな配布に向けて取り組んでいるところであり、現時点で6月28日からの申請受付開始を予定しております。

配布対象者は、4月1日現在、県内に居住する18歳以下の子どもを養育する方とし、子ども一人当たり10kg相当の県産米限定お米券を配布することとしております。

本事業を通じて、子育て世帯の家計の負担を軽減するとともに、子どもたちへの県産米の魅力発信と食育の推進を図るため、子育て世帯の皆様には確実にお届けできるよう周知の徹底に努めるなど、準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて4ページをお開きください。

ヤングケアラーの実態調査について。

昨年6月に、県内の小中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象にヤングケア

ラーの実態調査への協力をお願いし、約11万人から回答をいただきました。

回答のうち、ヤングケアラーの質問項目に何らか該当した児童・生徒は329人でありました。なお、調査を受けて57人の児童・生徒を学校から市町へつないだところであり、市町において児童・生徒及び保護者と面談のうえ、スクールカウンセラーとの面接やホームヘルプサービス等の利用など、それぞれケースに適した支援を行っているところでございます。

県では、ヤングケアラーについて県民への周知・啓発を図るとともに、市町や児童相談所職員、介護サービス事業者等を対象とした研修を実施しており、市町に対しては助言を行うなど、市町と連携して取組を進めているところでございます。

また、今年度は詳細な実態調査を実施することとしており、現状を把握したうえで必要な施策について検討を進めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第56号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料につきまして、令和5年2月から令和5年5月分の実績をご説明いたします。福祉保健部政策等決議資料、差し替えの2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、直接補助金は、資料2ページから4ページに記載のとおりで計21件でございます。なお、関節補助金はございません。

次に、5ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、資料5ページから10ページに記載のとおりで、計29件でございます。

次に、13ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、全日本海員組合長崎県支部からの1件であり、それに対する県の対応は、資料13ページから14ページに記載のとおりであります。

次に、15ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、長崎県医療審

議会など計27件となっており、その内容につきましては、資料17ページから43ページに記載のとおりであります。

引き続きまして、去る6月上旬に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、福祉保健部関係の要望結果をご説明いたします。「令和6年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

福祉保健部関係におきましては、被爆体験者の救済、原爆被爆者援護対策等の充実、新型コロナウイルスなどの新興・再興感染症対策、医師・看護師の偏在対策等に向けた施策の充実、離島地域における介護保険サービス提供体制の維持と利用者の負担軽減、介護人材の確保に関する施策の強化及び介護給付費に関する費用負担の見直し、重度障害者医療費助成制度の創設といった最重点2項目、重点5項目について、厚生労働省に対し要望を行いました。

このうち、最重点項目である被爆体験者の救済及び原爆被爆者援護対策等の充実につきましては、支援対策の充実・強化が急務であるため、厚生労働省担当室長に対し強く要望を行いました。

以上が福祉保健部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】 こども未来課より、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明いたします。資料2ページをお開きください。

まず、補助金内示一覧表ですが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に対し、内示を行

った補助金について記載をしております。本年2月から5月分の実績ですが、直接補助金が18件でございます。なお、間接補助金はございません。

続きまして、4ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について記載をしております。

お詫び申し上げますが、こちらの通し番号、左端の欄が記入をしておりませんで、見つらくて大変申し訳ございません。

こちら、資料4ページから8ページに記載のとおり、計10件となっております。

続きまして9ページをご覧ください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月までの実績は4件あり、その内容については、10ページから13ページに記載のとおりでございます。

続きまして、令和6年度政府施策に関する提案・要望の実施結果について、報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

去る6月6日に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、こども政策局関係の要望結果を説明いたします。

こども政策局関係におきましては、保育等の充実、子ども・子育て家庭へのさらなる支援の充実など2項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、こども家庭庁に対し、知事、議長、こども政策局長により要望を行いました。

このうち、保育等の充実及び子ども・子育て家庭へのさらなる支援の充実の項目については、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に向け、保育士等の処遇改善や、全ての子どもたちが安心して医療を受けられる新た

な医療費助成制度の創設、こども・若者の育成支援等について、こども家庭庁に対し強く要望を行い、小倉大臣からは、「保育士の職場環境の改善について、まずは配置基準改善に向けしっかりと検討を進める。また、医療費の助成制度については、国民健康保険に対する国庫支出金の減額調整措置の廃止について実現できるように努める」などの回答をいただきました。

以上がこども政策局関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【千住委員長】次に、感染症対策室長より補足説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う県の対応につきまして、補足説明をさせていただきます。

1の感染状況の公表及び感染防止対策についてですが、感染状況の公表については、5類移行後は、県内70の定点医療機関における感染者数を毎週木曜日に公表しています。

グラフの青線は、5類移行前に全数把握しておりました新規感染者数を、定点医療機関当りに換算した値をお示ししております。オレンジ色が現在の定点報告による値になります。

直近の定点医療機関当たりの報告数については、先週の木曜日の公表分は5.14となっております。徐々に増加している状況です。

の感染防止対策につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。

医療提供体制につきましては、基本的な考え方は記載のとおりで、他の疾患と同様に幅広い医療機関による対応に向けて取り組んでおります。

まず、外来医療につきましては、自院で診療ができない医療機関や、受信相談センターから受診先を案内する際に活用するため、発熱患者やコロナ感染者の診療に対応し、かつ公表可能な医療機関を外来対応医療機関として指定しまして、ホームページで公開をしております。外来対応医療機関の指定状況については、記載のとおりです。

新たな医療機関による診療対応を促すため、説明会やチラシ等により、コロナ診療について医師は原則として応招の義務があることや、診療における感染対策等の周知を図るとともに、3ページの下段の記載のとおり、診療対応に必要な設備整備等に対する支援につきまして、6月補正に予算を計上し、先議にてご審議をいただき、補助申請の募集を始めたところです。

次に、入院医療につきましては、5類移行後は病床確保によらない通常の医療体制での受入れに移行するため、9月末までの移行計画を策定し、段階的な移行を図っております。

病床確保計画については、4ページ中段のとおり、病床フェーズを従来の6段階から2段階に減らし、最大確保病床数は402床に見直しました。

7月からは、確保病床を中等症以上の症状の重い患者に重点化し、確保病床を縮小することとしており、症状が軽い患者は、幅広い医療機関において確保病床以外での受入れ促進を図り、10月以降は確保病床によらない医療体制へ移行することとしております。病床確保の運用につきまして、医療機関が感染状況や入院患者数に基づき自律的に確保病床数を増減する運用へ見直しております。

幅広い医療機関により入院対応を行っていただけよう、医療機関向けの説明会や研修会な

どを行うとともに、先ほどご説明しました外来医療と同様に、入院受入れに必要な設備整備等への支援も開始したところです。

その他、相談機能につきましては、受診相談センターは9月末までの対応を継続いたします。

続きまして、資料4ページの3の新型コロナウイルスワクチン接種についてご説明をいたします。

予防接種の対象者と方法については記載のとおりです。特に高齢者等ハイリスク者への接種につきましては、今後、感染が拡大した場合の医療の逼迫を防ぐためにも重要であることから、医師会や市町への接種促進の協力依頼を行う等、希望される方が早期に接種できるよう促進を図っています。

以上で、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う県の対応についての補足説明を終わります。

【千住委員長】次に、こども未来課長より、補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】こども未来課より、長崎県子育て条例行動計画の変更について、補足して説明いたします。お手元の補足資料、「長崎県子育て条例行動計画の変更について」をご覧ください。

長崎県子育て条例行動計画は、長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために策定しているものです。現在の計画は策定から3年を経過しており、組織の改正や関係法令の改正への対応を行うとともに、令和5年度重点テーマに基づく主要施策に係る事業についても追加等を行うことを検討しております。

主な変更点につきましては、お手元の資料2番目に、主な変更内容としてお示しをしております。

まず、（1）令和5年度重点テーマに基づく主要施策に係る事業の追加修正でございます。資料は、重点テーマの順番に沿って整理しておりますが、不妊治療における先進治療への助成や本県独自の医療費助成制度の創設、ポータルサイトやSNSを活用した子育てに関する相談支援の強化などの取組を追加したいと考えております。

次に、（2）教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に関する中間年の見直しでございます。こちらは、子ども・子育て支援法に基づき各市町が策定する保育等の需要見込み量と提供体制確保の内容等を足し上げて県全体について記載したものについては、計画から3か年経過いたしますので、法に基づき現状に合わせた反映が必要ということで変更を検討しております。

次に、（3）長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025との整合については、現在見直しを行っております総合計画との整合性を図ろうとするものでございます。

その他、計画を策定しましてからこれまでに行われた組織改正等に伴う文言修正などについて反映してまいりたいと思います。

今後の予定でございますが、資料3にお示ししておりますとおり、有識者や各分野の代表者をメンバーとする子育て条例推進協議会を7月に開催し、意見をいただいたうえで、9月の定例県議会に計画の変更議案を提案させていただく予定であります。

また、資料2、2ページ目の3番の上の方、米印でお示ししておりますが、令和5年度の後半からは、次期計画の策定の検討を始めることとしております。令和5年4月1日には、こども基本法が施行されました。これに基づくこども大

綱も今年中に示されることとなっております。この内容等につきましては、次期計画への反映を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【千住委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はございませんか。

【堀江委員】 まず、陳情番号19番、大村市の要望です。サイドブックで通知をいたします。

子ども医療費制度の在り方について、「県においては、乳幼児と高校生世代だけでなく、小中学生を含め、県民すべての子どもたちを補助の対象としていただくようお願いします」と。

同じように陳情の20番、県町村会からのものについてもサイドブックで発信をいたします。17ページ、福祉医療費助成の対象拡大について。「県の助成制度対象年齢を高校生まで切れ目なく設置するとともに、助成にかかる財源の確保について格別のご配慮をお願いします」ということです。

いずれも就学前、高校生につきましては各自治体と県が半分ずつ、医療費の財源を図っていると。しかし、小中学生につきましては100%県下の自治体が出しているということで、いずれも乳幼児から中学生まで切れ目なく財源を確保してほしいという要望が出されています。

大石知事になって、高校生世代まで子どもの医療費を補助する新たな制度として実施をされているわけですが、住民からしてみたら、市町がしようと県がやろうと、それは自分たちが受

ける対応については18歳までということです。しかし、県の対応として切れ目なくやってほしいと、制度をつくる時もそうでしたし、今回もこのような要望が届いているんです。

改めて、県として高校生まで切れ目なく補助をするという考えはないか、このことについて見解を求めます。

【川村子ども家庭課長】子どもの医療費助成制度につきましては、これまで厳しい県の財政状況の中、市町と協議を重ねまして、今年度から18歳までの子どもを対象とする、市町と連携いたしました本県独自の制度を開始したところでございます。

こうした中、現時点におきましては、対象者のさらなる拡大や現物給付の導入は、財源的にもちょっと困難な状況であります。

ただ、今回の制度が最終形とは考えておりません。ここにつきましては、本来は国の責任において整備すべきものと県としては考えておりますので、本県の取組等も示しながら、国に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。

【堀江委員】国の制度としてやってほしいというのは、私も同じ立場です。しかし、財政が困難だからできないと。

就学前までの長崎県の対応について、年齢を広げてほしいと、高校生までやってほしいと言った時に、当時の担当課長は「できません」と、「これは絶対にできない、できません」、そういうふうに回答してきました。

ところが、トップが替わったら、高校生世代は半額を県が補助をするというふうになったんですよね。どうやったら財源が確保できるかと。やるという立場に立ったら、どうやったら財源が確保できるかということを考える。やらない

となったら、もうやらない、そういう財源も確保しません。

制度の財源がないというのは今も同じです。今も答弁は同じように言っているんだけど、やるとなった時の財源を確保するのと、やらないと言った時の財源を確保するのは、こうも違うかなと。

少なくとも私は、文教厚生委員会の中で「年齢を拡大してください」とずっと言ってきた。「できない」と言ってきた。けれども、トップが替わればできるじゃないですか。できたんですよ。様々な苦労はあるんです。それは苦労はあるんですけど、県民にしてみればできたんです。

そういう意味では、今、課長が、これが全てではないと、いわゆる最終形ではないと。今後どういうふうな形ができるか、INGというか、進行過程というか、現在進行形というか、ここが最終ではないというふうに言われているので、そうしますと、陳情に出されている、長崎県として乳幼児から高校生まで切れ目なく財源の確保をお願いしたいということについては、今は財源がないという答弁なんでしょうけど、今後はそうした方向もゼロではなく、検討する余地があると理解をしていいのかどうか、それともそういう余地すらないということなのか。最終の形ではないということはどういうことなのか、改めて答弁を求めます。

【川村子ども家庭課長】まずは、高校生の医療費制度につきまして今年度から開始をいたしました。ここにつきまして当面3年間、試行的というか、まずはやっていきたいと思っております。その中で市町等のご意見を踏まえながら、高校生の制度についてしっかり完成していきたいと考えております。

その後、小・中学生等につきましてご要望いただいておりますので、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

【堀江委員】いずれにしても、乳幼児から高校生まで切れ目なく県の財政支援を検討してほしいという要望があることを、ぜひ真摯に受け止めていただきたいと要望して、質問を終わります。

【千住委員長】ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】私も、陳情書について質問をさせていただきます。

陳情番号17番、佐世保市からの令和6年度県の施策に関する重点要望項目37ページです。発信しておりますが、時間がかかっております。すみません。陳情の17番です。佐世保市からの要望です。ご確認いただければと思います。佐世保地域の医師等医療人材の確保についてというところです。それについてお尋ねをいたします。確認も含めてですね。

これ、令和6年度から新たな確保計画が策定されるという中で、1番と2番と要望がありますが、特に2番、本市独自の医療人材確保事業に対する支援についてとあります。これ、佐世保市の医師会の看護学校が募集停止となりまして、恐らく令和6年の卒業生で終わりと聞いております。長崎市医師会の助産師養成学校も廃止になっていますが、将来の医療人材確保への懸念が大きくなってきているということです。

この背景、佐世保市医師会の看護学校が廃止になった理由は、少子化ということもありましょうし、募集しても来る学生が少なくなったという背景もあるかもしれませんが、これについての背景、そして佐世保市と何か協議している事項があれば教えていただきたいと思っております。

【峰松医療人材対策室長】まず、佐世保市医師

会立の看護学校の学生が減っているところの背景につきましては、少子化の影響もございまして全体の学生数が減っていること、その中でも一定割合の方は医療系の学校に進学しておられますが、県北地域の看護師等の養成所の中では減少幅が大きいと認識をしております。

恐らくこれは、調査した傾向からも見えるかと思いますが、高学歴化による、大学や看護師3年課程のレギュラーコースに進学される学生が増えております。どうしてもそういう学校を求めて行かれている影響で、佐世保市医師会立の学校はそのコースではございませんので、入学者数が減っているのではないかと考えております。

それから佐世保市との協議ですが、担当レベルでは、こういった要望をされるに当たりまして、佐世保市の状況等もお伺いしております。独自に調査もされて、調査結果もお伺いしております。

それに対する支援等につきましては、県といたしましては県全体あるいは二次医療圏ごとの支援を考えていく立場でございますので、佐世保市が市の医療圏で考えられることとも整合性をとりながら、今、協議を続けていると回答させていただきます。

【宮本委員】詳細、ありがとうございます。

確かに高学歴化は背景としてあろうかと思っております。しかし、佐世保市医師会立の看護学校は、それ以外の方の受け皿になっていたと、ここが募集停止になっているので伊万里の学校に行ったという話も聞いているところです。

県がどう支援ができるかは非常に難しいところだろうと思っておりますが、とはいえ看護師不足はあるんですね。だから、看護学校が一つなくなると、県北において看護師を目指す学生の学

ぶ場が少なくなり、さらに看護師不足が加速するんじゃないかと考えるんです。

佐世保市医師会の看護学校の廃止に伴って、今ある高校ないし専門学校ないし大学に移るといったようなお話、それに対する支援のお願いが佐世保市から出ているのかどうか、現段階でわかれば教えてください。

【峰松医療人材対策室長】佐世保市医師会立の看護学校の廃止に伴いまして、准看の養成コースから正看のコースへ進学される方、そういった進学者の受入れにつきましては、昨年度の卒業生の一部は九州文化学園の専攻科に進学されたと聞いております。

先ほどおっしゃった看護師不足のところですが、県北地域には佐世保市立の看護学校もございます。そこは大半の方が市立の総合病院に就業される傾向がございます。佐世保市医師会の卒業生の方は、そこにはなかなか就業されていなかったんです。

大学卒業の方の就業先、専門学校卒業の就業先、それぞれ病院の診療形態によって就業される方が違いますので、それぞれが看護師不足とならないように、こちらとしても就業先に応じた支援ができないか、県全体として捉えて考えていきたいと考えております。

【宮本委員】医療人材の確保については、やはり県が指揮をとっていただきたいと考えております。

前回の一般質問で取り上げましたが、県北医療圏は産科のドクターも減っていると非常に懸念されています。看護師不足、そしてまた医師不足についてもずっと言われていることなので、佐世保・県北医療圏における人材不足が、一つの学校がなくなることによって非常に厳しくなってきました。

産科・周産期医療については別途質問させていただきますが、どうか市とも議論を重ねて、県として歩み寄っていただいて、支援を強化していただきたいと改めて要望させていただきます。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【堤委員】私も、佐世保市の陳情の49ページ、50ページ、こども発達センターの療育部門に対する支援ということで、今回の一般質問でも取り上げられましたし、私も以前、このことについては取り上げたことがあるんです。療育部門を受診する子どもたちが少しずつ増えてきている中で、ここに対する県からのソフト面の支援をもっといただけないかと思っています。

佐世保市外の県北の市町からの受診もありませんし、何か月も待たないと診てもらえない状況もあります。少子化対策、子育てに対する支援という面からも、こういうところにしっかり手立てをしなければいけないのではないのではないかと考えております。

県央や県南に比べて、県北はこういった部分が非常に手薄になっているのではないかと考えていますので、改めてこの支援をお願いしたいと思いますけれども、見解を求めます。

【藤井障害福祉課企画監】佐世保のこども発達センターの療育部門に対する支援でございますが、センターの中に福祉部門と医療部門がありまして、医療部門に関しましては診療報酬で運営をしていただくことを原則としております。そこに関しては長崎も、諫早のこども医療福祉センターも同様でございますが、運営費の中で賄っていただくことを基本としています。

初診待ちの解消に向けてですが、診療の6割を占める投薬のみの再診については、民間の医療機関で協力をいただけるように、これから協

力を図っていった、少しでも待機が解消できるように努めていきたいと思っております。

【堤委員】他の地域に比べて、診療報酬で運営するところも大変厳しい状況と。佐世保は、医師の派遣とか何か県からもしていただいていますけれども、大変な中で経費がかさむ中、運営をされている。なくてはならないセンターで、ここがあるので県北地域の皆さんから頼りにされていると、そういったところもお含みいただきたいと思えます。

待機解消に向けて、投薬のみのところを民間の医療機関にということですが、様々工夫をしていただき、受診待ちが少しでも解消できるように頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

このことについて一般質問で取り上げても、「わかりました、ありがとうございます」と言えるような答弁をいただけないことがずっと続いています。しかし、地元にはそういう要望が非常に強いんだということはしっかり受け止めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【千住委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】1,000万円以上の契約状況一覧表を発信させていただきます。

2点ございます。子ども政策局の方です。真ん中のところ、長崎県DV被害者等総合支援事業

業務委託について、随意契約で、相手方が非公開となっているんですけど、そのご趣旨をご説明いただけたらと思えます。それがまず1点目です。

【川村子ども家庭課長】お尋ねのDV被害者総合支援事業委託の相手方は、実際にDV被害に遭われた方への支援、ステップハウス等の運営に関わりますので、委託先がわかると、そこからDVの被害者等に影響が及ぶ可能性があるということで、ここにつきましては非公開とさせていただきます。

【富岡委員】わかりました。

2点目が、次のページの最後の3つ目、お米代金等事務処理業務委託について、こちらも随意契約で金額は10億円と比較的大きかったので、まず、委託内容と契約期間、必要性の部分を教えていただけたらと思えます。必要性については、通常、専門性や地域性、公益性については根拠法令などありましたら教えていただけたらと思えます。

【川村子ども家庭課長】お米代金等の事務処理業務委託につきましては、今、委員がおっしゃった委託のもう一つ上、子育て世帯臨時特別支援事業業務委託、これが実際のお米券の配布に当たりまして業者を選定したものとなっております。これにつきましては一般競争入札で業者を選定しておりまして、ここに書いております日本トータルテレマーケティングが落札しております。

下の方に書いてあります業務委託につきましては、実際のお米券を配布する時の郵送料、そういったものについては別で随契をしております。実際の郵送等に係る費用は随契で同じ業者に委託をしているものであります。

【浅田委員】今の富岡委員の質問に関してです

けど、これはあくまで金額が、最低制限、価格が求められていないので一般競争入札になって、業者の中で県外の企業ではありますが、あくまで安いからという1点だけでここが選ばれたという認識でよろしいんでしょうか。

【川村こども家庭課長】一般競争入札で実施をいたしまして、確かに設定価格より落札額はかなり落ちてはいるんですけど、ここにつきましては業者の業務実績も加味しまして、実際に業務ができるかと判断いたしまして業者を決定したところでございます。

【浅田委員】確かに金額的に安かったというのはあるかと思うんですが、こういうコロナの経済状況の時期で、県内に営業所がある企業3社ほど手が挙がっている中で、よっぽどの理由がないとというふうにはちょっと思ったものですか。随意契約と両方合わせるとかなりの金額になる案件で県内企業が挙げている、そのあたりはちょっとどうなのかなというふうに思う次第です。

こういう場合は、やっぱり税金ですから、あくまで価格帯が安い、その1点に限るという認識でよろしいですか。これは今後に関しても響くものですか、あえてお伺いをしています。

【川村こども家庭課長】まず価格につきましては、先ほども申し上げましたが、実際に業務をやるに当たりまして適正に業務が実施できるかということはしっかり見ておまして、過去の業務実績等で、できると判断しております。

一般競争入札で今回実施をさせていただいておりますので、やはり価格が第一ということになってまいります。それで一番安いのが県外の業者で、それを排除するということはちょっとできませんでしたので、そこについてはしっかり業務ができるか、適正な価格か、そういった

ことを総合的に判断させていただいたところであります。

【浅田委員】わかりました。業務も適正であり、税金ですから、県民のためには少しでも安いところでしっかりやるところを選んだと、県内業者は選ばれなかったという認識で理解をいたしました。

もう1点、福祉保健部にお伺いします。今送りましたが、6ページです。新型コロナウイルス感染症自宅療養者への健康観察業務委託に関して、ちょっとよくわからないのですが、ここが単価契約ということで、架電の事務員とか、いろいろ見ると一定の金額かなというところで随意契約になっております。

この随意契約の状況と、この金額設定のあり方と、最終的にはどれくらいの金額になったのかを教えてください。

【岸川感染症対策室企画監】健康観察業務委託でございますが、契約時点での想定される総額を申し上げますと、基本的には看護師の単価と架電事務員とか各事務経費、コールセンターにおける1回線ごとの設備費、これらを全て単価契約にしておまして、それを契約時点の想定される数量で計算した時に2,380万円を想定して契約をしております。

1者随契でございますが、令和4年3月から緊急的に開始をしているものでございまして、当初は急激な感染者の増加がございまして保健所業務が急に逼迫をしておりましたから、緊急的な措置ということで、随意契約による5者見積りで契約をしております。

その後の各年度につきましては、感染者が日々発生いたしまして健康観察も一定期間する必要がございますので、途中で切るのはなかなか難しゅうございます。今年度は5月7日までの

実施で業務はもう終わっておりますが、この間、1者随契で契約をしております。

【浅田委員】令和4年からやられていて、その時に一度、5者見積りを出して、その中で決まって、それが引き続き今回も随契という形で業務をやられていたと。

2,380万円ほどが予算として組まれているということですが、実態としてこれだけ減ってきた状況の中で、どれくらいの費用がかかったんでしょうか。

【岸川感染症対策室企画監】今年度はかなり件数が減っております。健康観察の対象者が減っておりますので、当然体制も最小限でやっております。結果的に今年度の実績が、令和5年5月7日までで2,386万円、同額でございます。最初に想定した数量自体が、今年度は感染者が減った時の数量で想定しておりましたので、令和5年に関しましては同額で実績が出ております。

【浅田委員】令和4年はもっと金額が高かったけれども、ここに関しては減った状況での想定ということですね。

ただ、ちょっと思ったのが、ピーク時はものすごい件数の連絡があって、架電の事務員も大変だった状況で、ある一定の金額を支払うのは理解できるんですけど、かなり人数が減ってきた状況で、その前の5者見積りの状況をそのまま継続するはいかがなものかなと思うところですが、そのあたりはどのように受けとめられているんでしょうか。

【岸川感染症対策室企画監】そのあたりは、対応する看護師の数であったり、電話対応をする人の数だったり、感染者の数によって増減がしやすいような形にもっていくために単価契約というやり方をしております。そのあたりは実際の感染者数に合った形での対応ができてい

というふうに考えております。

【浅田委員】すみません、私の理解力がないのか、わかったようなわからないような。全体的な金額が減るのはわかるんですけど、それぞれの一人単価が変わっていないとすれば、件数の状況はかなり変動していると思うので、どうなのかなと思った次第なんです。

また、医業的なしっかりとした知見を持っていらっしゃる方々が架電事務員なのか。全くそうじゃなくて、架電事務員になるには、私どもでもできるのかどうか、そこはどうですか。

【岸川感染症対策室企画監】まず健康観察のやり方でございますが、通常のケースであれば、HER-SYS（ハーシス）というシステムを用いまして、自宅療養の方がご自身でデータを入れていただく、そのデータの確認ということで事務員がおりますので、そこは専門的な知識等は要りませんので、通常の方でできる範囲でございます。その中で、例えば症状にちょっと異常というか、体調に変化が見られるような場合には看護師が対応するというふうな体制をとっております。

【浅田委員】体制、あり方、やり方というところは理解できましたが、その中身に関しては、これまでの状況とか、後でまた詳しく伺いできればと思います。事態が変わった状況で、この中身は変わらないで、果たしてそれが適正なのかどうかというのは、ちょっとまだ疑問が残るところなので、後で、こちらも計算してから伺わせていただければと思います。

同じ6ページの最後ですが、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談業務委託が、随意契約で福岡の方になっております。この随意契約先は7ページで一般競争入札をしたところと同じです。これは、要は業務的に紐づけがある

から随契になったのかなと思ったんですけど、随契の契約日が3月22日で、相談業務委託が5月だったものですから、このあたりはどういうふうに考えればよろしいのかなと思ひまして、お伺いします。

【岸川感染症対策室企画監】こちらにつきましては、当初の随意契約の部分が、財源が国の緊急包括支援交付金を使っておりまして、こちらの方針が、最終的な確定版が出されたのが3月でございます。ということで、実際の業務がいつまでなのかとか、そういうものを含めて未確定でございましたので、仕様が固まらずに一般競争入札の準備ができなかったということで、今年度の5月末までを随意契約で契約をいたしまして、6月からは一般競争入札の準備ができましたので、新しく一般競争入札で契約したもので、たまたまといひましょうか、取った業者が同じであったということでございます。

【浅田委員】わかりました。これを見る限りにおいては、わかりづらいなというふうに思った次第でした。

それと、先ほどの電話業務の方と、看護師とか医師とかと、あまりにも単位がですね、専門性を持った方が。それは、後ろにある資料を見ると、企業体とか抱えている人数が違うからなのかなというふうに勝手に理解はしたんですけども、そういったところも説明していただければと思います。

もう1点、9ページにありますSNSの相談事業業務委託も随意契約で東京の業者になっているんですが、ここはどういった状況でしょうか。

【藤井障害福祉課企画監】当事業は、全国的に若者層の自殺者が増加している状況を受けまして、LINEを使った相談対応をしているものでございまして、昨年8月に開設をしております。

昨年、総合評価方式の一般競争入札で業者を決定しております。今回2年目になりまして、契約を新たな業者とした場合、データの移行に400万円程度かかるということと、切れ目なくきめ細やかな継続性のある相談対応をする必要がありまして、同じ業者に随意契約をしているものでございます。

九州で福岡、熊本、大分も本県同様の事業をしておりますが、同じ業者が随意契約をしている状況でございます。

【浅田委員】わかりました。こうやって随契となるのは、前々からの継続事業であると、他県もここにやっているということで理解はいたしました。

最初に見た時に、SNSの相談業務であれば、地元に基づいたところ、地元の状況、地元の教育関係、地元のいろんなことを理解しているところの方が相談にのりやすいのかなと思ったんですけども、そうではなくて、あくまでこの会社にいらっしゃる人材が、非常にそういうことをしっかりやれているというところで選んでいるという認識でよろしいでしょうか。

【藤井障害福祉課企画監】昨年の契約が総合評価方式でございまして、価格だけではなくて提案内容といひますが、相談対応職員の体制も含めて評価してございまして、心理士と精神保健福祉士が100名程度在籍する業者でありますし、厚生労働省のSNS事業も受けている業者でございまして、非常に信頼のおける業者でありましたので契約をしたところでございます。

なお、昨年度、一般競争入札でありましたが、応募したのがこの1業者だけという状況でございました。県内からの業者はなかった状態でございます。

【浅田委員】ここ1者だけだったと、これは前

年度もということでした。多分、分析とか資料とか、おありかと思しますので、どういうふうな相談があってということ、今お答えいただきたいわけではなくて、後ほど構いませんので、資料を皆さんに提供していただければ幸いです。

【千住委員長】ほかにご質問はございませんか。

【宮本委員】確認の意味も含めて質問させていただきます。

政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料差し替えの福祉保健部、先ほど浅田委員からもありましたが、11ページ、入札結果一覧表です。入札物件名が新型コロナウイルス感染症に関する電話相談業務委託（単価契約）ですが、入札単価なんですね。落札されているのが株式会社メディカル・コンシェルジュ福岡支社で、看護師、保健師、医師とあって、日勤9時から17時まで、夜勤17時から翌9時まで、これは看護師、保健師、医師も同じ時間帯ですが、落札されたところの医師の入札単価は1,000円ですよね。これはほかのところと桁が一つ違って、一番下のシミックソリューションズにおいては27万円なんですよ。この1,000円というのは、どういうことかなと思って。

落札が安いのはいいんでしょうけど、1,000円の業務について、ほかのところと桁がかなり違うものですから、教えていただければと思います。

【岸川感染症対策室企画監】こちらの単価が大きく違っているということで、基本的に医師の対応は、体調が悪くなった時に医学的な判断をしていただくために配置をするものでございまして、仕様書上は常駐でなくても可というふうにしております。この一覧表の一番下の高い部分は、常駐という形で見積もって入札をしてい

ます。

一番安いところ、通常でいえば1,000円とはあり得ないので、一旦入札を止めまして事実確認をしております。専任でなくても構わないというのは、要は医学的な対応、相談したい時に対応していただければいいものですから、この業者は、ほかの事業のために医師を常駐させておりまして、その中で対応をするということでもございましたので、この1,000円という単価でできないという判断はできませんでした。対応はできるということで、この財源に関しましては、会社の事業の全ての収益の中から算出するという説明でございましたので、あくまでもここは、実際に委託料を算出するところの単価という認識で契約をしております。

【宮本委員】大丈夫ですか。1,000円とはあり得んですよ。これ、時間じゃないですもんね。日勤9時から17時までを1,000円で医師が相談対応するというのは、時間給1,000円でもあり得ない話です。

先ほど言われたとおり常駐じゃないので、何かあった時に対応すればいいという考え方のところと、一方では、常駐せんばいかんということで27万8,700円って、妥当だろうと思うんですが。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談業務というのは、今から県がする業務ですよ。業務なのかな。今からすることで、県民の方から電話があった時に、そこに転送になると。

そもそも業務自体について教えていただければと思います。県民からの相談に対応するドクターという理解でいいのか、教えてください。

【岸川感染症対策室企画監】こちらにつきましては、県の受診相談センターがございまして、発熱等があって病院を受診したがいいかどうか

というふうな相談の対応をする窓口でございます。基本的には、そこに配置しております看護師が、その症状等を聞きながら、病院にかかった方がいいとか、かかる病院に関しましても、今は5類になっていますので基本的には近隣の医療機関に行っていただくんですけども、それがどうしてもできないとか、かかりつけ医がないとか、そういうふうなお困りがあった時に相談していただくようなセンターであります。

その相談の中で、症状とかでどうしても医学的な判断が必要になってくる時に、医師に看護師が相談をするということでございますので、頻度的にはそうないと思っております。

1,000円というのはすごく安いですが、実態のところはメディカル・コンシェルジュにいらっしゃる医師が対応するので、そこは委託事業の実施自体には影響はないというふうに考えております。

【宮本委員】再度確認で大変申しわけないんですけど、電話相談業務は今までもあっていて、医師に対する照会もあっていたと思うんです。5類に移行したから恐らく減るだろうとは思いますが、結構な相談件数はあったと思うんです。それに医師が対応したことはあるかと思うんです。そういった対応でも問題ないんでしょうね。実績等がわかれば、教えていただければと思います。

【岸川感染症対策室企画監】電話相談件数は、令和4年度には5万8,700件ほどっております。ほとんど看護師が対応しておりますが、申し訳ございませんが、医師が対応した件数は把握しておりません。

【宮本委員】わかりました。メディカル・コンシェルジュ福岡支社が委託しているドクターが対応することで、この単価になったと理解をい

たしました。

再度確認ですが、先ほど、入札を止めてという答弁がありました。「あれ、ちょっとおかしいな」と県としても思われましたか。これはどういったことかなということで確認した経緯があるのかどうかを、再度確認させてください。

【岸川感染症対策室企画監】入札に関しまして、予定価格の3分の2を下回ったりとか明らかに額が低い時には、県の入札執行マニュアルで、一旦その入札を止めて本当に実施が可能なのかどうかの確認をするとなっておりますので、それに従ってやっております。

【宮本委員】予定数量もありますし、メディカル・コンシェルジュ福岡支社はそういったことに特化した会社で、それで対応できると県も信用したんでしょう。

ともかく、県民の方から相談があった時につながらないとかということがないように、しっかりと対応していただきたいと改めて意見として申し上げます。

【千住委員長】ほかにご質問はございませんか。

【富岡委員】同じ流れで、1,000万円以上の契約状況一覧の文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の部分を発信させていただきます。5つほどです。

まず、8番の新型コロナウイルス感染症自宅療養者への健康観察業務委託です。委託内容と必要性などについてお答えいただけたらと思います。こちらも随意契約ですね、8番。

それと、次のページの16番、ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業業務委託の件と、17番、医療費経年分析事業業務委託、24番は先ほど浅田委員のお話の中でありました。

27番から29番までの在韓被爆者支援関係です。これも金額が比較的大きくてですね。それ

で、具体的な委託内容と、ちょっと勉強不足で、在韓被爆者の方が人数的にどのぐらいいらっしゃるのかというところも含めてお答えいただけたらと思います。

【岸川感染症対策室企画監】 まず、8番の健康観察業務委託は、先ほどご説明した部分でございまして、コールセンターを構えて行う業務でございます。コロナ患者は日々発生をいたしまして、それに関する健康観察は一定期間、例えば5日間とか、前だったら7日間とか、その期間の健康観察をする必要がございます。あと、体調が悪化した時の電話対応を24時間に対応しております。そういう状況でございますので、途中で契約業者を変えるのはなかなか難しゅうございましたので、1者随契で契約をしております。

【川内野国保・健康増進課長】 16番のICTを活用した特定健診受診率向上対策事業の業務委託ですが、この事業は令和3年度から実施をしております。最初に実施しました時に公募型のプロポーザル方式で事業者を選定しております。令和3年度は11市町で実施しまして、令和4年度は15市町、今年度、令和5年度は17市町に拡充することとしております。継続実施をする市町におきましては、事業効果を高めるため、切れ目なく早期介入する必要がありますので、この事業をやれるのは、このキャンサースキャンに限られるということで随意契約としております。

次に、17番の医療費経年分析事業の業務委託ですが、この事業は、令和2年度に同様の医療費の分析事業を行っておりまして、今年度の事業は、この結果と併せまして経年の分析をすることとしております。令和2年度に実施しました事業の際には公募型プロポーザル方式で、この事業者を選定しております。委託先であるこ

の事業者は、令和2年度に実施しました事業におきまして、その事業者が有する特許技術を用いて医療費分析を行っておりますので、この特許技術を有する業者はこの事業者に限られるということで随意契約としております。

【林田原爆被爆者援護課長】 27番から29番についてお答えいたします。いずれも在韓被爆者の支援事業でございます。

まず、在韓被爆者の人数につきましては、令和4年3月末の数字で1,889名いらっしゃいます。

その中で、まず27番、在韓被爆者支援事業業務委託につきましては、業務内容としまして、韓国在住の被爆者への支援を円滑に行うために必要な事務局の体制の整備とか、被爆者への相談対応などを行うということで、大韓赤十字社と随意契約をしております。この理由として、大韓赤十字社は、韓国内で韓国政府の委託を受けて在韓被爆者への支援事業を行っております唯一の団体で、他にこの事業を実施できる機関がないためでございます。

次の28番、在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託につきましては、在韓被爆者への医療費の支給、あるいは健康診断の実施を行うものです。

事業費については医療費と健康診断に要する経費、事務費の固定分につきましては、人件費とかパソコン、システムの維持管理などの固定的な経費、印刷費とか通信費とかの数量によって変わってくるものを単価契約としております。随契の理由は先ほどと同じでございます。

3つ目、29番、在韓被爆者の医療費等支給に係る算定と業務委託、この業務につきましては、日本国内の医療報酬の算定の考え方とか韓国の医療制度を熟知している必要があるという特殊性があります。委託しております日本公衆衛生

協会は、在韓被爆者の保険医療費助成制度が平成16年度に開始されておりますが、それ以来、被爆者の算定、支給に携わっている唯一の団体で、このほかに考えられないということで1者随契としております。

【千住委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】次に、政府施策に関する提案要望の実施結果について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

委員一人当たり、一回当たり20分をめぐりお願いします。

【堀江委員】委員会の子ども政策局長説明の差し替えの分です。私から発信しました。

子育て世帯へのお米券配布についてですが、子ども政策局長説明は差し替えがありまして、「現時点で6月下旬からの申請受付開始を予定」としています。最初は6月28日と出して、その後、差し替えの局長説明には「6月下旬」と書かれています。しかし、先ほど局長が説明した段階では6月28日と言われました。

受付開始は、いつですか。

【川村子ども家庭課長】お米券の申請受付開始につきましては、先ほど、子ども政策局長が口頭でご説明しましたように、6月28日から申請を開始したいと考えております。

【堀江委員】これは、さきの2月定例会に先議で出された議案で、2月、3月、4月、5月、6月、こんなにもかかるんですか。

というのは、これは4月1日現在でカウントされるんですけど、2月の段階で報道されて、子

ども1人10キロ、お米が届くよという報道をすごく楽しみにされていて、3月に18歳の高校生が卒業して家を出て1人減ったりして、いつになったらお米券が届くのかという要望がすごく寄せられているんです。

先ほど、契約案件の部分も出されましたけれども、これは2月議会の、しかも先議でされた部分にしては、6月28日というのはあまりにも遅いんですけれども、そういう認識があるのかどうか。

同時に、なぜ6月28日になるのか、そこをもう少し説明してください。

【川村子ども家庭課長】お米券につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり2月の先議でご承認いただきまして、準備に入ったところですが、県産米ということで準備を進めておりましたので、取扱いする店舗の調整等に時間等を要したところでございます。

実際4月になりまして委託契約に向けて準備を進めまして、契約を結んだ後に委託業者と準備を進めているところですが、お米券取扱い業者に対してもしっかりと説明が必要、それとコールセンターの職員の養成が必要、あとは広告、広く周知をする必要がありますので、そういった情報周知啓発等にも準備が必要でありましたので、その辺が整いまして6月28日から申請を開始するというところで進めているところであります。

確かに、遅いというご指摘がありましたとおり準備に時間を要しました。今後は申請を受け付けて、しっかりと配布に向けて準備を進めまして、できる限り早い段階で皆様のお手元に届くように進めていきたいと考えております。

【堀江委員】2月20日、予算決算委員会文教厚生分科会の審議の中で、当時の子ども家庭課長

が、「お米券の申請につきましては、直接子育て世帯の方から、私どもが業務を委託をいたします事業者に対して申請を行っていただくということで、申請に当たりましてはホームページ等からダウンロードしていただくとか、そういう環境がない方には受託業者から申請書を送付していただく」というふうに、その時に、こんなふうにしますということで、生産者、お米の業者も含めて、当時は宮本委員もおられました、そういう一定手順といいますか、どんなふうにするのかという説明があって、それで早期に手元に届くようにということになったわけです。

今の課長の説明は、こんなふうになって今度6月28日になりましたということですが、当初予定したものと、今4か月たってやっと6月28日になった、ここの違いをもう少しわかりやすく説明してもらえますか。

要するに、お米業者とこうする、委託業者とこうすると予定していたんだけど、結局、そういわずに4か月後になりましたとなるのか、もともと説明した段階で申請できるのは4か月後というふうに思っていたのか。

私は、できるだけ早くというふうに担当課も思っていたと思うので、当時はいなかったでしょうが、当初、2月の先議の時に言っていたことと、この4か月でどこがどう違ってここまで延びたのか、そこをもう少し言っていたかないと、「こんなふうになりました」だけではちょっと理解できません。再度答弁を求めます。

【川村こども家庭課長】 実際、準備を進めていく段階で、こども家庭課としては、4月に入って速やかに入札に図れるような形で準備を進めたいと当初から考えておりました。

4月に入りまして、私、課長が替わったこと

もあり準備に時間がかかりまして、委員おっしゃるとおり、実際に施行伺いを回す時間は少し時間をとりました。その後、入札に図りますので告示等の時間もかかりまして、今回の6月28日申請開始に至ったところであります。

確かに4月当初から速やかにやれば、もう少し早くできたと思うんですが、実際に準備を進めていく中で少し疑問点があったり、そういったことで時間を要しましたので、遅れたことにつきましては申し訳なかったと思っております。

【堀江委員】 今の課長の答弁の中で、進めていく中で疑問点があったと。つまり最初の計画、2月の先議をしていた計画と、実際にやろうとした時に、担当課長も替わる、新たな視点も入る。しかし、これは継続の事業なので、担当者が替わろうと、やる事業は同じだと思う。

疑問点があったということは、実際にやってみたら、はてなマークがつくような状況があったということなんですか。事業がすんなりできなかったんですか。

【川村こども家庭課長】 今回、10キロ相当のお米券を配布しますということで準備を進めておりまして、通常のお米券とは違った県独自のお米券を発行する手順とか、発行の中身で少しまだ煮詰まっていない部分とかがありましたので、そういったことを担当とやり取りをしているうちに、ちょっと時間がかかったということがございます。

【堀江委員】 平たく言えば、2月の先議の段階、子どもさん1人に10キロのお米券を配布しますと言った、その事業そのものがまだ固まっていないところもあり、担当者も替わって。

先議で4か月もかかるのは、私はちょっと遅いと思っている。もちろん担当者が替わったにしても、これはコロナ禍の中で子育て世帯を応

援すると、一番わかりやすい、子どもたちがいる世帯にお米券が届きますよという、いわばこども政策局として、ある意味メインの施策が遅れたことについては、私は今の話では細かく内容を理解することはできませんでした。

答弁としては、最初の事業そのものが十分な形でなかった部分があり、あるいは担当者が変わったこともあって、年度替わりのことでもありますので、なかなか対応できなかったということですが、そういう説明だけで県民が納得するかなというふうに思うんです。

いずれにしても、今後どのように進めていくのかということは問われていくと思うんです。最後にその点の答弁を求めます。

【川村こども家庭課長】 今後につきましては、実はコールセンターは設置をしております、ホームページに今公表しております。6月28日から申請を開始しまして、11月末まで申請は随時受付をしたいと思っております。

今後は周知をしっかりと図っていくことが大事になってまいりますので、ここにつきましてはテレビのCM、学校等を通じてチラシの配布、それとラジオ、あらゆる媒体等を活用してしっかりと、漏れなく申請していただくように準備を進めていきたいと思っております。

受け付けたものにつきましては、今後、審査を経まして、お手元に8月から届くように準備を進めていきたいというふうに考えております。

【堀江委員】 それはあくまでも申請ですね、申請。把握していないんですか、18歳以下世代の子どもがいる世帯を。申請をしないと、これはできないんですね。申請の手順を省いて、子どもがいる世帯にお米券が届くというような手法はできないんですか。

【川村こども家庭課長】 もともと制度設計した

時から、申請によって、うちの方で審査をしまして、きちんと長崎県内に住所がある18歳未満の子どもと確認したうえで配布をするとしておりましたので、ここにつきましては当初の予定どおり、プッシュ型ではなく申請で対応させていただきたいと考えております。

【堀江委員】 当時のこども家庭課長は、「今回の事業につきましては、長期化しますコロナ禍、物価高騰の中で、県の独自の経済対策として、子育て世帯の家計の負担軽減を図るために、県産米限定のお米券を配布したい」と。「子どもさんがいる世帯ほど食費の負担が大きい、特に育ち盛りの子どもさんを育てるためには食費はなかなか削れない、だからこういった家計の負担軽減のためにお米を配布するのが効果的ではないかということで事業を組み立てていきたい」と。

当時、県議会も、本当にお米券でいいのかと、いろんな声があったんですが、それはそれとしても、ぜひ子育て世帯を、特に子どもたちが食費を削らなくてもいいように支援をしてほしいということで、これは先議で既に予算として可決をされています。そういう趣旨からしても、私としては、今は6月で、8月には手元に届くようにしてほしいと思いますが、あまりにも、2月の先議でやる意味があるのかと非常に私は思いました。

これは要望しかできませんが、最後に局長、このことについては再度、早急に手元に届くようにしてほしいと思いますが、答弁を求めます。

【浦こども政策局長】 お米券の問題でございますが、委員からご指摘がありましたように、これは先議で委員の皆様のご承認をいただいたものですので、そういった趣旨を、まず我々理事者はしっかり重く受けとめて、先ほどお話があ

りましたけれども、旧年度中にしっかり準備をしておくと。4月に入って体制が替わったとしても、そこは速やかに入札手続に移行できると、そういう流れを本来しっかり進めておくべきだったのではないかなというふうに、私も改めて今、やり取りを聞きながら思った次第です。

今回、6月定例会の当初、先議を議論する中でも、委員の皆さんから、先議の事業についてはいつごろ執行される予定かといったご質問を複数いただいております。そうした中で私からもこども政策局の職員に対して、特に先議の案件については、とにかく事務処理スピードを優先しながら、先議の意味をしっかり重く受けとめて、今後の執行の計画等も立てたうえで執行するよという指示も出しておりますので、今後、先議の案件につきましては、そういう考え方のもと進めていきたいと思っております。

まずお米券については、ただいまご指摘がありましたように、しっかりとPRをしていきながら、1日でも早く手元に届くように、今後の事務処理を進めていきたいと考えております。

【千住委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から請願審査を行いまして、請願審査が終わり次第、引き続き福祉保健部、こども政策局の審査を行いますので、よろしくお願ひします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第1号請願「長崎県における喫煙対策に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【中島(浩)紹介議員】 長崎県における喫煙対策に関する請願書でございます。紹介議員が私、中島浩介と中村議員、清川議員の3名でございます。代表して私から説明させていただきたいと思っております。

紹介議員になっております3人は南島原市と五島市でございます。葉たばこの生産者が非常に多い地域で、地元の基幹産業となっているところでございます。

葉たばこ産業におきましては、長崎県における耕作面積が389ヘクタール、令和4年度の売上が21億7,000万円となっております。

そしてまた、令和3年度の長崎県全体におけるたばこ税は110億円ございまして、市町村税がそのうち94.7億円と財源の確保に非常に寄与してございまして、地域振興の一翼を担っていると思っております。

県議会では、令和2年に採択されました「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」で、私どもが置かれる状況や、思いが通じ、議会の皆様のご理解をいただけたものと認識しております。

喫煙者、非喫煙者が双方快適に過ごせる環境整備が推進されることで、安定的な地方たばこ税の確保にもつながり、ひいては私どもの生活の維持に少しでも好影響を与えるものと期待しているところでございます。

そこで、国の定める法律に上乘せとなる施策ではなく、健康増進法に沿った取組にをより望まない受動喫煙の防止対策を行っていただきたいことと、バランスのとれた健康対策を検討していただくこと、そしてまた喫煙者、非喫煙者双方が快適に過ごすことができるよう検討していただきたいということでございます。

今回、たばこ耕作組合、JT、飲食店の皆さんから請願が出されております。例えば飲食店におきましては、しっかりとした分煙対策を講じられて、ある程度費用がかかってもしょうがないという立場で協力していただいているところでございますし、長崎県は葉たばこ耕作者が多い状況でございますので、このことも加味していただきまして、何とぞご採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、紹介者の説明とさせていただきます。

ご採択いただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

【千住委員長】この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があつておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で、簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時37分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

【深堀委員】請願人の方、本当にご苦労さまでございます。喫煙をしている人間として、ちょっと複雑な気持ちで聞いておりました。

理事者の方にお尋ねをしたいと思います。請願書に書かれている内容の件ですね。

まず、請願事項の1項目に、「国の定める法律に上乘せとなる施策ではなく」とあります。

説明の中に、他県において、健康増進法よりもさらに厳しい条例を設けている自治体が散見されると請願人の方が言われていますが、我が国の中でそういった自治体がどういったことをやっているのかがわかれば、教えていただきたいと思えます。

【鶴田国保・健康増進課企画監】国内で罰則を設けている県は6都府県でございます。東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府、兵庫県、秋田県でございます。

この中で、例えば神奈川県におきましては、各喫煙室における技術的基準の不適合、禁煙表示の不掲示、立入り調査の妨害、20歳未満の者の立入りにつきましては5万円以下の過料を設けるとしております。

【深堀委員】健康増進法で定められた基準の不適合とか、そういったところに対する罰則規定を条例の中で設けているということですかね、概ねですね。

長崎県は、健康長寿日本一を目指した取組をやっています。その中で、全国よりも喫煙率が高いというポイントがあつて、それに対するいろんな施策を講じていくものというふうに認識をしております。

その点に関して、請願人が言われている健康増進法よりも厳しくするような、県独自で喫煙対策としてやっていこうという考えはあるのでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】県としましては、まずは改正法の規定する受動喫煙防止対策を徹底できますよう、適切な周知啓発に努めてきたところでございます。引き続き、この改正法の基本的な考え方である望まない受動喫煙をなくして、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮して、また、施設の

類型、場所ごとの対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

現時点では、法に上乘せする独自の条例制定等の検討は行っておりませんが、今年4月1日から県庁舎等で敷地内禁煙としているように、ほかの行政施設、公共施設においても推進してまいりたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。

請願人に対して、少しお尋ねしても大丈夫ですか。よろしいですね。

【千住委員長】はい。

【深堀委員】請願人にお尋ねいたします。

今、ちょっと質疑をやりました。長崎県が考えている中身についての話が少しあったわけですが、請願人が出されている請願の趣旨の中で、先ほど言われた健康増進法を上乘せするようなことに対するイメージというのは、どういうふうなものを考えていらっしゃるのか、もしあれば、こういうことをしてほしくないんだよという具体的なものをもし何か持っていたら、お聞きしておこうかなと思います。

【千住委員長】しばらく休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、担当課にお尋ねいたします。

長崎県の肺がん死亡率は、直近ではどういう状況ですか。

【加藤医療政策課長】肺がんに関する死亡率のお尋ねです。直近で令和3年のデータがございますが、長崎県で972名、これを人口当たりの全国を標準化した率で申し上げますと、全国で

残念ながらワースト8位で、8番目に死亡者が多いという状況でございます。

【堀江委員】長崎県議会の会議規則上、請願人の方にお尋ねしても休憩中の答弁になってしまいますので、紹介議員の方にお尋ねをしたいと思います。今日は請願人の方、本当にお疲れさまです。

この請願項目の2番目、喫煙対策についてバランスのとれた検討ということは、具体的に言いますと、禁煙、喫煙がバランスをとれたということになるのか、ここのところをもう少し詳しく説明していただけますか。

【中島(浩)紹介議員】今回、県におきまして健康ながさき21及び長崎県がん対策推進計画等で健康増進を進める中で、やはりそれは目指していかなければいけない。そしてまた、先ほど報告があったとおり、がんのリスクも高いということもございまして、お医者さんは禁煙をなるべく進める立場でございます。

ただ、我々としましては、対立する立場になりますけれども、そのことも考慮しながらも、地元の基幹産業であるたばこ組合も含めまして、そこに就労されるかなりの方がいらっしゃる中で、喫煙される方の場所の確保もしっかりととっていかなきゃいけないということのバランスでございまして、バランスというのは、しっかりと分煙をできる場所の確保をやっていただきたい、しっかりと分煙をしてバランスのとれた状況を保っていただきたいという趣旨でございます。

【堀江委員】再度、担当課にお尋ねいたしますが、今言われたバランスのとれた検討ということですが、長崎県が目指そうとしているところと、このことについてはどういう見解をお持ちですか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】県におきましては、今年度は健康ながさき21（第3次）の計画を策定する年に当たりまして、第2次に引き続き喫煙対策を推進することを盛り込むことと考えております。そして、個人だけではなく、取り巻く社会環境の質の向上を図ることも重要とされていますので、望まない受動喫煙の機会を有する者の減少も目標にしたいと思っております。

たばこに関しましては、発がん性物質による有害性を有しております、喫煙者の健康への影響として様々な疾病の原因にもなっております。昨年度から始めておりますながさき健康革命で、禁煙対策も進めていきたいと考えておりますので、分煙対策という立場からの推進は考えておりません。

【堀江委員】請願が言うところのバランスのとれた検討ということは、計画としてはちょっと難しいという見解を持っているということでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】委員のおっしゃるとおりでございます。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】国保・健康増進課にお尋ねします。

改正健康増進法が施行されて以降、本県での受動喫煙防止対策の取組状況はどの程度進んでいるのかということで、具体的に本県での禁煙または分煙の実施状況を数値的に把握しておられましたら、ご説明をお願いします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】市町の施設を含めた本県の第1種施設におきましては、令和4年10月時点で、1,212施設のうち、敷地内禁煙が83.3%に当たります1,010施設、屋内禁煙施設が16.7%に当たります202施設となっております、令和3年時点と比較しますと、敷地内禁

煙の割合は2.2ポイント増加しております。

第2種施設におきましては、公民館など全体で1,394施設のうち、施設内禁煙が45%に当たります627施設、屋内禁煙が53.2%に当たります742施設となっております、令和3年時点と比較しますと、敷地内禁煙の割合は2.4ポイント増加しております。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】今、ずっと答弁を聞きよって、長崎県が目指す喫煙対策というところが、どこら辺を向いておるとかなと。例えば禁煙、必ず禁煙なんだというのか、分煙対策をしっかりと受動喫煙を限りなくゼロに近づけていこうとするのか、そこら辺のバランスをとっていこうと考えとるのかというのが、ちょっと見えてくんやったんじゃけど。

最終的には、どうもさっきの質問の答弁では禁煙を目指すんだというふうに聞こえたけど、そういう方向になっておるとかな。もう一回、教えてください。

【寺原福祉保健部長】まず、根本的な長崎県としての立場からお話をさせていただきます。

長崎県職員は、特に福祉保健部においては、県民の健康と生活、命を守るために日々従事しておりますし、その自負をもって日々職務に当たっているところでございます。

たばこ対策については、これまで健康増進対策としては食事、運動、健診という3本柱で行っていましたが、昨年からの長崎健康革命において、たばこの対策というものを始めたところでございます。

このたばこの対策については2つございまして、1つが禁煙、もう1つは受動喫煙の対策で、これは両方ともしっかりと強化してやっていくものであろうと思っております。

その上で2つの観点でお話しさせていただきますが、1つは、たばこに対する健康影響がどれくらい科学的に言われているのか、エビデンスがあるかということでございます。委員の皆さん方はご存じのとおり、たばこに関しては、肺がん以外にも胃がんとか食道がん、喉頭がん、すい臓がん、様々ながんを起こすリスクを高めるといこと、それから脳梗塞や心筋梗塞、肺気腫といったものも高めます。そういったエビデンスがあるということ。

それから経済への影響につきましても、たばこ税以上に喫煙による医療や介護等の経済損失が大きいとも言われております。そういったエビデンスがあるということでございます。

もう1点が医療的な視点でございます。私も約10年間、臨床をしておりましたので、その経験も踏まえて医療的な視点をお話しさせていただきますと、臨床医療においては、ほぼ毎日、喫煙によって健康を害し、苦しんでいらっしゃる患者さんや、そのご家族の方を見ております。私は総合内科以外に小児科もしていましたが、小児科においては、低出生体重児とか乳幼児突然死症候群にも影響しますので、非常に生活に苦しめられている方も日々見ているという状況でございます。

そういった観点もありますので、県としては禁煙対策と受動喫煙対策の両方をしっかりと強化していくという立場でございます。

【吉村委員】今の部長の答弁、よくわかりやすい説明だったと思います。

先ほど、長崎県はワースト8位と言われたけど、長崎県は炭鉱の県でもあったわけよね。だから、塵肺の方が今でもたくさんおられるんですよ。だから、一概にたばこだけではないかもしれん。そういうほかの要因で肺とか気管支の

病気で亡くなる人もいるので、そこら辺の全国的な長崎県の位置というのは、はかりづらいところがあるんだろうなとは思いますが。全国的にどの県も炭鉱があったわけじゃないからですね。今でも苦しんでいる人がたくさんおられるんですよ、塵肺で、そういうこともある。

医療的に言うと、がんのリスクは高いとなる。

しかし、今、部長が言ったように受動喫煙を防止することも大事なんだと、そういう意味でのバランスをとりながら健康増進に努めていくのが長崎県の方針と理解したんじゃないけど、そういうことでいいですかね、もう一回確認しますけど。

【寺原福祉保健部長】吉村委員のご指摘のとおりでございます。

【吉村委員】それで、私なりには理解をしました。

今、公共施設とかが、法によって喫煙をできないと制限がかかってきて、たばこを吸う人にとっては使いづらい施設になるわけよね。ここも、見方によっては安全な施設となるかもしれないけど、たばこを吸う人にとっては非常に使いづらい施設。公共施設なのよね、でも、それが使いづらい。それが精神的ストレスになっていくと、違う要因で病気を発症するかもしれないということもある。

まだまだ喫煙をする方がたくさんおられます。

そういうことを見ていると、受動喫煙を防止するための部屋とか何とかという整備も一緒に進めていかんといかんやろうと思いますので、そこら辺も含めて今後の対策を打っていただきたいと思います。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、ほかに質疑がないよ

うですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】葉たばこの生産に自信と誇りをもって、良質な葉たばこの生産に取り組んでおられる請願人の姿勢に敬意を表します。葉たばこを生業としている耕作農家の今後の生業を、禁煙の流れの中でどうしていくか、国が十分な対応を行うべきだと私は思っております。

そのうえで、請願に反対の立場で意見を申し上げます。たばこそのものは、人類の健康にとって有害であり、これをなくしていく過程を推進していく立場であるということ。

それから、地方税、地方たばこ税のことが言われましたが、地方たばこ税による財源措置も、喫煙者の減少に伴って縮減されていく財源であり、地方たばこ税に相当する財源は、国の対策として一般財源などの代替措置を講じられるべきものであるというふうに思っております。

私は、受動喫煙を受けている人が肺がんになるリスクは、受けていない人の1.3倍というふうに認識をしております。WHOのたばこ規制枠組み条約に基づいて、世界の国々で8種類の公共の集まる場所の全ての屋内全面禁煙を義務づける法制度が整備をされています。

そういう意味では、国の対応は、いわゆる国際的な到達点からすれば立ち遅れたものとなっておりますし、今、部長が答弁しました長崎県の対応につきましても、いわゆる禁煙を目指していないとすることにつきまして、私は、さらに禁煙を目指してやるべきだというふうに思っておりますので、この請願については、請願そのものの内容がバランスのとれたということですので、世界の流れからして、請願その

ものについては賛成できないという立場を表明したいと思っております。

【千住委員長】 討論はありませんか。

【山本委員】 私は、この請願に賛成の立場で討論をいたします。

まず、経済的な側面につきましては、先ほど、たばこの耕作面積、販売高、たばこ税収の説明がありましたが、特に南島原市におきましては、令和4年の葉たばこの販売代金が12億5,000万円ということで、市町別で初めて全国1位になっていると。まさに農家経営の基盤となる基幹作物になっており、農業を通じた地域の活性化に大きく寄与しております。今後も、地域活性化の観点から、特に競争力のある作物の生産に力を入れていく必要があるというふうに考えております。

今回のこの請願を読みますと、たばこの生産者の方、販売者の方、飲食事業者の各団体の皆様も、営業的にはマイナスの影響が生じる中で、改正健康増進法の趣旨を理解されて、法令の周知とか施策への協力をされている。そういう中で、たばこを吸う人と吸わない人、生産者、販売者、飲食事業者などの関係業者の方との共存を図ろうという内容になっておりますので、私は穏当な内容だと考えます。

改正健康増進法の趣旨は、先ほどから話があるとおり、望まない受動喫煙をなくすというもので、受動喫煙による健康影響に配慮をしながら、施設の類型、場所ごとに対策を実施しようとするものです。

この法律につきましては、昨年、東京地方裁判所に、たばこを自由に吸う権利を奪うもので憲法違反であるという訴えがありましたが、東京地裁は、この訴えを却下しています。ただ、その判決内容を見ますと、改正健康増進法は、

受動喫煙防止という目的を達成するために、必要で合理的な範囲に喫煙場所を限定して憲法には違反しないと、そして、受動喫煙防止に必要な範囲で喫煙が制限されることはやむを得ないという内容になっています。

先ほどの質疑の中でわかったとおり、本県においても、この法律に従って禁煙あるいは分煙が急速に進んでいます。今後進めるべきは、この法律の範囲内で受動喫煙防止策をさらに進めることであって、必要で合理的な範囲以上に喫煙場所を制限することではないんだろうと思います。

現在、法的には、いわゆる喫煙権とか禁煙権とかというものは認められていません。改正健康増進法の趣旨を理解して、これは特に喫煙者が考えそしてまた、農業や産業の振興とか財政面での寄与も考慮をして、関係者全体の共存を図ることが必要だと考えますので、この請願に賛成をします。よろしくをお願いします。

【千住委員長】ほかに討論はありませんか。

しばらく休憩します。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 2分 再開

【千住委員長】委員会を再開します。

それでは、討論が終わりましたので、第1号請願に対する採決を行います。

第1号請願「長崎県における喫煙対策に関する請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

【千住委員長】起立多数。

よって、第1号請願は採択すべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退出いただきたいと存じます。しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 9分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

【川村こども家庭課長】午前中の委員会におきまして、1,000万円以上の契約状況一覧表につきまして、浅田委員からの子育て世帯臨時特別支援事業業務の業者選定に関するご質問への答弁について訂正させていただければと思っております。

午前中の答弁におきまして、過去の実績などを勘案し、業務実施可能な業者であるかを判断して選定したとお答えいたしましたが、改めて確認しましたところ、今回の一般競争入札の参加資格の告示では、「長崎県内に本店または支店等を有し常勤の従業員を雇用している」という要件も入っておりました。

今回落札した日本トータルテレマーケティングは、県内に事業所を有しておきまして、過去の実績等も勘案のうえ、今回の契約に至ったところであります。

以上、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

【千住委員長】それでは、議案外所管事務一般について、ご質問を受けたいと思います。

ご質問はございませんか。

【宮本委員】議案外所管事務一般につきまして質問をさせていただきます。まず、福祉保健部から、2項目させていただきます。

1項目が、次期長崎県医療計画についてです。第8次長崎県医療計画が来年度から開始になりまして、6年ごとなので、この間、医療の現場、そしてまた社会情勢も大きな変革を受けている。もちろん新型コロナウイルス感染症、災害等々いろいろ変化が起きていますので、様々盛り込んでいただきたいという思いを込めて質問させていただきます。今回の委員会で、主に薬剤師、薬局の観点から医療計画に盛り込むべきであるということを質問させていただきます。

今の第7次医療計画におきまして、災害医療という項目があります。災害医療という項目の中で、いろいろ盛り込まれておりまして、災害医療コーディネーターという文言はあるんですけども、災害薬事コーディネーターという文言がありません。よって次期長崎県医療計画においては、災害薬事コーディネーターを活用した医薬品提供対策を構築するというような項目、計画を盛り込むべきであると考えております。これについてのご意見をいただければと思います。

【斉宮薬務行政室長】近年、日本各地で大規模災害が頻発していることから、県でも、災害発生時の医療・救護活動が迅速かつ的確に行われるよう、その体制を整備しておくことが求められています。その中で、医薬品や医療材料の供給、避難住民の服用薬の管理等の問題を担う薬剤師の確保は大変重要であると考えております。

災害薬事コーディネーターは、災害時に県が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のために、災害対策本部や地方本部において、被災地への医薬品の供給や薬剤師の派遣、及び衛生面に関する対策を行うことを目的に、県が任命する薬剤師のことであります。

当室におきましては、この災害薬事コーディネーター

の育成事業を令和2年度から実施しております。現在、これら専門的知識を有した薬剤師が32名育成できており、災害が発生した際には、県が長崎県薬剤師会宛てに要請を行うことにより、必要な人員が災害対策本部、地方本部に派遣されることとなっております。

第8次医療計画策定におきましては、国が技術的助言として指針を発出しておりますが、次期計画に盛り込む事項として、災害薬事コーディネーターの体制整備についても記述があることから、次期計画の作業部会等において、これらの体制整備についてしっかりと明記、明文化できるように、協議・検討を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】ぜひとも災害医療につきましても、次期計画で強力に推進をしていただきたいと考えております。

2点目。今回、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るいました。それを踏まえて、感染症が拡大した時に、医薬品の提供体制についても強化をしていく必要があると考えております。よって、感染症拡大時における医薬品の提供体制の強化、こういったものも計画として盛り込むべきであると考えますが、これについての見解をお尋ねいたします。

【斉宮薬務行政室長】委員のご質問は、新型コロナウイルス感染症、または今後起こり得る感染症も含めた形での対策という形での答弁をさせていただきます。

新たな感染症などの感染が拡大した場合の医薬品の提供体制につきましては、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症対策と同様に、抗ウイルス薬の配置や、その提供体制を整備するうえで起こった問題点や課題、教訓等を踏まえ、その体制整備について協議・検討

を進めていく必要があると考えております。

この件につきましても、国が示した次期医療計画策定指針におきまして、新興感染症発生・蔓延時における医療対策の構築に係る指針が示されておりますので、これまでの教訓を踏まえて、患者への医薬品の供給を担う長崎県薬剤師会、また、医薬品を病院、診療所、薬局等へ提供する医薬品卸売業者で組織する長崎県医薬品卸業組合等と連携し、新たな感染症の感染拡大に備えた提供体制の強化について協議・検討を行い、次期計画に反映できるよう努めていきたいと考えております。

【宮本委員】 新興感染症対策ですね、新型コロナウイルス感染症を含むということをお願いいたします。

医療計画についてももう1点。地域包括ケアシステムが県内でも、そしてまた2025年に向けて国も策定が進められています。その中において薬局及び薬剤師の役割は今後重要になるというふうに考えております。よって、次期計画においても薬局及び薬剤師の機能向上に向けた取組をもっともっと明確に盛り込む必要があると考えておりますが、この件について見解をお聞かせください。

【齊宮薬務行政室長】 今後の薬局、薬剤師のあり方につきましては、平成27年10月に厚生労働省より、目指すべき指針として、患者のための薬局ビジョンが示されています。

このビジョンの中で、薬剤師や薬局は、調剤だけではなくて患者に継続的な服薬管理であったり、在宅医療に積極的に参加し、医師や看護師、介護職員等と連携して地域医療を支えていくとされており、併せて薬局の24時間対応であったり、健康相談体制の整備、認定薬局の取得促進など、その機能向上に取り組む必要性があ

るとされています。

委員にご指摘いただきましたように、次期医療計画においては、薬剤師が最新の医療及び医薬品に関わる専門的知識を習得しつつ、地域医療のチームの一員として、薬学的知見に基づき、その役割を発揮できるよう、認定薬局に係る取得促進や地域医療に貢献できる専門的なアセスメント技術に関する研修の実施など、その機能向上に向けた取組について、長崎県薬剤師会の姿勢を踏まえながら積極的に協議・検討し、次期計画に反映できるよう努めていきたいと考えております。

【宮本委員】 大事な医療計画ですので、ぜひ前向きに検討いただければと考えております。

次に、アピアランスケアについてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私、令和元年9月の文教厚生委員会で取り上げて、その他、多くの議員の皆様も取り上げていらっしゃるんです。要は、がんの治療に伴って、脱毛とか外見の変化に対する対応、アピアランスケアについてです。

佐世保市においては、今年度からアピアランスケアの助成制度が始まります。恐らく今の議会でいろいろ議論がなされていると思いますが、これについて市と様々連携を取らせていただいております。

令和元年の時に私が、県としてもアピアランスケアの助成制度に取り組むべきであると質問をした時の答弁は、県としては、相談窓口の対応、相談を強化しているという答弁でありました。例えば脱毛とか乳房に対する装具とかという一部分なものではなくて、全体としたアピアランスケア、相談対応に力を入れていくという答弁だったんです。これは令和元年であり、今

はもう時が過ぎております。

佐世保市においては、ウィッグであったり装具について、上限はありますけれども、一部助成が出るのが恐らく決まります。

よって、長崎県におきましても、相談窓口の対応は大事かもしれません。それはそれとして、こういったアピアランスケアの助成制度はやはり大事ではないかというふうに考えているところです。

長崎市、佐世保市の中核市以外のところでも、川棚町とか平戸市では恐らくされていると認識しております。全体的に県としてやっていくべきではないかと考えておりますが、この点につきまして、県の見解をお尋ねいたします。

【加藤医療政策課長】アピアランスケアに対する支援、助成制度は、昨年度、要望書が届きました関係で私どもも検討しようと、全市町に対しましてアンケート調査をいたしました。我々が考えているスキームとしては、県が半分出すので、市町も半分出しませんかという呼びかけで調査をしたところです。

その調査結果として、県がやるのであれば行いたいという自治体が8自治体ございました。逆に、行わなくてもよいという自治体が3自治体、どちらでもないという自治体が10自治体ということで、我々としましては県下一斉にスタートできればという考えでいたものですから、こういった市町の検討状況を踏まえて、もう少し様子を見ようと現在は様子見をしている状態で、検討は引き続きやっていきたいと考えております。

【宮本委員】アピアランスケアについては、各自治体でも推進はなされている。しかしながら、県全体として取り組むべきであるということ。先ほど課長からいただいたとおり、3市町につ

いては残念ではありますが、そういった形でやりたいという意思を示している自治体が多ければ、県としても検討していただければと思います。

これは、検討されて来年度から県としてやっていくとか、来年度に向けて検討しているとかという方向性があれば、教えていただきたいと思います。

【加藤医療政策課長】県内自治体の状況もですが、全国の状況も踏まえた中で、県内自治体の意向を再度確認しながら計画をしていかないといけないと思っています。

来年度すぐに県内の自治体全てがこの予算を取ろうとするかは、現時点ではなかなか難しいのではないかと思いますので、引き続き、各市町とも協議を進めていきたいと考えています。

【宮本委員】ぜひとも、各市町と連携を取って、様々議論していただければと思います。

ちなみに佐世保市においては、がんの患者さんが署名活動をして、それを提出して、やっと今年度から開始ということで、患者さんの声はかなり大きいものがあると私も実感した一人です。どうか引き続きのご検討をよろしくお願いたします。

こども政策局に質問いたします。午前中に堀江委員からもありました、お米券の配布についてであります。

実は私も、先議の審査の時に委員としていろいろ議論をさせていただきました。まだか、まだかと待っております、やっと今回、説明資料に上がってきたということです。堀江委員と全く一緒に、遅かったんじゃないかということが私も懸念材料として残っているところです。

午前中の質疑をお聞きしまして、いろんなスキームとか状況があるということ、その時の

委員会でも確認をさせていただいておりましたし、午前中の質疑においても確認をいたしました。

しかしながら、改めて考えるとプッシュ型、やはりこれの必要性は否めないんじゃないかなと思うんです。申請ということですが、申請漏れが出てくることは考えられます。これを制度変更、プッシュ型に今から切り替えるというお考えはありませんか。

【川村こども家庭課長】 制度につきましては、もう申請ということで準備を進めておりますので、プッシュ型に切り替えるということは、今のところ考えておりません。

ただ、午前中にも答弁いたしましたように、申請漏れがないように、しっかりと周知広報を図りまして対応したいと思っておりますので、ご了承いただければと思っております。

【宮本委員】 制度も既にできているということでもあります。これは私の反省点でもあるんでしょう。その当時、いち早くお米券を配布するには申請よりもプッシュ型の方がいいという議論もすべきであったというふうに、ちょっと反省もしながら考えていたところでもあります。

今後こういったことがあれば、どういった形が一番早く提供できるかを踏まえて、あるいは今までいろんな申請があつて、申請漏れがあつて、いろんな声があつたと踏まえた時に、今後こういった事業をする時には、その相手先が今回はもちろんわかっているでしょうから、明確にわかっている事業であればプッシュ型で進めていくことを検討していただきたいと考えておりますが、この点についてはいかがですか。

【川村こども家庭課長】 今、委員がおっしゃったとおり、まずは対象になる方にできる限りしっかりと届けさせることが必要かと思っておりますので、

今後また同じようなことがありました場合は、できる限り確実に早くお届けできる方法ということで検討してまいりたいと思います。

【宮本委員】 よろしくご検討ください。

それと、再度確認です。当時も質問いたしました、県内から県産米がなくなることはないという答弁がありましたが、これは大丈夫ですか。ちなみにどれだけの店が取り扱っているのかということ、改めて確認をさせてください。

【川村こども家庭課長】 今回、県産米と限定してお米券を配布いたしますが、農林部、関係部局と話をします限り、県内から県産米がなくなることはない聞いております。

今回の制度で、実際に県産米を取り扱うとされているところが大体570店舗と考えておまして、実際に取扱い対象として応じていただけるかは、今後の説明会等で募集をかける形になりますので、基本は570店舗をベースに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。周知徹底をどうぞよろしくお願いいたします。

【千住委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 幾つかお尋ねをしたいんですけれども、コロナ禍で活用されていた特例貸付制度、緊急小口資金、そして総合支援資金、小口については20万円、総合支援資金については60万円、180万円のケースがあります。コロナ禍の中でお困りになった方々に対するサポートとして、非常にタイムリーな拡充であったというふうに理解をします。

その一方で、もう返済が始まっていて、今の燃油高騰や物価の高騰の中での返済、非常に厳しい環境にあるという声を聞いております。

そこでまずお尋ねしたいのは、数次にわたって受付期間を延長してきたわけですがけれども、

県下でどの程度の件数で小口、総合支援資金を利用されたのか、まずその状況をお知らせください。

【野田福祉保健課企画監】生活福祉資金貸付の特例貸付についてのお尋ねでございます。

資金の種類は2種類で、ご案内がありました緊急小口資金、一時的に資金が必要な方に対しての小口資金が、延べ件数で1万2,930件、金額にしまして24億7,746万6,000円でございます。もう一つの総合支援資金が1万5,484件、額にして82億4,807万2,000円でございます。両方を合わせまして延べ2万8,414件、約107億円の貸付決定を行っております。

【深堀委員】両方含めて2万8,414件、額にして107億円と。この制度があったおかげで、非常に助かった県民がたくさんいらっしゃるというふうに思います。

この件数は、県の人口に対して何パーセントだったのか、はじけばすぐ出るんですが、これは全国的な制度ですから、長崎県民が利用した比率は、全国と比較して高かったのかどうか、そのあたりの評価はしていますか。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時32分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【野田福祉保健課企画監】特例貸付につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業とか失業等により収入が減少した世帯に対して、既存の生活福祉資金貸付制度に特例を設け、個人向けの緊急小口資金等を拡充した制度でございます。

通常の貸付制度とは異なりまして、対象者を絞り込んでいくところが難しく、我々としても

当初、どれくらいの方が申請されるのかとか、対象者がどのくらいかというのが把握できていなかった実情がございます。件数的に多いのかどうかというところは、判断が難しいところであるという現状でございます。

【深堀委員】 わかりました。

今、答弁の中で少しあったんですが、本当に緊急的な特例貸付けですから、通常の福祉資金と違って借しやすい状況であったと思います。それはいいことなんですけれども、返済に当たって考えれば、返済能力の話になってくれば、そこがどうだったのかということにつながってくると思うんです。

この制度では、住民税非課税世帯に関しては返済免除の規定がありますよね。だから、2万8,414件の貸付の実績があったわけですが、この中で大体どの程度が返済免除に該当するのか、返済しなければいけない件数がどれくらいあるのか。もっと言えば、返済が始まっていて、各市町の社協で返済が滞っている現状があるのではないかと、そういった状況についてお知らせをいただきたいと思います。

【野田福祉保健課企画監】償還免除等の状況についてのお尋ねでございます。

今、集計をしておりますのが、今年の1月から償還が始まりました緊急小口と総合支援資金の初回分の件数でございます。トータルで2万783件が1月からの償還開始となっております。そのうち償還免除が決定しておりますのが8,639件です。その他、弁護士の方が入って債務整理を行ったものが502件、償還を完了したものが183件でございます。免除等にならずに償還が必要な方が1万735件で、このうち償還猶予が既に決定しておりますのが703件でございます。残りは、居所不明で連絡がつかない方が724件

ございます。トータルで2万783件という状況です。

【深堀委員】詳しい報告をありがとうございます。

返済免除の方は、それは問題ないですね。今言ったのは小口の分でしょう。総合も含めてですか。（発言する者あり）総合も含めてなんです。わかりました。

返済期間が、小口であれば約2年、総合でいけば10年という目安があるわけですが、今言われた1万735件が返済をしなければならない件数。

実際にコロナ禍で非常に生活が苦しくて、いろんな審査も結構柔軟に認めてもらった貸付ですが、今、この物価高騰の折、もしかしたらコロナ禍よりもさらに苦しんでいる可能性がある。その中で、この1万735件の方々は返済がまさに始まっているということです。

何と申しますか特例的な免除、住民税非課税世帯でなくても免除のできるケースがあったと私は理解しているんですけども、そのあたりの基準とか、返済を猶予したり免除したりするところは各市町の社協の判断でできるものなのか、それとも県なのか、それとも国の指針なのか、そのあたりはどうなっていますか。

【野田福祉保健課企画監】償還免除の要件についてのお尋ねでございます。

委員ご案内のとおり、まずは住民税非課税世帯です。そのほかに、借受人がその後、生活保護を受給した場合、障害者手帳の精神保健福祉手帳1級、または身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けた場合。それから、借受人が死亡もしくは失踪宣告がされている場合。あとは償還が12か月以上遅延している借受人について、催告通知が返送されることによって償還が

開始されない場合なども免除の要件に入っておりまして、今、主なものを幾つか挙げましたが、これは国の通知に従って対応しております。

【深堀委員】わかりました。免除の規定もいろいろあるということが明らかになったわけです。

私、ちょっと気になったのは、ある報道を見た時に、この特例貸付制度を利用した方々が返済に苦慮して、結局自己破産になっているケースもあると。自己破産になる前に、なんで免除ができなかったのかと、ものすごく私は感じたんです。生活保護という形になった場合には免除になるというお話でした。であれば、自己破産する必要はなかったんだろうなと思ったりしたんです。

これは国の制度で、資金も国ですよ。母子父子寡婦福祉資金貸付金制度があって、かなりのお金を県内において毎年毎年、欠損処分をしている状況を見た時に、結局、この緊急特例貸付制度もそういうふうになっていくんじゃないかと。何年も何年も管理をして、最終的に時効が成立した形で欠損処分をしていくくらいなら、こういう特例的なものであり、今の社会情勢を考えた時に、ある程度の免除を増やしてもいいのではないかと。これはもちろん県だけの判断ではないんですけど、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

これから1万735件は返済しなければいけない。これを各市町の社協の方々がちゃんと管理していかなくちゃいかんわけですよ。大変なことだと思います。ですから、効率的という言い方は違いますね、実態に即した免除のあり方を検討すべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【野田福祉保健課企画監】今年1月から償還が開始されておりますが、償還免除の承認を受け

た方、また、償還が困難な方などたくさんいらっしゃるのが事実でございます。

特に支援が必要と考えられる借受人に対しましては、県社協、市町社協において、自立相談支援機関と連携しながらフォローアップを、支援をしっかりとやるようにと国からも通知がっております。

例えば償還免除を行った借受人に、免除になったからいいということではなくて、生活が苦しいということですので、市町の社協の方から電話や訪問、アウトリーチによる積極的支援、ケースに応じて自立相談支援機関による家計改善支援とか、就労支援とかをっております。

また、償還免除に至らなかった借受人に対しても、計画どおりの償還が困難であることが途中で判明した場合には、償還猶予や少額返済など、状況に応じた相談支援を行っているところでございます。こういったフォローアップも、今後しっかりとやっていきたいと思っております。

【深堀委員】今言って、すぐに答えが出るとはもちろん思っていなかったんですけども、この特例貸付けの返済状況については、これからも気がけてチェックをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、産後ケアのことにに関して、ちょっと質問をしたいんです。産後のうつ防止とか、育児への不安の抑制などを目的として、障害児・病児を抱える妊産婦と家庭、そして育児に不安を抱えていながら身近に相談できる人たちがいない産後の方々をサポートする支援制度です。

これの活用状況です。制度が今回少し見直されているわけですが、長崎県下においての産後ケアの活用状況、例えば出産した人の数に対してどれだけの方が利用したのか。全国的

な数字では、2021年度の実績で6.03%という数字があるんですが、長崎県下においてはどういう状況にあるのか、お尋ねをしたいと思います。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【川村こども家庭課長】産後ケアの利用実績ですが、今、うちで持っている数字が令和2年度の実績で、県下全域で1,799件となっております。

【深堀委員】令和2年であれば、長崎県下で生まれた赤ちゃん数は9,000人ちょっといらっしゃったはずですね。ということであれば、かなりの利用率ということになりますね。2割ぐらいの利用率なんですか。

【川村こども家庭課長】今お答えしましたのは延べ件数です。複数回利用している方がおられます。実人数は今、数字を持っておりません。

【深堀委員】この問題を聞いているのは、こども家庭庁が、今年の4月から、利用に関しての所得制限をなくしていますね。デイサービス型とか、訪問型とか、宿泊型とか、利用の範囲を広げたりしている。

ただ、これまでの産後ケアのネックになっていたのは、希望をしても、いろんな条件を満たさずに断念をしなければいけない方々が多数いたということです。それが改善されようとしているのかどうかを確認したいんですが、どうでしょう。

【川村こども家庭課長】現在の県内における産後ケアにつきましては、小値賀町を除く20市町で実施をしております。

中身につきまして、今、委員がおっしゃったとおり、宿泊型、デイサービス型、いろんな類

型がありますけど、市町によってばらつきがございまして。あと対象期間、産後どのくらいまでの期間やるのかもばらつきがございまして、今後は県内全体で何かできないか、そういったことも市町と意見交換しながら協議を進めていきたいと考えております。

【深堀委員】後日でいいんですけども、よくあるんですね、長崎県下の市町がやっていることで、各市町によって若干仕組みが違うというのはある。ただ、今、出生率が下がってきている中で本当に困っている、産後うつになる方も増えてきている中で、できるだけ等しく長崎県下で手厚い産後ケアをしてほしいという気持ちがあって質問をしているんです。

いろんな課題ももちろんあるわけで、そういったところをしっかりと精査しながら、長崎県下で本当に安心して子どもたちを産み育てられるような環境をつくるために、新たな仕組みといえますか、仕掛けをしていかなければいけないというふうに思っています。

今、答弁の中で、何ができるかを市町の方々と話をするということでした。ぜひそういった取組をやって、長崎県下でトップランナー的によくやっている自治体があれば、そこに合わせるような形が一番いいと思うんです。そういった仕組みをぜひ続けてもらいたい。

特に、小値賀町にないと言われた。局長は小値賀出身ですね。ぜひ取組をやってほしいんですけども、何か意気込みだけでも語ってもらえれば。

【浦こども政策局長】個人的なことは除いておきます。今ご指摘があったように、特に子どもに関する施策につきましては、地域格差があってはいけないものが多数ございます。それぞれの地域の特徴とか事情はあろうかと思います

けれども、特に子どもの安全・安心を守るという観点では、なるべく子どもは地域格差をなくしていくように、先ほどお話がありましたように、市町間で取組に差があるのであれば、県の方から働きかけを強めるなどして、先行的な取組を取組の十分でない市町に広げるとか、そういう取組についても進めていくように、県と市町の連携を強めてまいりたいというふうに考えております。

【千住委員長】ほかにございませんか。

【浅田委員】いろいろお伺いをさせていただきたいんですが、議会の中でも出ておりましたG7、せっかく長崎で政府型の国際会議ということで行われた中で、100日前フォーラムでは長崎健康宣言なるものが出されておりました。

G7を受けて新しい視点なり、こういうところを、せっかくそういう場所に選ばれたこの地から、今後県民に対して発信していきたいというものなどはございますでしょうか。

【寺原福祉保健部長】まず、本県で開催された意義については、本県は日本における西洋医学の発祥の地でございますし、長崎大学は世界的にも著名な感染症の拠点でもございます。そういった場において開催されせたこと、また、各国の保健大臣がそういったことを知っていたことは、本県が今後一層、国際学術都市として発展する大きな一歩になったのではないかと考えております。

また、県としては、今委員ご指摘のとおり、100日前フォーラムを2月5日に開催いたしました。その中で、健康宣言に基づく健康づくりとか、保健医療福祉関係のネットワークづくり、遠隔治療の推進などについて発信をしたところでございます。

これは、我々県としての思いをしっかりと県民にお伝えするというものでございますので、今申し上げた3つについて、しっかりと県民とともに施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

【浅田委員】 G7の保健大臣会合を長崎県でやっていただいたことは非常にありがたいことですし、そういうすごいことが行われたんだということが県民の皆さんにも伝わったと思うんですが、その先がなかなか。それだけのものがあり、長崎のように医学の発祥の地と言われている場所から、もっともっと広げる意味合いがあるかと思うんです。

今言っていた健康寿命、全国と比較してもかなり下位にあるような状況で、もっともっというんなことをやっていく中において。

長崎は、若い世代の健康づくりに対しての意識が非常に低いと、100日前フォーラムの時に出ていたということです。健康増進について授業を受ける時間が限られていて、そういうことが高校では50分あるかないかとか、それ以下というような状況で、教育委員会にまず聞こうと思ったら、福祉保健部とそういうところの連携がうまくできていないという話もあったものですから、あえて福祉保健部で聞かせていただいて、その後に今後、教育委員会等々につなげていく。

せっかく、この間行われたばかりのG7でありますので、そういうところをもっと密に詰めていただいて、教育の分野に広げていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】 子どもへの健康教育につきましては、学校における健康に関する授業時間は限られておりますが、現在、長崎県政出前講座や、高等学校が実施するふるさ

と教育等を活用しまして、長崎健康革命をテーマとした講話の受講を希望される学校も出ております。また、今年度は、たばこに関する子ども向けチラシを作成しまして、学校における喫煙に関する教育の中で活用していただけるよう配布することとしております。

健やかな身体の育成のために、それぞれのライフステージにおける健康教育につきましては、福祉保健部のみならず教育庁やこども政策局の関係各課においても取組が進められているところです。

今後につきましては、今年度策定する健康ながさき21（第3次）におきましても、子どもの健康に関する目標を定めまして、施策の方向性と取組を盛り込むこととしておりますし、関係各課と連携して、様々な機会を活用して推進していきたいと考えております。

【浅田委員】 これから様々な取組をやっていただけるということですが、今回あえて聞かせていただいたのは、先日、G7保健大臣会合を、ここ長崎を選んでやっていただいた、長崎のこれまでの歴史をもっと踏まえて、そこを広げていただきたいという意味と、先ほど、たばこの問題等々の請願もありました。健康寿命を延ばすといっても、50代、60代が今からやるのは、ものすごくハードルを上げていかなきゃいけないですけども、それを若い世代からやっていく必要性をしっかりと、教育委員会ともしっかりと連携を取って取り組んでいただければという思いで質問させていただきましたので、よろしくをお願いします。

続いてもう1つ。最近、一般質問でも、長崎県はとにかく動物の殺処分が多いことを取り上げられます。殺処分に関しまして、本来であると県民生活環境部が所管になるかと思うんです

が、この問題の一つとして、多頭飼育をしているから、ここにつながっていく。この多頭飼育の問題に、高齢者の方々がご自分で飼っていることがあります。

過去の一般質問で多頭飼育のことが質問された時に、市町と協議会を開きながらしっかり取り組むというようなご答弁もあったんですけども、それが現在はどうなっているのか、県民生活部との連携のあたりを詳しく教えていただければと思います。

【野田福祉保健課企画監】多頭飼育の問題でございます。多頭飼育の背景には、生活困窮や社会的な孤立などがございます。福祉的な支援が必要な飼い主も多いことから、令和3年度と令和4年度に生活困窮者自立支援の従事者や民生委員、児童委員の研修会において、多頭飼育をテーマとした講義や事例検討を実施しており、意識啓発に努めているところでございます。

【浅田委員】そういう研修を重ねているというお話でございましたが、長崎県も、知事も含めて、これに関してはしっかりとロードマップをつくって取り組んでいこうという状況で、生活困窮者の方、民生委員の方、かなり負荷がかかっているというようにお声も聞いています。自治会の方々に聞いても、まずは多頭飼育を事前に防ぐための活動をしようとしても、そういったところを理解しづらい状況であったりと。

今回、生活衛生課で予算を取っていただいて、手術の手当を700頭まで増やしたりと、いろいろなさっているんですが、実態として、地域の方々がなかなかそのフォローアップをしていただけない。

去勢手術に関しても、一部の医療機関ではしっかり取り組んでいただいているけれども、動物の手術をすると、また違った病気が発生する

というようなことから、受入機関が少ない等々の問題があります。

殺処分ゼロを目指す。長崎は本当に全国でもワーストなので、そこから上げていくには福祉の視点が必要で、3年、4年でそういうふうに行われていたということですが、福祉保健部としては、それをどう分析して、今年度以降にさらに発展させるような活動をなさるご予定かを教えてください。

【野田福祉保健課企画監】多頭飼育の問題解消につきましては、予防や早期発見が重要ですので、連携できることは、訪問や見守り活動の中で飼育環境に問題があると気づいた時には、すぐに保健所などへ情報を入れることだと考えております。

飼い主の中には、行政の介入を拒否するケースも多いので、解決に至るには飼い主との信頼関係の構築も必要だと思います。そういったところは、地域において日常的な訪問活動や見守り活動により、飼い主に寄り添いながら支援を行っている民生委員だとか、そのほかの相談支援員の役割はとても大きいと思いますので、今後、こういった取組が具体的にできるのかというところは、県民生活環境部とも意見交換を行いながら、人と動物、どちらにとっても良い環境がつけられるよう連携していきたいと考えております。

【浅田委員】しっかりと連携をしていただくことが重要で、今、民生委員とかいろいろ出ていました。しかし、福祉保健部の方はお分かりのように、民生委員の役割、負荷が非常に大きいんです。長崎市においても、高齢者の方々にそれを地域で担っていただいている。私どもの地域もすごく坂のある町でございまして、そこに行くと、多頭飼育をしている方たちに介入する

ことは本当に非常に大変な状況で、地域の方が担うところを超えて今、NPO団体とか、いろんな方たちがやってくださっています。ここは早急に、様々な形で、目に見える形で。せっかくロードマップも築いているわけですから、そういうものをぜひ、数値的に見えるような形で、しっかりとやっていただきたい。

この間から私のところに、その相談件数が急激に増えていまして、離島から来られたりとか、いろんな状況が続いています。各地域において、様々な状況に取り組んではいるけれども、やっぱり減っていない状況である。

一つは、多頭飼育をしている方々は高齢者、そして生活困窮者で、今度は孤独・孤立対策にもつながってくると思います。こちらの推進法が今回、国において6月に公布されたばかりでありまして、ここが共々に進んでいくことが、いろんなところの解決につながるのではないかと考えております。

長崎県として、孤独・孤立につながる視点からどのようにお考えかを教えてください。

【野田福祉保健課企画監】委員ご案内のとおり、今年6月に法律が公布されまして、来年4月から施行となっております。

基本的には孤独・孤立対策の取組については、住民への直接的な支援を含めまして市町が中心になって進めていくものと考えておりますが、県としましては、広域的自治体の立場での役割を整理しまして、その役割の範囲の中で具体的に何をすべきか検討していく必要があると考えております。

孤独・孤立の状況には、心身の健康とか経済的な困窮など多様な問題が複雑に存在しておりまして、様々な悩みを抱えている方が孤独・孤立の状態に至らないように、人と人とのつなが

りを実感できる地域づくりを推進して、孤独・孤立に至っても支援を求めやすい社会にすることが重要であると考えております。

県としましても、当事者の立場に立って、必要な施策や支援を関係部局や市町、関係機関、支援団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

【浅田委員】縷々、お答えをいただきましたし、実際調べても、孤独・孤立関連の事業は本当に幅広くて、自殺問題にも関わってきます、引きこもりにも関わってくる、若い世代から高齢者まで、いろんな方たち、県民の方が関わってくる問題で、事業を見ても、確かに様々な交付金とか事業の数も多い、予算額も確かにあるんです。それを来年施行されてからというよりも、そこをワンストップ型にしたりとか、ネットでも相談のところがわかるように書いてくださったりはしていますけれども、どちらかという、それを活用できない方々が非常に多いのではないかなと思うんです。ホームページやSNSで発信していない人こそが、こういったところにはまり込んでしまって、最近はいろんな事件につながっている事案も多いし、多頭飼育もそうですし、関わることがあまりにも多くあります。

令和3年度に市町と協議会をしていただいておりますが、そこでしたことを確実にしっかりと、どのように分析をし、どのように取り組んでいくのかというのを、次長なり部長なり、しっかりとここはやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【寺原福祉保健部長】委員ご指摘のとおり、孤独・孤立による直接的な苦しみを持っている県民の方々、また多頭飼育もそうだと思いますが、様々な影響が生じてきているというふうに認識しております。

一方で、我々も孤独・孤立対策に係る施策を非常にたくさん持っておりまして、重層的な対応が必要不可欠であるというふうに考えております。

また、孤独・孤立に苦しんでいる方々に直接、どう声を届けるのか、どう声を聞くのかということも非常に大きな課題になっております。そういった意味で、例えば民生委員の方々にいるご尽力をいただいているところですが、一方で負荷も大変かかっているということもございます。

我々も、様々な周知活動等に努めてまいりますが、なかなかそういった声が届かない方々に対して、どう声を届けるのか、どう聞くのが非常に大きな課題ですので、まずしっかりと部内においても協議を進めていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】実態をもう少しわかりやすく、今後はしっかりと出していただいて、できることを、例えば学校もそうですし、いろんなところの連携が必要だと思えます。

私も介護施設で働いている中で、私は訪問介護はやっていませんが、ヘルパーとして行った先で、すごく多頭飼育をしている方々がいらっしゃって、でも、みんながみんな動物が大丈夫なわけではなくて、ヘルパーとしては行きたいけど、動物に向き合えない方とか、いろんな悩みが重層化してくる。そういうところに行く人材不足とか、本当にこの問題は根が深く広がっていくというふうに思います。

これは我々もそうですけれども、共々に、長崎の方、そして長崎で生まれた動物等々も含めてしっかりと生きていけるような地域づくりをさせていただければと思います。時間ですので、質問を終わります。

【深堀委員】一つだけ、「くるみん」に関して確認しておきたかったので、次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働省の認定基準ですけれども、令和4年4月から若干基準が見直されております。

気になったのは、九州各県で「くるみん」、そして「プラチナくるみん」、「トライくるみん」の認定の率が、九州各県の状況と比較して長崎県が低いというデータがあったものですから、直近の状況をお知らせいただきたいと思います。

【黒島こども未来課長】「くるみん」についてのお尋ねです。

ご指摘のとおり、次世代育成支援対策推進法に基づく、いわゆる子育てサポート企業として厚生労働省から認定を受けた企業の認定マークです。

長崎県は、令和5年5月31日時点で、「くるみん」の認定企業は34社ございます。「プラチナくるみん」認定企業は1社のみ。

ご指摘のとおり、令和4年に基準が変わりまして、従前のくるみん認定の基準を満たす企業を「トライくるみん」としてありますが、これは全国でも今のところはたしか1社かと思えます。長崎県にはございません。

申し訳ございません。委員ご指摘の認定企業の率が、他県に比べて長崎県が低いかどうかというところですが、今、全国比較の認定率のような数字を持ち合わせておりませんで、ちょっと整理して説明させていただければと思います。

【深堀委員】私が日経の記事で見たのは、2023年、今年の3月末のパーセンテージです。従業員50人以上かつ資本金が出資金3,000万円以上の企業の中で、プラチナくるみん、くるみんの認定率が示された表が記事化されていまして、

長崎県はプラチナくるみが0.6%で九州各県の中では最下位、くるみは21.5%で下から3番目です。

もちろん企業がやることですので、働く人たちの意識の改革も当然必要だと思うし、それに取り組むことによって、その企業の社会的信用とか、もしくは、そういったものに認定されれば、その企業に入ってくる優秀な人材を確保するために優位に働くわけです。こういった推進事業を、いかにその企業のインセンティブになるような仕組みにするかということだと思うんです。長崎県もいろんなことを取り組んでいます。そういった取組をした企業に対して、いろんな優遇制度をつくっていくことも重要だと思うんです。

これは国の制度ですが、そのあたりを県独自に考えていくということはないですか。

【黒島こども未来課長】くるみん制度につきましては、深堀委員ご指摘のとおり厚生労働省で進めている事業で、子育てサポート企業ということでございます。

類似と言えますかどうか、長崎県においても、実際に子育て、あるいはその前段、結婚、子育てに事業者の理解を求めたいということで、ながさき結婚・子育て応援宣言というものを設けておりまして、宣言をしてくださったところについては、例えば人材の確保・定着につながることや、県でやっております結婚支援事業のお見合いシステムの会費の割引制度を設けていることなどについてご案内をして、宣言を呼び掛けております。現在、600社以上が応援をいただいているところでございます。

この制度は、子育て等の支援に取り組んでいただくきっかけとして準備した制度でございまして、実際に事業としては雇用労働政策課の

所管になりますが、Nぴか認定企業ということで、女性の活躍とか、結婚・子育て応援も含めて優れた取組をされているところについてはNぴか企業ということで認定をしております。そういったところには、県の入札での加点制度などインセンティブが準備されているところでございます。類似の制度といたしますか、こういった取組にできる限り多くの企業に取り組んでいただきたいというところではございます。

くるみん制度は、なかなか認定の基準が厳しゅうございます。まずは結婚・子育て応援宣言をしていただき、取組をしていただいて、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画をつくっていただいて、さらなる取組をしていただいて、例えばNぴかを取得していただくとか、そういった一連の流れを呼びかけて、認定企業には一定のインセンティブ等も準備させていただいているところでございます。

【深堀委員】最後にしますけれども、これは企業の話ですけれども、県としてもプラチナくるみぐらい、男性の育児休業取得率が30%以上、育児休業と育児目的休暇取得率が50%以上ですが、県も率先してそれぐらいやっているんだということをしてほしい。県はくるみんの対象外かもしれないですけど、率先してやっているんだということ県内のいろんな企業の皆さん方に伝えていくことも一つの方策だと私は思うので、ぜひ取組を頑張っていただきたいと思っております。

【浅田委員】すみません、1点だけ。先ほどからお米券の話等々が出ていたんですが、それと併せて、「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーンとか、2億円以上の予算があって、たくさんのお店の方がキャンペーンに来られているということです。

実は私のところに何店舗かの方が来られて、今でこそ店に来てくださる方も増えてきているけれども、コロナ禍で大変だった店舗が10万円とか、備品購入の20万円とかを負担することが大変で。協力はしたけど、一体それがいつ払われるのかがわからないと何人かから、実は先ほども、委員会前に電話があったんですけど、このあたりはどうなっているか、教えていただけますか。

【黒島こども未来課長】「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーンに関するご質問かと思えます。

昨年10月に予算計上いたしまして、今年4月28日まで、一部、補助金については申請期限を延長したところですが、1月から4月までの間でキャンペーンを実施して申請をいただきました。冒頭、局長説明でも申し上げたとおり、多くの申請をいただいたところでございます。

こちらの支払いについてですけれども、支援金につきましては、いわゆるインセンティブとしましてやり切りの精算なしということで、経費を伴わないサービス提供に対して3万円、経費を伴うサービス提供については20万円を上限とした制度でございます。

こちらについては申請件数がかなり多かったんですけども、審査をいたしまして、6月末までに概ね8割程度支払いが可能でございます。現在、順次審査を進めて、一部差戻しということも生じておまして、順次、支払ってまいります。

一方の補助金につきましては、実績に対する補助ということで、サービス提供に伴う備品購入等で10万円、消耗品はまとめ買い等ということで3万円ですが、どうしても実績に対するものですので領収証の添付等もお願いをしております。

まして、そういったところの実態がどうかであったとか、支払いの申請内容についてどうかという審査にちょっと時間を要しております。こちらの審査が少し遅れておりますけれども、どちらでもできる限り早急に支払いをしていきたいと考えております。

【浅田委員】既に終わった事業でありますし、幾つかの店舗は、ガチャガチャとか、ああいう備品を買って、子どもたちが来るようにしているところを見せていただいたんですけど、結局、そこからしばらくなので。

子育て世代の応援もすごく大事だし、ありがたい話であるし、そうすることによってお客様も来るんだけれども、買った備品費用が店舗によっては負荷がかかっておりますので、そういったところを早急にお願ひできればと思います。以上です。

【千住委員長】ほかにありませんか。

【山下副委員長】皆さん、お疲れさまです。最後ですので、手短に1問だけ、保育行政についてお尋ねをしたいと思います。

先日、政府から異次元の少子化対策の中身が明らかになったわけでありまして。今後3年間で3兆円規模のということで、その中で保育所の拡充、サービスの拡充ということで支援策が盛り込まれておりました。

以前から、保育関係者からも配置基準の見直しや処遇改善について要望等もありました。今回見てみますと、1歳児保育については6人に1人から5人に1人の配置になりますと、4～5歳児保育については、30人に1人から25人に1人へと、プラス運営費も加算をしますよ、それから保育士の処遇改善もやりますよと。私は、これはいい政策が出てきたなと、私自身は評価をいたしました。

というのは、今までは独自に加配をされて、手厚いサービスを自分の財源で行われていたわけですから、これはいい方向性だなと思っていたんですが、先日、保育園の園長さんたちの会で、率直な意見をお聞かせくださいということで聞いたところ、ありがたい話なんだけれども、今後、保育士の確保が本当にできるのかなと非常に心配していますというお声をいただいたわけでありまして。潜在保育士も含めて確保ができるのかなと、確保ができなければ、幾らいい制度、予算があってもできないわけでありまして。

まず、国の方向性、この異次元の少子化対策について、県としてどのように評価をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

【黒島こども未来課長】ご質問いただきました、政府が進めようとしてされている異次元の少子化対策についてでございますが、次元の異なる少子化対策実現のためのこども未来戦略方針が、先日、国で取りまとめられました。

こちらに、委員ご指摘のとおり保育士の処遇改善の一環として配置基準の見直し、75年ぶりということ、それに加えて処遇改善について検討していくとか、0・1・2歳児対象でしょうか、「こども誰でも通園制度」というような方針も盛り込まれております。

待機児童につきましては、長崎県では令和2年度以降ゼロで推移をしておりますが、保育需要が高まりますと、保育士の確保が難しくなっていくというところで、一層の処遇改善、国の方でまずは配置基準の見直しがされる方向性につきましては、先日の政府施策の要望で県としても強く訴えかけまして、まずは子ども子育て支援新制度の際に積み残された配置基準が改善される、そこは歓迎したいと思います。

ただ、恐らくそこで十分ではない。委員ご指摘のとおり、本県の調査では、今現在も手厚く、基準より1.3倍程度に配置をされている。それはやむにやまれずといいますが、必要性があって配置をされている。それが、基準が見直されて、そこで十分かどうかというのは、園によってはさらにといいところもございましょうし、新たな保育需要も掘り起こされてきますと一層、保育士のいわば取り合いといったようなところが懸念されると考えております。

例えば、市町独自での確保策、補助金とか、そういったものをされるところもありますけれども、もちろんそれは財政力によって違いが出てしまう。保育の質の確保が求められる中で、市町の財政力に応じてというのはちょっと許しがたいと思いますので、いかに幼児教育の質を確保できるような保育士のスタッフ、安全・安心も当然確保しながらできるか。

県の方で保育士の確保については、国で措置されております加算措置などの処遇改善と併せて、働き甲斐というところもございまして、加算の要件になっておりますキャリアアップ研修などにも取り組んでおりますし、一方で幼児教育センターも立ち上げました。そういったところでの研修を通じて質の向上とやりがい、ひいては離職防止といったところを図りたいと思います。

また、潜在保育士の方々の意見といいますが、保育士というお仕事はなかなか責任も重く、人間関係等で辞めるというデータもございまして。そういったところで辞めた方に、もう一度保育士のお仕事をいう働きかけも引き続き、保育士・保育所支援センターの事業で取り組んでいきたいと思っております。

もちろん保育士の修学支援資金なども、令和

5年度は十分な額を確保いただいていますけれども、引き続き国の方で措置いただいて、多くの方に利用いただいて、県内の保育施設への就業を促進していきたいと。

当面はまず国の動きを見ながら、こういった県の動きも検討してまいりたいと思っております。

【山下副委員長】離島半島を抱えている我が県において、基本的には21市町それぞれで地域の事情があって、それぞれの保育政策を行政をやっているのが基本だとは思いますが、例えば財源が豊かなところは、こういう手厚い保育行政をやっていますよと、片や隣のところはなかなか財源がなくて、だから、市の境を超えると全然違う保育行政をやられているところ結構出てくるんじゃないかなと、ちょっと心配しているところもあるので、ぜひとも県ですね。これは21市町でやっているんですよ、じゃなくて、束ねるような格好で、ぜひリーダーシップをとって、21市町と連携を取って、今後、国から出てくるであろういろんな具体策について、一緒になって、21市町に寄り添って保育行政を進めていただければというふうに思います。

最後に、こども政策局長のご所見をお聞かせいただけますでしょうか。

【浦こども政策局長】保育行政に関する質問でございます。先ほど課長からも答弁しましたが、今回、保育士の配置基準を、約75年ぶりに国が見直すと、ここは大きなターニングポイントになってくるのではないかと思っております。

政府施策要望に私も同行いたしまして、担当大臣から、「そこをしっかりと頑張ります」というふうな言葉を直接聞いたところであります。

また一方で、ただいまご指摘がございまして、

すように保育士等の処遇改善というのも課題となっておりまして、配置基準と処遇改善は車の両輪と申しますが、どちらだけが良くなってもだめで、どちらともうまく好循環しながら改善していかないといけない問題だと思っております。

ご指摘のように、配置基準が見直されて、多くの保育士の確保が必要な時に、いい処遇のところに保育士が集中するということがあるのは本末転倒になってきますので、ただいまご指摘がありましたとおり、特に保育士等の処遇改善に向けては、離島・半島、過疎地域も含めて、市町のご意見もしっかりお聞きしながら、県としてできることがないかというのを、今年度しっかり考えていきたいと思っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【野田福祉保健課企画監】申し訳ございません。先ほど、深堀委員からのコロナの特例貸付けの償還免除要件について答弁させていただきましたが障害者手帳の種類のところの一つ漏らしておりましたので、付け加えさせていただきます。

当初、精神保健福祉手帳1級、または身体障害者手帳1級または2級とだけお伝えしておりましたが、療育手帳のA、こちらが入っておりました。大変申し訳ございません。以上です。

【千住委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より、「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【千住委員長】それでは、浅田委員から、意見書案提出についての提案、趣旨説明等をお願い

いたします。

【浅田委員】今、皆様のお手元に配らせていただいたのが「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案」でございます。

今、長崎県におきましても健康寿命増進、延ばしていこうというような話がある中で、歯の問題は非常に重要であると言われております。

子どもたちは、学校歯科保健制度において学生時代まではしっかり歯科健診が受けられますが、その後、成人してから40代から70代までの間の健診の受診率が非常に低いものになっております。

これから健康寿命を延ばすためには口腔内の健康維持は極めて重要であるということから、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診ができるようにということで意見書を提出させていただいておりますので、ぜひ皆様のご検討をお願いいたします。

【千住委員長】ただいま浅田委員から説明がありました、「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、採決に移りたいと思います。

意見書案の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書案」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしますか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時29分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時40分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時41分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年6月26日

文教厚生委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|------------|--------------------------------------|------|
| 第 56 号 議 案 | 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 | 原案可決 |

計 1 件 (原案可決 1 件)

2 請 願

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|-------|--------------------|------|
| 第 1 号 | 長崎県における喫煙対策に関する請願書 | 採 択 |

計 1 件 (採択 1 件)

委 員 長 千住 良治

副 委 員 長 山下 博史

署 名 委 員 深堀 ひろし

署 名 委 員 富岡 孝介

書 記 平古場 俊一

書 記 武次 潤

速 記 (有)長崎速記センター